

# 国際交流事業に関する報告書

---

## 2010年版

The Report about International Exchange Activities  
in Japan Federation of CPTAs Associations  
and Regional CPTAs Associations



日本税理士会連合会国際委員会

International Relations Committee  
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

# 国際交流事業に関する報告書

2010年版

The Report about International Exchange Activities  
in Japan Federation of CPTAs Associations  
and Regional CPTAs Associations

日本税理士会連合会国際委員会

International Relations Committee

Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

# 国際交流事業に関する報告書

2010 年版

## 一 目 次

ご挨拶.....	iii
はじめに.....	1
第1部 日税連の国際交流事業について.....	2
1. AOTCA の活動支援について	
2. 諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動について	
3. 諸外国における税理士制度導入・発展に向けた支援及び広報活動について	
第2部 税理士会の国際交流事業について .....	9
I 税理士会の国際交流事業の概況 .....	9
II 所掌機関の状況 .....	9
事例の紹介	
<東京会> .....	9
<千葉県会> .....	10
<近畿会> .....	10
<名古屋会> .....	11
<北陸会> .....	11
<九州北部会> .....	11
<沖縄会> .....	12
III 観察・研修事業の状況 .....	12
事例の紹介: 観察	
<東京会> .....	12
<名古屋会> .....	14
<東北会> .....	17
<東海会> .....	19
事例の紹介: 研修	
<近畿会> .....	26
<千葉県会> .....	27
IV 外国の専門家団体との協定の状況 .....	29
事例の紹介	

<東京会> .....	30
<東京地方会> .....	33
<千葉県会> .....	36
<近畿会> .....	37
<名古屋会> .....	38
<北陸会> .....	39
<中国会> .....	40
<四国会> .....	41
<九州北部会> .....	45
<南九州会> .....	47
V その他の事業の状況 .....	48
事例の紹介	
<東京会> .....	48
<近畿会> .....	49
第3部 日税連及び税理士会の国際交流事業の状況の総括と今後の方向 .....	50
むすびに .....	58
<b>参考資料</b> .....	59
国際委員会委員リスト .....	113

## ご挨拶

この度、日税連及び税理士会における国際交流事業の実態をとりまとめた報告書が作成されたことは、前国際委員長として誠に喜ばしく、まずは友利博明国際委員長はじめ委員各位の皆様のご尽力に深く感謝の意を表したい。

日税連・国際委員会は、1993年の設置以来、限られた委員構成で運営されてきたが、様々な分野での国際交流事業が着実に推進され成果を上げてきた。具体的には、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）の活動において指導的役割を果たし、協会の拡大、発展に大きく貢献してきた。また、アジア諸国における税務専門家制度の創設、発展のための支援を積極的に推進し、ベトナム及びモンゴルにおける税理士制度の導入、税理士会設立につなげることができた。その一方、税理士会との連携、関係資料の有効活用等、推進が困難な分野があつたことも事実である。

2010年4月より国際委員会が全15税理士会からの委員構成に拡大されたことを受け、組織的な情報交換、意見交換を行うことができるようになった。本報告書に記載されているとおり、各税理士会が様々な国際交流事業に積極的に取り組んでいること、独自の活動を推進している税理士会もあることを再認識することができた。今後、日税連と税理士会間の情報の共有化、連携・協力が強化されれば、より効率的・効果的な事業活動が期待できよう。

国際交流事業は、必ずしも、その成果が直ちに具体化し、税理士制度や税理士業務等に反映されるものではない。しかしながら、ひとつひとつの活動を継続し、諸外国の関係団体との交流を積み重ね信頼関係を築き上げてゆくことが、これから日本の税理士制度のみならず特にアジア地域における税務専門家制度の発展につながるものと考える。

本報告書が、今後の国際交流事業のあり方を考える契機となり、関係各位に参考資料としてご活用いただければ幸いである。

日本税理士会連合会  
副会長 大前 香  
(国際委員会担当)

## はじめに

日税連・国際委員会は 2010 年より全国 15 税理士会からの委員構成に拡大され、新体制での運営が緒についたところである。国際委員会は、1993 年の設置以来、限られた委員構成で運営されてきたが、様々な分野での国際交流事業が着実に推進され成果を上げてきた。しかしながら、税理士会との連携、関係資料の有効活用等、推進が困難な分野があったことも事実である。そこで、新体制となった当委員会では、これまでの事業をさらに充実させるとともに、従来から課題とされてきた項目について検討を進めるとした。

中でも、税理士会の国際交流事業との連携、協力、情報の交換、ひいては税理士会が行う国際交流事業への支援のあり方を考えることは、重要な課題の一つであった。その手始めとして、当委員会では、全国 15 の税理士会における国際交流事業の実態に関するアンケート調査を行い、全容を把握することとした。その結果、様々な形態の事業が行われていること、独自の活動を進めている税理士会もあること等、大変興味深い情報を得ることができた。

一方、当委員会委員は、日税連が推進している国際交流事業についても積極的に情報を見出し、税理士会の参考に資することが重要であるとの認識で一致した。

本報告書は、日税連の国際交流事業の概要、税理士会が推進する国際交流事業の経緯、具体的な事例紹介、問題点の提起等を網羅的にとりまとめたものである。時間の経過とともに記録の保存がない等の問題もあり、全事業を確認することは困難であったが、多彩な事例を盛り込むことができた。関係各位に参考資料として活用いただければ幸いである。

日本税理士会連合会  
国際委員長 友利博明

## 第1部 日税連の国際交流事業について

日税連の国際交流事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA)の活動支援、②諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動、③諸外国における税理士制度導入及び発展に向けた支援、④日本の税理士制度の海外に向けた広報活動を大きな柱として展開している。

以下にその概要を記す。

### 1. AOTCA の活動支援について

#### (1) AOTCA 設立の経緯と日税連の支援

ヨーロッパには、ドイツ連邦税理士会等が中心となり設立したヨーロッパ税務連合 (CFE, Confederation Fiscale Europeenne)<sup>i</sup>があり、日税連では早くからその存在に关心を寄せていたが、1988年頃から、アジア・オセアニア地域の税務専門家制度についての調査に着手した。同地域に CFE に匹敵する国際組織を設立し各国の税務専門家が結集する場を設け、税務専門家制度のグローバルな認知を高めることが期待されたのである。

日税連は、税理士制度 50 周年記念事業の一環としてこの構想を具体化することとし、AOTCA 設立に向けた活動を進めた。1990 年、1991 年には、関係役員が調査結果に基づいて選定した各国の税務専門家団体を歴訪し、AOTCA 設立趣旨を説明し加盟を呼びかけた。その結果 1992 年 6 月までに、8 カ国・地域の 10 団体が AOTCA の目的、すなわち①加盟団体相互の理解と協力を促進すること、②タックスコンサルタントの業務の拡充に資すること、③タックスコンサルタント相互の友好親善に資することに賛同し加盟が確定した。

AOTCA 設立総会は 1992 年 11 月に東京で行われ、片岡輝昭氏（当時の日税連会長）が初代会長に選任された。設立時の加盟団体は次の 10 団体である。

- ・パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association
- ・オーストラリア会計士会 Australian Society of CPAs (当時の名称)
- ・香港会計師公会 Hong Kong Society of Accountants
- ・オーストラリア勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants in Australia
- ・日本税理士会連合会 Japan Federation of CPTAs' Associations
- ・韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants
- ・マレーシア租税協会 Malaysian Institute of Taxation
- ・中華民国税務会計記帳代理業職業工会全国聯誼会 (当時の名称) Tax Accountancy Association of R.O.C.
- ・フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines

<sup>i</sup> 1959 年設立。ヨーロッパ 24 カ国の 33 団体が加盟。傘下に 18 万人のタックスアドバイザーを擁する。  
<http://www.cfe-eutax.org/>

・オーストラリア租税協会 Taxation Institute of Australia (当時の名称)

## (2) AOTCA 発展の経緯

AOTCA では、規約に則り毎年 1 回全加盟団体代表が出席する役員会及び 2 年に 1 回定期総会を開催しているが、設立から数年間は組織の安定化に向けた検討に多くの時間が費やされた。協会のロゴ決定、役員構成、規約の見直し等が着々と進められた。また、加盟団体の拡充は当面の最重要課題であった。加盟団体がない国について情報収集を進め、候補団体に対しては積極的に加盟勧奨を行った。その結果、2010 年 11 月現在の加盟団体は 16 カ国・地域の 20 団体（準加盟の 1 団体を含む。）に拡充し、アジア・オセアニア地域のほぼ全域をカバーしている<sup>ii</sup>。

会報『AOTCA ジャーナル』は年 2 回、論文集『テクニカルレポート』は年 1 回発行されてきたが、2009 年の AOTCA ホームページのリニューアルを契機に、これらの紙による出版物の発行は全て停止された。

会議開催のホスト団体は、毎年の定例会議に併せてセミナーを企画・実施している。毎回様々なテーマが準備され、開催国だけでなく加盟各国からのスピーカーが参加し、国際組織ならではの多彩な内容のセッションが展開されている。また、2002 年には設立 10 周年を記念して京都において第 1 回 AOTCA 国際コンベンションを、その 5 年後 2007 年にはクアラルンプールにおいて第 2 回 AOTCA 国際コンベンションを開催した。

2004 年頃からは、他の関係国際機関との連携、協調が図られるようになり、特に、2005 年以降、CFE 及びアジア税務長官会議(Study Group on Asian Tax Administration and Research, SGATAR)<sup>iii</sup>の定例会議に代表者が相互出席し、情報収集及び意見交換を行うことが慣例化している。2009 年 9 月には、ギル・レビー会長が CFE 税務業務委員会のフォーラムに出席し、AOTCA 加盟各国の税務専門家制度について講演を行った<sup>iv</sup>。

AOTCA 設立から 2010 年までの歴代会長及び定例会議開催は表 1-1、1-2 のとおりである。

表 1-1 AOTCA 歴代会長

任期	会長	会長所属団体（事務局担当）
1992 年 11 月～1996 年 12 月	片岡輝昭	日本税理士会連合会
1997 年 1 月～2000 年 12 月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会
2001 年 1 月～2004 年 12 月	具鍾泰	韓国税務士会
2005 年 1 月～2008 年 12 月	森金次郎	日本税理士会連合会
2009 年 1 月～	ギル・レビー	オーストラリア租税協会

<sup>ii</sup> 資料 2 を参照。

<sup>iii</sup> SGATAR はアジアの 16 カ国・地域の税務行政当局で構成され、域内における税務行政の協力と知見の共有を図ることを目的とした会議体である。

<sup>iv</sup> 資料 4 を参照。

表 1-2 AOTCA 定例会議

年度	開催地	主な会議、行事等
1992	東京	設立総会
1993	シドニー	第 1 回役員会
1994	東京	第 2 回役員会、第 1 回定期総会
1995	ソウル	第 3 回役員会
1996	京都	第 4 回役員会、第 2 回定期総会
1997	マニラ	第 5 回役員会
1998	クアラルンプール	第 6 回役員会、第 3 回定期総会
1999	台北	第 7 回役員会
2000	ソウル	第 8 回役員会、第 4 回定期総会
2001	クアラルンプール	第 9 回役員会
2002	京都	第 10 回役員会、第 5 回定期総会、第 1 回国際コンベンション
2003	ソウル	第 11 回役員会
2004	カラチ	第 12 回役員会、第 6 回定期総会
2005	マニラ	第 13 回役員会
2006	香港	第 14 回役員会、第 7 回定期総会
2007	クアラルンプール	第 15 回役員会、第 2 回国際コンベンション
2008	上海	第 16 回役員会、第 8 回定期総会
2009	ムンバイ	第 17 回役員会
2010	シドニー	第 18 回役員会、第 9 回定期総会
2011	ジャカルタ(予定)	第 19 回役員会
2012	ハノイ(予定)	第 20 回役員会、第 10 回定期総会

### (3) さらなる発展に向けての取組み

2012 年に設立 20 年を迎える AOTCA では、第 2 期発展のための中期ビジョンとして、「アジア・オセアニア地域において、影響力のある税務専門家団体として広く認知されるよう、組織の強化を図る（2010 年度事業計画から抜粋）。」としている。その具体的施策として、ホームページの再構築及び利用の促進、CFE 及び SGATAR との連携強化、並びに加盟団体 CEO 協議会の設立等が検討されている。CFE との連携は年月を重ねる中で確立されつつあるが、今後は AOTCA と CFE の共同枠組みを設け、税務専門家の意見を集約する案が検討されている。例えば、マネーロンダリング対策と税務専門家の関係等の課題に関し、OECD が「対話パートナー」として認知する組織づくりの可能性について検討が進んでいる。

同時に、AOTCA 加盟団体の業務執行者による CEO(Chief Executive Officer)協議会を立

ち上げ、会員研修、データ管理、広報活動等の共通テーマについて実務者レベルの意見交換、情報交換の場を設けることが提唱され、2010年11月にシドニーにおいて試験的に初回会合が開催されたところである。



写真 1-1 AOTCA 2008 年度定時総会



写真 1-2 AOTCA 2008 年度セミナー

## 2. 諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動について

日税連では、2010年末までに表1-3のとおり諸外国の14団体と友好協定を締結し、相互理解を促進し協力関係を維持している。

表 1-3 日税連の友好協定締結の状況

年月	場所	締結団体	備考
1989 9	東京	ドイツ連邦税理士会	
1991 3	大阪	韓国税務士会	
1992 11	東京	パキスタン税法協会	AOTCA 創設加盟団体
〃	〃	オーストラリア会計士会	〃
〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	マレーシア租税協会	〃
〃	〃	台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会	〃
〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994 5	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004 10	北京	中国注冊税務師協会	
2009 7	東京	モンゴル税理士会	
2010 11	シドニー	ベトナム税理士会	

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務サービスを担う専門家として位置づけられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度は我が国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、双方の会長による懇談会、特定のテーマに関する担当委員による意見交換会を行う等、両会との交流は有効に機能している。

### (1) ドイツ連邦税理士会との交流

日税連とドイツ連邦税理士会との交流は1989年の友好協定締結を契機に促進が図られている。定期的な会合を設けてはないが、それぞれの職業法の改正時等の時節を捉えて懇談会等を行っている。直近の懇談会は、2009年9月にドイツ（ベルリン）で行われ、①税理士試験制度、②税理士法人の法的性格、③税理士職業賠償責任保険のあり方、④研修受講義務の考え方等について意見交換が行われた。

### (2) 韓国税務士会との交流

日税連と韓国税務士会とは1991年に友好協定を締結、1997年からは毎年1回定期懇談会を開催し、その時々に両会が直面する課題を中心として情報及び意見の交換を行っている。韓国の税務士と日本の税理士は制度面で類似点が多いこと、隣国で距離が近いこと等から両会の交流は非常に活発なものとなっている。

定期懇談会のテーマは、その都度、両会が調整して決定しているが、これまでの事績を振り返ると、税理士・税務士を取り巻く環境の変化が見て取れる<sup>v</sup>。

また、2010年7月には、韓国税務士会税務士法改正研究委員会のメンバーが情報収集と意見交換のために来訪する等、分掌機関レベルの交流も行われるようになってきた。



写真 1-3 ドイツ連邦税理士会会長との懇談  
(2009年)



写真 1-4 ベトナム税理士会との  
友好協定締結式(2010年)

<sup>v</sup> 資料8を参照。

### **3. 諸外国における税理士制度導入・発展に向けた支援及び広報活動について**

以上の事業と平行して、表 1-4 のとおり、日本の税理士制度を諸外国に向けアピールするための施策も講じられてきた。日税連では、税務大学校の研修プログラムの一環として諸外国の税務行政職員に税理士制度に関する講義を行う機会も多く、これらの機会を通じて、特にアジア諸国における税務専門家制度の創設及び発展への貢献を行っている。

2009 年 6 月には、日税連のホームページ内に英語版ページ vi が開設され、随時情報提供できるようになり、効果を上げている。今後は、日本の税制・税理士制度の概要等に関する英文資料を整備し、内容の充実を図ることとしている。

表 1-4 国際交流事業事績（過去 3 年間の主な事業）

年	月	場所	主な事業
08 年	6 月	東京	韓国税務士会との第 12 回定期懇談会開催、相続課税制度等について意見交換
	7 月	東京	ベトナム税理士会会长を招聘、第 53 回定期総会においてクック会長が記念講演
	9 月	東京	タイ歳入局幹部が来訪、税理士制度に関する講義
	11 月	上海	AOTCA2008 年上海会議開催
09 年	7 月	東京	モンゴル税理士会と友好協定締結
	9 月	ベルリン ウィーン	ドイツ連邦税理士会及びオーストリア経済受託士会議所との懇談会開催、税理士法、IFRS への対応等について意見交換
	11 月	ムンバイ	AOTCA2009 年ムンバイ会議開催、各国の消費課税に関するセミナーにスピーカー派遣
	12 月	ソウル	韓国税務士会との第 13 回定期懇談会開催、IFRS への対応等について意見交換
	〃	東京	国税庁税務大学校実務研修生が来訪、税理士制度について講義
10 年	3 月	東京	中国国家税務総局幹部を招聘、税務リスク管理に関する講演会開催
	5 月	東京	中国注冊税務師協会役員が来訪、税理士・税務師制度に関する懇談会開催
	6 月	東京	インド税務実務家協会元会長が来訪、税務専門家制度の役割等について懇談
	7 月	東京	韓国税務士会税務士法改正研究委員長らが来訪、税理士が行う会計業務等について意見交換

vi <http://www.nichizeiren.or.jp/eng/index.html>

	9月	ウランバートル	モンゴル税理士制度に関するシンポジウム開催
	10月	大阪	韓国税務士会との第14回定期懇談会開催、書面添付制度等について意見交換
	11月	シドニー	AOTCA2010年シドニー会議開催
	〃	〃	ベトナム税理士会と友好協定締結
	〃	東京	ウズベキスタン国家税務委員会幹部が来訪、税理士制度について講義
	12月	東京	国税庁税務大学校実務研修生が来訪、税理士制度について講義
11年	2月	東京	モンゴル国税庁税務検査官のキャパシティビルディング



写真1-5 インド税務実務家協会役員の来訪  
(2010年)



写真1-6 税務大学校実務研修(2010年)

## 第2部 税理士会の国際交流事業について

### I 税理士会の国際交流事業の概況

当委員会では、2010年7月に、税理士会が独自に企画・実施している国際交流事業の実態を把握するためのアンケート調査viiを行った。その結果、税理士会により取り組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動が推進されていることが明らかになった。

中でも、①会員を対象とする海外視察の企画・実施、②諸外国の税務専門家団体との協定に基づく活動がその代表的な事業活動といえよう。

対象国の観点から見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が選定される場合が多い。わが国の制度との比較研究ができ、また共通する課題が見出し易いこともその背景にあると推測できる。

また、国際交流事業とは若干趣旨が異なるが、国際税務に関するセミナーの開催、相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた独自の事業を展開している税理士会もある。

上記アンケート調査の結果とりまとめを本報告書に掲載しているので参照されたいviii。

### II 所掌機関の状況

国際交流事業を所掌する部・委員会を設置している税理士会は7会であるが、以下にその概要を紹介する。

#### <東京会>

名 称：国際部	活動の概要
構成員数：13人	国際部は、1997年6月開催の第41回定期総会終了後発足した。当部設置の趣旨は、国際的見地から税務専門家制度の普及・発展を希求し、その実現のための諸施策を実施
設置年月：1997年6月	するということにある。諸外国では、日本と同様に税務サービス全般に関し、専門的、独立的に業務を行う税務専門家制度を有する国はごく少数であり、税制自体が未成熟である諸国も多い。

したがって、税務専門家が特化していない諸国に対し、税理士制度を宣伝、普及させることができれば、当該国の税制・税務行政の整備、国民の財産権についての権利利益の擁護及び経済発展に大きく寄与することができるものと考える。相互の税務専門家制度の発

vii 資料1aを参照。

viii 資料1bを参照。

展のためには、海外の関係機関を訪問、懇談すること、又は関係団体の訪日団に対応すること等、国際交流が重要となる。

また、会員の業務の国際化が発展している中、これに資するための資料収集及び会報・研修会等を通じての会員への情報提供も当部の重要な施策の一つである。

## ＜千葉県会＞

名 称：国際特別委員会
構成員数：5人
設置年月：2009年4月

### 活動の概要

国際特別委員会はモンゴルにおける税理士制度の法制化に向けた支援を目的として2009年4月に総務部より所掌を分離して設立した。

石井幸夫会長の就任決定直後の「空の玄関口である成田空港を要する千葉県は日本で一番世界に近い。千葉県税理士会も東京地方税理士会から独立後の基盤整備も整いつつあり、これからは国際事業に踏み出す必要がある」という強い意志のもと、2007年度の事業計画より国際事業を掲げることとなった。

当時は専門の所掌機関が無かったため、まずはその決定から検討に入った。会長の方針が「アジア諸国の経済発展は目覚しく、それらの国々においては税の専門家制度である税理士制度の導入が望まれている。千葉県税理士会は日本の税理士制度の情報提供を行いつつ、アジア諸国における税理士制度確立の手助けをしたい」という、あくまでも「国際貢献」であったため、まずは総務部において所掌することに決定し、総務部の事業計画に「国際貢献」が掲げられ活動に入った。

2007年マレーシアにて開催のAOTCA総会において、モンゴル訪問団からの日本における税理士制度についての情報提供依頼に基づき、翌2008年に同国において税理士会員・企業経営者及び税務行政官に対するセミナーを開催した。

セミナー終了後、モンゴル税理士会側より友好協定締結の提案と今後の税理士制度法制化に向けた継続的な支援依頼があった。更には2009年1月モンゴル国税庁長官の表敬訪問を受けた際の税務行政の支援依頼に対し、具体的な貢献策の検討及び実施に入るべく、独立した専門機関として「国際特別委員会」を立ち上げ、現在に至っている。

## ＜近畿会＞

名 称：国際部
構成員数：10人
設置年月：1999年6月

### 活動の概要

国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、以って会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るため、1999年に設置された。

主な活動として、特筆すべきは次のとおりである。

1. 諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、本会会員専用ホームページ「近税パソネット 21」の「国際部からのお知らせ」への掲載等により、その提供を行う。
2. 韓国・釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため学術討論会（年1回）を開催し、情報及び意見交換を行う。
3. 在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席するとともに、本会主催の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に招待し、交流を深める。
4. 近畿の国際交流諸団体が主催する相談会に相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じる。
5. 国際セミナー（年2回）を開催し、諸外国に関する情報を会員に提供する。

## ＜名古屋会＞

名 称：名古屋税務研究所国際部門  
構成員数：9人（担当副会长含む）  
設置年月：2009年6月

### 活動の概要

国内及び諸外国の税務、会計、経営、法律、その他関連諸科学の研究及び国際交流を行っている。

## ＜北陸会＞

名 称：総務部  
構成員数：7人  
設置年月：その都度設置

### 活動の概要

2006年の北陸税理士会創立50周年記念事業を契機に総務部が中心となり、韓国・中国の税務士・税務師団体と不定期に実務的、友好的な交流を行っている。

## ＜九州北部会＞

名 称：国際交流小委員会  
構成員数：5人  
設置年月：その都度設置

### 活動の概要

国際交流事業については、現在、総務部内に設けられた国際交流小委員会が担当している。活動状況としては、ドイツ・ニュルンベルク税理士会への訪問の際の旅程、協議会における提案議題・資料等について検討するとともに、同税理士会の日本訪問時における歓迎のための準備を行っている。歓迎準備としては、空港での出迎えや見送り、協議会や晩餐会の運営（進行次第・アトラクションの検討）、公式行事後における観光地への案内（当初よりの慣行）などがある。

また、韓国・中部地方税務士会への訪問についても、ドイツの場合と同様の対応であるが、同税務士会の来日の場合の対応は、ドイツの場合とは異なり、空港での出迎えとホテ

ルでの見送り、公式行事としての協議会や晩餐会の開催に止まり、観光地への案内等は特に行っていない。

## ＜沖縄会＞

名称：国際委員会
構成員数：5人
設置年月：2010年6月

### 活動の概要

沖縄会においては、2010年6月の定時総会において国際委員会の設置が承認され、構成員5人で国際委員会がスタートした。

沖縄会は、米国施政権下における1961年の税務代理士施行規則制定、翌年4月の税務代理士会設立総会を経て設立され、1972年の本土復帰による法体系の整備とともに日税連への加盟手続きが行われた。沖縄税理士会は、戦後の多くの問題を乗り越え、先人の惜しみない努力により築かれてきたが、2012年4月に、設立50周年を迎える。その記念する年に向けて、他の税理士会の国際交流事業を参考にし、中国や台湾等のアジア諸国と国際交流をしていきたいと考えている。

## III 視察・研修事業の状況

いくつかの税理士会では、独自の海外視察・研修を企画し実施している。視察・研修先については、日本の税理士制度と同様の制度を有するドイツと韓国が選択されている場合が多い。また、税務関係団体以外の視察先としては、税理士会員の関心が高い税制、一般経済情勢、金融事情等を考慮して視察先を選定しているようである。以下にその事例を紹介する。

## ＜東京会＞

東京会では、国際部の企画・主催による海外研修視察を実施している。視察実施前に事前研修会を数回開催し、視察先の情勢の把握と準備を行うこととしている。以下に過去3回分の実績を記載する。

### 1. 視察の目的

税務専門家制度が特化していない諸国に対し、税理士制度を宣伝、普及させることができれば、当該国の税制、税務行政の整備、国民の財産権の面における権利・利益の擁護及び経済発展に大きく寄与することができるとの認識に立っている。したがって、具体的な活動として、相互の税務専門家制度発展のためには、海外の関係機関を訪問、懇談することが重要であり、視察の目的は正にその点にある。

### 2. 実施時期

2006年12月10日～17日、2008年9月6日～14日、2009年9月23日～25日

### 3. 対象国

インド（2006年）、ベルギー王国（2008年）、韓国（2009年）

### 4. 観察先

- (2006年)
  - (1) インド税務実務家協会
  - (2) ジェトロ・ニューデリーセンター
  - (3) Deloitte Haskins & Sells
  - (4) TATA Consultancy Services
  - (5) インド勅許会計士協会
  - (6) Atul Veeresh & Associates Chartered Accountants
  - (7) 国家ナレッジ委員会
  - (8) 情報技術省
  - (9) インド工業連盟
  - (10) デリー国税局
  - (11) Manoj Pahwa & Associates Chartered Accountants
  - (12) 国税上訴裁判所
- (2008年)
  - (1) ジェトロ・ブリュッセル事務所
  - (2) ベルギー企業庁
  - (3) KPMG ブリュッセル事務所
  - (4) 欧州委員会
  - (5) ベルギー財務省
  - (6) Institute of Accountants and Tax Consultants (IEC)
  - (7) ヨーロッパ税務連合(CFE)
- (2009年)
  - (1) ソウル地方国税庁
  - (2) 南大門税務署
  - (3) ソウル地方税務士会

### 5. 参加者数

30人（2006年）、32人（2008年）、16人（2009年）

### 6. テーマ

- (2006年) インドの税制・税務行政、会計・職業専門家制度
- (2008年) EU の一般概況、法制度、税制、ベルギーの税制・税務行政、税務専門家制度
- (2009年) 税務専門家制度、韓国の税制、電子政府関係

### 7. 成果

目的に沿った観察を行い、その成果をとりまとめた報告書を作成することにより、会員の利便性の向上を図っている。



写真 3-1 ベルギー財務省でのセミナー(2008 年)



写真 3-2 ソウル地方国税庁(2009 年)

## <名古屋会>

名古屋会はドイツと韓国の視察事業を行っている。

### **【ドイツ視察】**

#### **1. 観察の目的**

- (1) 名古屋税理士会とミュンヘン税理士会は、相互の理解を深めていく。
- (2) 両会は、租税及び財政制度に関する研究に絶えざる進歩を図ることを目的に、税務、会計制度、税務行政及び租税救済制度に関する研究及び情報の交換を行なう。
- (3) 両会は、税理士の社会的使命の向上に資するために、また税理士制度の絶えざる発展に寄与することを目的に、日本とドイツにおける税理士制度と税理士業務についての情報交換、会報交換など、多様な形式により広汎な交流を推進する。

#### **2. 実施時期**

2002 年 6 月、2006 年 10 月、2010 年 10 月

#### **3. 対象国**

ドイツ連邦共和国（バイエルン州）

#### **4. 観察先**

- (1) ミュンヘン税理士会（2002 年、2006 年、2010 年）
- (2) ミュンヘン財政裁判所（2002 年）
- (3) ミュンヘン第一税務署（2002 年、2006 年）
- (4) 税理士事務所シュリック＆ロル（2002 年）
- (5) DATEVix（2002 年、2006 年）
- (6) バイエルン州財務省（2002 年）
- (7) ミュンヘン大学（2006 年）
- (8) 税理士事務所リヒター＆パートナー（2006 年）
- (9) シュタルンベルク税務署（2010 年）

ix ダーテフ社はドイツの税理士の多くが加入する会計処理のコンピューターセンターである。

(10) ドイツ連邦財政裁判所（2002年、2006年、2010年）

## 5. 参加者数

18人（2002年）、11人（2006年）、10人（2010年） \*いずれも事務局含む。

## 6. テーマ

### (1) 2002年視察

#### a. ミュンヘン税理士会

- ①税理士会と会員の関係について
- ②税理士報酬規定について
- ③税理士会における会員の綱紀監察について
- ④税理士会の関連団体について
- ⑤通貨統一における影響とEU域内の業界の動向

#### b. バイエルン州財務省

- ①税務行政の実務指針の内容
- ②税務調査の手続き
- ③税務申告の不正者に対するペナルティーについて
- ④財務省の税理士会に対する関与について

#### c. ミュンヘン財政裁判所

- ①租税裁判の統計的実態と財政裁判所の役割
- ②裁判の判決内容の公開について
- ③財政裁判所と税理士会の情報交換について
- ④裁判官の採用方法、身分等について

#### d. ミュンヘン第一税務署

- ①所得税の確定申告状況について
- ②所得税申告書の様式について
- ③ELSTER（電子申告システム）の現状について

#### e. 中堅税理士法人

- ①税理士法人の現況と今後の増加見込みについて
- ②訪問先税理士法人事務所の実態
- ③会計業務、申告業務の実態

### (2) 2006年視察

a.国際的規制緩和の流れの中でのドイツにおける税理士制度の状況を知る。

b.先行している電子申告の状況を知る（①税理士事務所における電子データ処理②税理士事務所のコスト構造）。

### (3) 2010年視察（ミュンヘン税理士会訪問時）

a.付加価値税について 発表者：エーファ・ラング氏

b.税理士の報酬について 発表者：パウル・ココット副会長

c.日本の税理士法について 発表者：小川令持会長

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| d.税理士法の改正について | 発表者：ハルトムート・シュヴァーツ会長 |
| e.書面添付制度について  | 発表者：田邊雅範副会長         |
| f.破産法の基本について  | 発表者：ギュンター・ヘルムハーゲン理事 |

## 7. 成果

2010年の訪問は、2001年に締結されたミュンヘン税理士会と名古屋税理士会との友好協定に基づくもので、2年ごとに交互に訪問しており、名古屋会が訪独したのは4年ぶりということになる。ヨーロッパ諸国の専門家団体と友好関係を結び、それを継続することは、距離的な問題もあり様々な連絡手段あるいは交通手段が発達した現代でも容易であるとはいえない。

しかし、我が国の税理士制度について言及するとき、ドイツの税理士制度を抜きにしては語れないといえる。我が国の税理士制度は昭和17年の税務代理士法制定から始まるとしているが、昭和26年の税理士法制定においては、すでに存在したドイツの税理士制度を参考にしたとされているからである。

今回の訪問に先立ち、名古屋税務研究所内に国際部門を立ち上げ、意見交換テーマについても研究を行い、訪問先での意見交換の時間も充分にとり深い議論を行うことで多くの成果を挙げることができた。

我が国において、税理士法制度の見直しの必要性や方向性が検討されている今、そしてアジアにおいて日本・韓国に続き中国・ベトナム・モンゴルに税理士制度が導入されてきた今、ドイツの税理士と日本の税理士が意見交換を行うことは意義深いものであり、引き続き相互研究を行っていくことが税理士制度発展につながると考えている。



写真3-3 ミュンヘン税理士会（2010年）



写真3-4 同左（2010年）

## 【韓国視察】

### 1. 視察の目的

諸外国の税制や税理士制度を研究する上で共に税理士制度を持つ韓国の諸制度の視察

### 2. 実施時期

2010年7月

### **3. 訪問国**

韓国（ソウル市）

### **4. 視察先**

- (1) ソウル地方税務士会
- (2) 南大門税務署
- (3) 税務法人ジョンミョン事務所
- (4) 租税審判院

### **5. 参加者数**

6人

### **6. テーマ**

付加価値税、税務士法

### **7. 成果**

名古屋税務研究所国際部門では、共に税理士制度を持つ3か国（日本・ドイツ・韓国）の比較を研究テーマの一つとしている。今回は有志により韓国視察が計画されたが、名古屋税理士会は韓国との交流経験がないため、既に友好協定を締結している東京税理士会および個人的関係を基にソウル地方税務士会に訪韓視察を申し込み、ソウル地方税務士会の快諾を得て2010年7月9日、韓国への交流訪問が実現した。

南大門税務署では、同年から施行された電子税金計算書の仕組みや、クレジットカード取引履歴の電送システム、納税者保護室の役割等について報告を受け、租税審判院では、独立した機関と言われているが国税庁との人事交流の有無、納税者の救済率等について質疑応答を行なった。

ソウル地方税務士会役員との懇談会では、登録、懲戒、税務法人、研修規定、建議権、出廷陳述権など幅広い分野について、税理士法と税務士法の相違点を中心に活発な意見交換を行ない、自動資格付与の廃止や税務訴訟代理権の獲得をはじめとした韓国税務士会の取り組みと最近の動向について報告を受けた。

1日で予定していた全ての訪問先を廻るスケジュールであったが、事前に内容を依頼していたため充実した視察となった。

---

## **<東北会>**

### **1. 視察の目的**

社会情勢の変化(特に規制緩和)の中での税理士制度のあり方を検討するため、税理士制度の先達であるドイツ税理士業界の最新の状況を調査すること。

### **2. 実施時期**

2000年10月、2002年6月、2004年10月

### **3. 対象国**

ドイツ連邦共和国（ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、バイエルン州）

#### 4. 視察先

- (1) ニーダーザクセン税理士会（2000年、2002年、2004年）
- (2) ニーダーザクセン・ザクセン・アンハルト税理士連盟（2000年、2002年、2004年）
- (3) ミュンスター財政裁判所（2000年）
- (4) ハノーファー州税局（2000年）
- (5) ハノーファー第二税務署（2000年）
- (6) ヨアヒム・ホーマン税理士事務所（2000年）
- (7) ヴィルヘルム・グレーゼケッター税理士事務所（2000年）
- (8) 税理士法人フランツ&パートナー（2002年）
- (9) 税理士法人レヴィラート有限会社（2002年）
- (10) ドイツ連邦財政裁判所（2004年）
- (11) ミュンヘン州税局（2004年）

#### 5. 参加者数

20人（2000年、指導教授・三木義一立命館大学教授（当時）を含む）

8人（2002年）

23人（2004年）

#### 6. テーマ

##### (1) 2000年視察

WTO-GATSの規制緩和が税理士業界に与える影響、中小会社の計算公開と監査の現況、税理士業界における電子申告の現況、租税裁判制度の実態、税理士に対する損害賠償請求の現況と有限責任制度、中小会社の会計自計化の現況と対応、税理士会の研修制度<sup>x</sup>について。

##### (2) 2002年視察

ドイツ税理士法の第7次改正後の税理士会の対応と税理士業界の状況、税理士法人運営の実態、会員研修プログラムと会員受講の現況、中小会社の会計監査の実態について。

##### (3) 2004年視察

EU統合下での規制緩和と税理士業務、租税裁判制度の仕組みと現況、ハイテクを活用した会員研修の状況、電子申告の現況と対応、ドイツ税理士法第8次改正の動向について。

#### 7. 成果

ドイツにおける税務訴訟制度・租税事案救済制度、税理士制度、税務行政・ELSTER、税理士事務所経営（法人形態を含む）、隣接士業（公認会計士業）の状況についての知見を

---

<sup>x</sup>参考文献、東北税理士会「ドイツ税理士業界視察団『2000年ドイツ税理士業界視察報告書』」、東北税理士会、2001年。

得ることができた。特に、実際の租税裁判の傍聴のほか税務訴訟代理権・税理士会による自治権・税理士法人制度、電子申告システム等の先進的に実施されている諸制度についてその実態を把握できた点は、その後の東北会制度部等の活動の方向性を明確にできた点で貴重な機会となった。



写真 3-5 ドイツ連邦財政裁判所(2004 年)



写真 3-6 ミュンヘン州税局 (2004 年)

## 〈東海会〉

東海会はドイツ、アメリカ、中国への視察事業を行っている。

### 【ドイツ】

#### 1. 視察の目的

グローバル化が進み、わが国の経済活動のみならず、世界の経済活動がめまぐるしく変化し続けている。企業の海外進出が活発に行われている現在、企業活動においても、多様化・複雑化し、それに伴い税務及び会計についても国際化の波をさけることができなくなってきた。このような環境変化の中で、関与先企業の税理士に求める国際的な視点にたつた業務のニーズも増し、諸外国の例を参考に、正確で新しい情報を得ることも我々にとって必要であり、東海会としても国際的な考え方を視野に入れた調査研究が求められる。

また、税理士制度の考え方においても国際的な視点でとらえ調査研究し比較することにより、より良い我が国の制度のあり方について検討することが必要とされる。そのため、最初の海外研修先をドイツとし、ドイツの税制、税理士業界を取り巻く環境、特に税理士制度の調査を目的に視察を行った。

#### 2. 実施時期

1999 年 8 月

#### 3. 対象国

ドイツ連邦共和国（ノルトライン・ヴェストファーレン州デュッセルドルフ市、ミュンスター市、ビーラーベック、バイエルン州ニュルンベルク市）

#### 4. 観察先

- (1) アンダーソン監査法人
- (2) 東海銀行デュッセルドルフ支店
- (3) ミュンスター財政裁判所
- (4) シューマッハ&パートナー有限会社
- (5) ヴエストファーレン・リッペ税理士協同組合
- (6) ヴエストファーレン・リッペ税理士会
- (7) ミュンスター税務署
- (8) DATEV

## 5. 参加者数

18人

## 6. テーマ

EU の現状、税理士法人、ミュンスター税務署、ヴエストファーレン・リッペ税理士会、同税理士協同組合、財政裁判所、DATEV の視察

## 7. 成果

金融機関及び税理士法人等を訪問し、ドイツの税制及び企業制度の基本的な情報を得ることができた。また、ヴエストファーレン・リッペ税理士会を訪問し、日本の税理士制度との異同を研修することができた。さらに財政裁判所では実際の裁判を傍聴することにより、わが国の税務訴訟との違いを体験した。

## 【アメリカ】

### 1. 視察の目的

税理士業務のグローバル化を考えると単に国内的視点から業務を見ているだけではすまされない時代を迎え、第二回の海外研修地をアメリカに絞り、特に電子申告、連結納税制度、会計基準を中心にその現状と問題を調査研究する。

### 2. 実施時期

2001年7月～8月

### 3. 対象国

アメリカ合衆国（ワシントン D.C.、ニューヨーク州ニューヨーク市、カリフォルニア州ロサンゼルス市）

### 4. 視察先

- (1) NAEA(全米 EA 協会)
- (2) 内国歳入庁
- (3) ABB(グローバル企業)
- (4) 東海銀行ニューヨーク支店
- (5) KPMG(大手会計事務所)

(6) EA<sup>xi</sup>講演会

## 5. 参加者数

20人

## 6. テーマ

- (1) 電子申告の現状
- (2) 連結申告、連結納税制度の現状と問題点
- (3) 租税および会計専門家に対する税務訴訟
- (4) 税の専門家制度の実態と申告制度
- (5) 国際会計基準の現状と今後の展望
- (6) アメリカ経済・金融の現況

## 7. 成果

アメリカは電子申告の導入については諸外国の中で最も早く、かつ、実績もあり、その状況や問題点について情報を得ることができた。また、日本においても、「グローバルスタンダード」を標榜し、様々な法制度の改正、整備が急速に進展している中、すでに長い経験を持つアメリカの連結納税制度の基本的な内容や問題点について知ることができた。

## 【中国】

＜東海税理士会の「中国進出企業に関わる中国税制と投資環境等の調査研究及び研修視察」の実施方針と背景＞

東海税理士会では、2003年以降調査研究部と研修部を中心に、最近多くの顧問先企業が中華人民共和国（以下「中国」という。）に進出し、それらの企業から中国での税務上、経営上のニーズ（相談・コンサルティング・対中国交渉・トラブルの実態等）が多く寄せられるようになってきたことを受け、会員税理士の資質向上、知識の習得、情報の収集、そして東海会としてのネットワークの構築という今後、税務業務を進める上で、中国における税制を含めた実態の把握は避けて通れない状況になっていた。

時に日本では、バブル崩壊を受け生産コストの圧縮は多くの企業にとって、生き残りの必須条件となっていた。丁度機を同じくし中国では、市場経済の導入や経済特区や外資企業への優遇措置などにより、急激に経済規模が成長はじめ、安い労働力を背景に世界の工場として、積極的に外資の導入を進めていた時期であった。そして中国では急激な外資の流入に併せ、これ以降約10年間に亘り、市場経済に合う各種税法の制定や税制改正のみならず、各種法律の制定、社会の制度および社会インフラの整備に努め始めた時期でもあった。

東海会では、このような時期に合わせ中国の実情把握に努めるために、どのように調査

---

<sup>xi</sup> EAとは、米国税理士（Enrolled Agent）の略称で、米国の内国歳入庁（Internal Revenue Service 略称:IRS）の施行する国家試験に合格し、登録免許を受けた米国の税理士のことである。

研究を進めるかを検討した結果、以下の結論に達した。

- ①中国では政治・立法の中心地の華北地区（北京）、経済活動の中心地の華中地区（上海周辺）、多くの製造業の日本企業が進出し独特な制度の委託加工が盛んな華南地区（広州周辺）および金融と統括会社が集中する香港の4地域への調査団の派遣は、必須である。
- ②顧問先企業等の多様なニーズに対応するためには、税制調査だけでなく、法務や金融を含めた投資環境の調査と進出企業における多様な問題点について直接レクチャーを受ける必要性がある。
- ③東海会としてネットワークを構築するためには、税務執行機関、注冊税務師協会、税務师事务所及び法律事務所等への訪問も不可欠である。

以上の結論に基づき、具体的な活動として2004年から準備期間を含め、2年ごとに3回にわたり調査団を派遣し、多大なる成果を上げることができた。

## ＜第1回視察＞

### 1. 視察の目的

中国経済が勢いを増し始めてきた中、日本企業が中国に進出することも珍しくなく、顧問先から寄せられるニーズも、中国の税務、法務、経済動向・投資環境など、多様化しており、現地の国家税務総局を始めとする国家機関、注冊税務師協会、会計事務所及び法律事務所を訪問し、精力的に情報収集と交流を深め、中国税制だけでなく進出企業に係わる専門的事項を調査研究するため、政治・行政・立法の中心地の北京を訪問した。

### 2. 実施時期

2004年8月

### 3. 対象国

中華人民共和国（北京市）

### 4. 視察先

- (1) 注冊税務師協会
- (2) 国家税務総局
- (3) 北京市地方税務局涉外分局
- (4) 国嘉一税務师事务所
- (5) KPMG 北京事務所
- (6) 穀石律師事務所
- (7) UFJ銀行北京分行

### 5. 参加者数

16人

### 6. テーマ

- (1) 中国税制の概要
- (2) 中国の税務行政機関

- (3) 注冊税務師制度
- (4) 注冊税務師事務所の現状
- (5) 中国の租税不服審査制度と税務訴訟制度
- (6) 中国の税制改革
- (7) 中国の法務に関する諸問題
- (8) 中国の経済と金融制度

## 7. 成果

中国注冊税務師協会で「注冊税務師制度」を、国家税務总局税収科学研究所で「中国の税制改革」を、国家税務总局政策法規司より「租税不服審査制度と税務訴訟制度」を、北京市地方税務局涉外分局では「税の徵收管理業務と電子申告及び中国進出企業の税務查察制度など」を、会計事務所で「中国税制の概要」を、法律事務所で「法務に関する諸問題」を、UFJ銀行で「中国の経済と金融制度」を、その他現地でないと得られない膨大で貴重な情報・制度内容を修得できた。確固たる人脈が築けたことも偉大な成果である。

## <第2回視察>

### 1. 視察の目的

日本企業は中国各地に進出しているが、まず経済面を理解する上で経済の中心地の上海地区の訪問は必須条件である。この訪問では、上海市注冊税務師協会、上海市国家税務局、上海市地方税務局、外資系監査法人、税務師事務所、法律事務所などだけでなく、国家ハイテク産業開発区（経済特区）と日本から進出している独資企業を訪ね、企業進出に関する実情、注意点、驚愕した点など、実務に則った実情把握を第一義とした。

### 2. 実施時期

2006年8月

### 3. 対象国

中華人民共和国（無錫市、蘇州市、上海市）

### 4. 視察先

- (1) 無錫佳帕納体育用品有限公司
- (2) 蘇州国家高新区管理委員会
- (3) 黒田法律事務所上海事務所
- (4) 上海市注冊税務師協会
- (5) KPMG 上海事務所
- (6) 上海国家税務局・地方税務局
- (7) 上海普東税務師事務所
- (8) 三菱東京UFJ銀行上海支店

### 5. 参加者数

25人

### 6. テーマ

- (1) 中国進出企業の概要
- (2) 蘇州高新区の現状
- (3) 中国進出企業の法律的問題点と注意点
- (4) 上海市注冊税務師協会の訪問
- (5) KPMG 上海事務所の活動状況
- (6) 上海の注冊税務師事務所の実状
- (7) 上海市における租税行政機関と租税制度および課税の実態
- (8) 金融界から見た上海事情
- (9) 上海市青浦工業園区の現状

## 7. 成果

公的機関への訪問は、上海市国家税務局・地方税務局および蘇州国家高新区管理委員会である。同管理委員会では中国への日本企業の各種サポートを実施している実態や進出条件などを把握できた。上海市注冊税務師協会と交流を深め、注冊税務師事務所、外資系監査法人、法律事務所、銀行を訪問し、税務・法務・金融の制度とトラブルを中心とした実態と情報を収集した。日本からの進出企業も2社訪問し、苦労話など生の声を聞くことができた。

## ＜第3回視察＞

### 1. 観察の目的

華南地区は香港と隣接する好立地により、早くから外国企業の進出が活発で、特に華南特有の来料加工が現存する地域である。来料加工は香港に統括会社を置き、地方政府の郷鎮企業が受託加工する方式で、世界の工場と言われるゆえんの企業が多く存在する。そしてこの加工方式では地方政府（税関も含め）が関与するため增值税や企業所得税などの課税方式も特徴的である。また、WTO加盟後の外圧による進料加工への切り替え促進の背景と、一国二制度と言われる香港の税制についての調査研修も目的の一つに加えた。

### 2. 実施時期

2008年7月

### 3. 対象国

中華人民共和国（香港市、深圳市、東莞市、広州市）

### 4. 観察先

- (1) 三菱東京UFJ銀行香港支店
- (2) 香港会計師公会
- (3) 中国BYD社（比亞迪汽車）
- (4) 技研新陽有限公司中国工場
- (5) 東莞愛電有限公司
- (6) 東莞市德信康会計師事務所
- (7) 東莞市国家税務局橋頭税部分局

- (8) 広東省国家税務局
- (9) 広東省地方税務局
- (10) 広東省注册税務師协会

## 5. 参加者数

30人

## 6. テーマ

- (1) 金融界から見た香港の中国事情
- (2) 香港会計師公会訪問
- (3) 中国自動車産業の現状
- (4) 華南ビジネスモデルの実態
- (5) 東莞市徳信康会計師事務所
- (6) 東莞市国家税務局橋頭税務分局
- (7) 広東省国家税務局
- (8) 広東省地方税務局の概要および所掌各税目の優遇税制と移転価格税制の詳解
- (9) 広東省税務師协会
- (10) 外国企業の進出形態
- (11) 増値税の改正について

## 7. 成果

香港では邦人銀行の香港支店で金融界から見た香港企業の実態・香港経済の実情の説明を受け、香港会計師公会で香港の税制について研修を受けた。華南では躍進著しい中国 BYD 社、来料加工と進料加工各会社、会計師事務所、東莞市国家税務局橋頭税務分局、広東省国家税務局、広東省地方税務局、広東省注册税務師协会（訪問順）を訪問し、税務行政など情報収集、研修および交流をした。また電子申告が高度に普及した実態に驚嘆した。



写真 3-7 広東省地方税務局との懇談会(2008年)



写真 3-8 同左 (2008年)

## <近畿会>

近畿会では以下の研修事業を行っている。

### 1. 研修の目的

今日の経済のグローバル化の中で、企業は国際化及び様々な事業展開を進めている状況にあり、税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収集を行い、適切な指導を行うことが今後ますます重要になる。国際部では、こうした状況を鑑み、会員の業務に資する目的で、年2回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している。

### 2. 研修の概要

最近開催したセミナーは下記のとおりである。

開催日	2010年10月21日	受講者数	244人
内 容	○統一テーマ：「海外取引と海外税務の注意点」 第1部：国際税務の基礎知識－中国へ進出する日本企業の盲点と注意点 (現地での実例と税務の実際) 税理士法人ブライスウォーターハウスクーパーズ大阪事務所 マネージャー 舩谷晃一 氏		
	第2部：ここが違うぞ海外取引～貿易の落とし穴と脱出法～ ジェトロ貿易投資相談センター アドバイザー 堤 章 氏		
開催日	2010年1月15日	受講者数	211人
内 容	○統一テーマ：「海外事業の成功と失敗の分岐点」 ～関与先からの相談に備えるための押さえどころ～ 第1部：目を覆いたくなる失敗事例に学ぶ (株)貿易人 代表取締役 馬場 正修 氏		
	第2部：海外事業の落とし穴～成功のための定石はこれだ！～ ジェトロ認定アドバイザー・一般社団法人貿易アドバイザーアソシエイション 中村 陽一 氏		
開催日	2009年12月7日	受講者数	213人
内 容	第1部：外国子会社配当益金不算入制度の創設を含む今年の国際課税関係の改正について 大阪国税局 調査第一部 調査審理課 担当官		
	第2部：国際税務全般について 大阪国税局 調査第一部 国際調査課担当官		
開催日	2009年1月21日	受講者数	82人
内 容	○テーマ：「企業の海外進出のパートナーとしてのBIG4」 第1部：ブライスウォーターハウスクーパーズ(ロシア) 中・東欧ロシア日本企業部門統括ディレクター 糸井 和光 氏		
	第2部：KPMG(インド) インド進出企業支援室 室長 笠間 智樹 氏		
	第3部：アーンスト・アンド・ヤング(中国) ディレクター デイビッド・ファン氏		

	第4部：デロイト・トウシュ・トーマツ（インドネシア）シニアマネジャー 平田 英之 氏		
開催日	2008年12月10日	受講者数	209人
内 容	第1部：「タックスヘイブン税制の概要」 大阪国税局 調査第一部 調査審理課担当官 第2部：「事前確認制度について」 大阪国税局 調査第一部 国際情報課担当官		



写真3-9 国際セミナー(2009年)



写真3-10 国際セミナー(2010年)

## ＜千葉県会＞

---

千葉県会では以下の研修事業を行った。

### 1. 研修の目的

2009年締結の友好協定を記念して、特にモンゴルの税制・税務行政の発展と税の専門家制度である税理士制度の法制化に寄与することを目的としている。

### 2. 研修の概要

- (1) 開催年月 2010年9月
- (2) 開 催 地 モンゴル国（ウランバートル市）
- (3) 開催団体 日本税理士会連合会・千葉県税理士会・モンゴル税理士会
- (4) テ ー マ 両国の税理士制度について
- (5) 対 象 者 モンゴル国会議員・法制定関連省庁政府機関関係者・国税庁をはじめとする税務行政官・弁護士等の他士業者・学識者・経済人・税理士会会員
- (6) プログラム
  - a.主催者挨拶 大前日本税理士会連合会副会長、石井千葉県税理士会会长  
ミシュグレンデン・モンゴル税理士会会长
  - b.基調講演 「国税庁が政府サービスレベルの向上及び社会貢献のために実施している業務について」 J. バドバヤール・モンゴル国税庁副長官
  - c.「日本の専門家制度～税理士～」 友利日本税理士会連合会国際委員長

- d. 「日本の税理士業務の現状」 加藤千葉県国際特別委員長
- e. 「千葉県税理士会の活動」 花嶋千葉県税理士会副会長
- f. 「モンゴルにおける税理士業務の現状と課題」
  - G. アルタンザヤ・モンゴル税理士会専務理事
  - g. 「モンゴルの納税意識の定着に向けて果たすべき税務コンサルティングサービスの役割」
  - H. トンガラグマー・モンゴル税理士会役員

### 3. 研修実施の経緯及び成果

モンゴル国は、1992年の社会主义から資本主義への転換以来、市場経済を支える制度の整備を進めてきた。2000年同国を訪問していたJICAの税務行政強化プロジェクトのメンバーより税理士制度導入の可能性の提言を受け、2001年現在の税理士会の前身であるモンゴル税務研究協会が設立され、2002年AOTCAに加入している。

現在のモンゴル税理士会は、2004年12月23日に財務省、国税総局、監査法人、研究者等の主導により、税理士制度の導入、法制度の完備、納税者及び政府機関の活動支援を目的として設立された。税理士法については、2006年にモンゴル税理士会により起草され、2007年JICA、財務省会計局、国税庁、法務省の提案も含めて立法機関へ提出され、2008年5月には租税改革基本法第16条にて「納税サービスに関する法整備」を行っていく旨の条文が挿入されたが、今現在、法制化には至っていない。

千葉県税理士会は2007年度より国際貢献を事業活動に掲げてはいたが、具体的な対象国を選定中であった（当然に同国は選定対象）。同年マレーシアで開催されたAOTCA総会でモンゴル訪問団より日本の税理士制度の紹介依頼を受けた。偶然にもJICAの税務行政強化プロジェクトのメンバーとして同国赴任中の本会会員がおり、詳細に同国の現状を把握することが出来、当会が構想していた貢献に限りなく近いものがあるため同国を最重点対象国として活動をすることに決めた。

さて、2007年時点での情報として法制化は目前であるとのことから、2008年の同国でのセミナーは法制化された後の役立てを目的に、税理士法・税理士業務・税理士会組織運営などを具体的に掘り下げる形で現状の説明を行った（実際には、この時点で法制化が逆に少し遠ざかっていたようである）。

税理士法については2010年4月の国会審議に付議される予定であった様で、今回のシンポジウムは3月までに開催されることをモンゴル側では要望していた。よって当初は2007年と同様、制定後を見越し個別具体的な内容でシンポジウムを開催するはずであった。しかし、4月の国会審議には付されず少しトーンダウンした感じであったので、国会議員及び政府関係機関の出席を働きかけ、税理士制度の変遷を中心に国家財政の基盤である申告納税制度に果たしてきた税理士の役割、更には社会に対する貢献活動など法制化された日本における税理士制度の現状を伝えるべく内容の企画を行った。

当日は首相補佐官をはじめ国会議員、政府関係省庁及び税務行政関係者など100人を超える出席があり、またシンポジウム終了後、テレビ局・新聞各社の取材を受け、メディアを通じて同国民にシンポジウム開催が紹介され、税理士制度に対する国民の関心を高める

事に寄与出来たことが最大の効果と思われる。



写真 3-11 モンゴルでのシンポジウム(2010 年) 写真 3-12 同左 (2010 年)

#### IV 外国の専門家団体との協定の状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。そのほとんどが、税理士制度が確立されているドイツ、韓国の単位会との協定である。2010 年 12 月末現在の状況は表 2-1、2-2、2-3 のとおりである。

表 2-1 ドイツ税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980 年 9 月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989 年 7 月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999 年 6 月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000 年 8 月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001 年 10 月

表 2-2 韓国税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991 年 4 月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991 年 4 月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（現中部地方税務士会）*	1994 年 4 月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995 年 9 月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995 年 10 月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996 年 11 月

四国税理士会	光州地方税務士会	1997年2月
--------	----------	---------

\* 1999年9月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

表2-3 その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注冊税務師協会）**	1994年9月
東京地方税理士会	台湾省税務会計記帳代理業職業工会連合会	未締結
東京税理士会	中国・北京市注冊税務師協会	2004年9月
北陸税理士会	中国・大連注冊税務師協会	2009年5月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009年7月

\*\*2003年に中国税務諮詢協会は中国注冊税務師協会に名称変更し、2004年に両会間にて確認書を締結

以下に税理士会の締結の事例を紹介する。

## ＜東京会＞

---

### 【ドイツ】

1. 協定等の名称 「共同声明」
2. 声明年月日 1980年9月4日 (ボン)  
〃 1987年10月12日 (ケルン)  
〃 1990年10月15日 (ケルン)  
〃 2011年2月4日 (ケルン)
3. 相手団体 ケルン税理士会
4. 経緯・内容

内容は、税制及び税理士業務についての定期的な情報交換、意見交換を通して、両会の相互理解及び友好関係を促進し、税理士業務の尊厳と地位の向上に資することである。

### 5. 協定等に基づく活動

2006年度、金子会長ほか関係役員が1月29日から2月4日の日程で、ケルン税理士会を訪問し、意見・情報交換を行い、両会の親睦を深めた。また、ベルリン税理士会を表敬訪問し、相互に意見・情報交換を行い、両会の交流関係を今後深めることとした。

なお、2010年度、山川会長ほか関係役員が2月3日から6日まで友好協定締結30周年を記念し訪問、3つのテーマにつき懇談し、今後ますますの交流を確認した。

### 【中国1】

1. 協定等の名称 「合意書」
2. 合意年月日 1994年12月2日 (北京)

3. 相手団体 中国国家外国専家局

### 【中国 2】

1. 協定等の名称 「確認書」
2. 確認年月日 2004 年 9 月 23 日 (北京)
3. 相手団体 中国注冊税務師協会

※中国税務諮詢協会から名称を中国注冊税務師協会へ変更 (2003 年 8 月)、中国税務諮詢協会との協定書を 1994 年 12 月 2 日 (北京) に締結している。

5. 協定等に基づく活動

2005 年度、中国注冊税務師協会の劉太明副会長兼秘書長、劉文彬常務理事・前副会長、孫澤副秘書長並びに山西省地方税務局の張小平主任科員が本会を訪問し、税理士会及び税務行政の組織、機構等について情報・意見交換等を行った。

### 【中国 3】

1. 協定等の名称 「協定書」
2. 締結年月日 2004 年 9 月 24 日 (北京)
3. 相手団体 北京市注冊税務師協会
4. 経緯・内容

税制及び会計に関する情報の提供、支援また研究会の開催について、協力関係を深めることである。

5. 協定等に基づく活動

実施なし。

### 【韓国】

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月日 1995 年 9 月 25 日 (ソウル)
3. 相手団体 ソウル地方税務士会
4. 経緯・内容

税制・税務行政・税理士制度の発展のため、資料及び情報を交換する。税理士業務に関する経験と専門知識・研究成果等の交流を促進し、税理士の社会的地位と尊厳を高めることである。

5. 協定等に基づく活動

東京会（常務理事会構成員）とソウル地方税務士会は友好協定に基づき、定期的（年 1 回）な相互訪問を行っている。

#### (1) 2005 年度

金子会長ほか関係役員が 10 月 28 日から 10 月 30 日までの日程で、ソウル地方税務士会を訪問し、両会の親睦を深めるとともに、本会の組織、会費規程及び電子申告の現況等について情報・意見交換等を行った。

## (2) 2006 年度

ソウル地方税務士会の宋瑃達会長をはじめ 18 人が本会を表敬訪問し、我が国の税理士会組織、活動状況及び税務行政の組織、機構等について情報・意見交換等を行った（9月）。

## (3) 2007 年度

山川会長をはじめとする関係役員が 9 月 6 日から 9 月 8 日までの日程でソウル地方税務士会を訪問し、友好関係を深めるとともに、税務相談、税務支援、アウトソーシング及び電子申告の現況等について情報・意見交換等を行った。

## (4) 2008 年度

- 山川会長をはじめとする関係役員が 7 月 1 日から 7 月 2 日までの日程でソウル地方税務士会を訪問し、李昌圭会長の就任を祝するとともに、税務に関する職業専門家の団体として、意見・情報を交換し、一層友好関係を深めた。
- 韓国ソウル地方税務士会の李会長をはじめ 9 人が 11 月 6 日から 11 月 8 日までの日程で、友好協定に基づき東京会を表敬訪問し、①事務所職員の給与について、②税理士の業務の執行について、③電子申告代理の反対給付について、④会計参与制度について、⑤零細納税者への税務支援について、⑥国際都市税理士サミット等について情報・意見交換等を行った。協議会終了後、懇親会を開催し、より一層友好関係を深めた。

## (5) 2009 年度

ソウル地方国税庁、南大门税務署及びソウル地方税務士会を訪問し、①韓国の税務専門家制度について、②税制について、③電子政府関係について情報・意見交換等を行った。意見交換終了後、懇親会を開催し、より一層友好関係を深めた。

## 【多国間】

### 1. 第 1 回国際都市税理士サミット「東京宣言」 2004 年 6 月 17 日（東京）

参加団体：オーストラリア租税協会、中国注冊税務師協会、ケルン税理士会、ソウル地方税務士会、イギリス勅許税務協会、東京税理士会（6 団体）

### 2. 第 2 回国際都市税理士サミット「ソウル宣言」 2010 年 10 月 15 日（ソウル）

参加団体：中国注冊税務師協会、ケルン税理士会、ソウル地方税務士会、イギリス勅許税務協会、東京税理士会（5 团体）

## 【内容】

国際都市税理士サミットは、税理士制度の充実発展と国際的理解决定を広げるため、世界で初めて税務専門家に特化した国際会議である。2010 年には、第 2 回のサミットが韓国で開催され、中国、ドイツ、イギリス、韓国、日本の主要都市を基盤とする税務専門家団体の代表が参加した。東京税理士会からは、わが国の懸案事項である税理士の資格取得にかかる公認会計士問題などを率直に発表し、会議では、同時通訳を介して、参加各国の様々な情報を交換しあった。1 日目はシンポジウム、2 日目は会議のスケジュールで「各国の税

務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案」をテーマに大きな成果を上げることができた。



写真 4-1 国際都市税理士サミット(2010 年)



写真 4-2 サミット代表者(2010 年)

## ＜東京地方会＞

### 【韓国】

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月 1991 年 4 月
3. 相手団体 韓国中部地方税務士会（1989 年設立、1982 年中部支会として発足、1989 年 4 月中部地方税務士会として格上げされた。）
4. 経緯・内容
  - ①1978 年 東京地方税理士会(以下東地会という。)と資料情報の交換と交流促進について交換公文を取り交わす。
  - ②1978 年 韓国税務士会崔基憲会長他が東地会総会に出席。
  - ③1978 年 東地会佐々木会長他が韓国税務士会を訪問。
  - ④1980 年 金吉洙副会長他 11 人が東地会を訪問。
  - ⑤1981 年 東地会小杉副会長他 5 人が韓国税務士会に訪問。
  - ⑥1982 年 東地会から柳尚昊税務士会会长宛招請状を発給・定期交流の促進をはかる。
  - ⑦1983 年 神奈川県会小杉会長他 20 人が韓国中部地方税務士会を訪問。
  - ⑧1983 年 韓国税務士会方承憲専務理事が東地会を訪問。
  - ⑨1984 年 韓国中部地方税務士会允錫会員が神奈川県会を訪問。
  - ⑩1984 年 金奇漢副会長他 7 人が神奈川県会を訪問。
  - ⑪1985 年 神奈川県会田中会長他 21 人が韓国を訪問。
  - ⑫1989 年 韓国中部地方税務士会金健洙副会長他 11 人が神奈川県会を訪問。
  - ⑬1991 年 韓国中部地方税務士会崔圭煥会長他 8 人が神奈川県会を訪問。
  - ⑭1991 年 東地会白井会長と韓国中部地方税務士会崔圭煥会長が友好協定締結。  
・協定の内容は、相互理解、交流の促進・情報交換である。
5. 協定等に基づく活動

日本と韓国を相互に隔年毎に訪問し、協議会を開催している。協議会では、質疑応答形式をとっている。近年開催した協議事項の質問事項は下記のとおりである。

(1) 2007 年度

(日本) ・外部委託（アウトソーシング）について

- ・税務当局の税務サービス
- ・税務士会の納税者支援事業
- ・無償独占・有償独占

(韓国) ・会計参与制度について

- ・青色申告制度について

(2) 2008 年度

(日本) ・行政不服審査法改正について

- ・租税不服申立制度について

(韓国) ・税理士業務領域の拡大及び縮小

- ・電子申告の税額控除制度について
- ・税理士業務の報酬について

(3) 2010 年

(日本) ・納税者保護委員会と納税者保護官

- ・韓国の ID 番号制度
- ・専門資格士先進化方案について
- ・一般企業会計基準について
- ・番号制度について
- ・付加価値税について

(韓国) ・財務会計士

- ・R&D 支出と施設投資と雇用増大に対する税制支援について

## 【ドイツ】

1. 協定等の名称 「友好協定」

2. 締結年月 2000 年 8 月

3. 相手団体 ハンブルク税理士会

4. 経緯・内容

ハンブルク税理士会ベルント・ヤンセン会長と東京地方税理士会狩野会長とで、両国の税制及び税務行政、税理士制度に関する情報の交換及び税理士業務の経験と知識のより一層の交流を促進することを目的とし、友好協定を締結した。

5. 協定等に基づく活動

2000 年に日本からドイツへ訪問し友好協定を締結した。締結後 10 年の節目として 2010 年にドイツから日本へ訪問し協議会を開催した。

近年開催した協議事項の質問事項は下記のとおりである。

- (日本)   ・税理士以外で税理士業務ができる資格者の実情と問題点
- ・税務調査において、納税者の代理人として権益擁護できる権能及び実情
- ・異議申立と財政裁判所の実情と税理士
- ・税理士法改正の実情について
- ・税理士の平均年齢と受験者の実情
- (ドイツ)  ・税理士法について
  - ・租税通知に対する異議申立
  - ・裁判所における税務訴訟の手続き

### 【中華民国(台湾)】

1. 協定等の名称                      } 未締結である
2. 締結年月
3. 相手団体                          台湾省税務会計記帳代理業職業工会連合会  
\*1988年設立、会員数 2,530 人(2006年現在)
4. 経緯・内容  
1999年に起きた台湾大地震により、被災された方々へ東京地方税理士会から義援金を贈呈することがきっかけで交流を始める。
5. 協定等に基づく活動  
協議会を相互(本会から台湾へは計2回、台湾から日本へは計2回)に開催し交流を深める。  
近年開催した協議事項の質問事項は下記のとおりである。
  - (1) 2004年度  
(日本) ・税務調査の実態について  
(台湾) ・帳簿書類を紛失した場合の税務当局の対応及び課税関係について
  - (2) 2006年度  
(日本) ・記帳と税務申告のコンピュータの普及割合について  
      ・財産に対する課税制度について  
(台湾) ・税理士制度・商法・税法等について



写真 4-3 ハンブルク税理士会との懇談会(2010年)



写真 4-4 韓国中部地方税務士会との協議会(2010年)

## <千葉県会>

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月 2009年7月(千葉県において)
3. 相手団体 モンゴル税理士会

\*2004年12月23日設立、会員数366人(2010年9月23日現在)、活動内容は税理士制度の法制化、納税者及び税務行政機関の支援、税理士の育成。

### 4. 経緯・内容

モンゴル税理士会からの要請により2008年に税理士法、税理士業務、税理士会の活動についてセミナーを開催した後、モンゴル税理士会より友好協定締結の打診を受けた。

内容については、千葉県税理士会とモンゴル税理士会は、両会における交流を通じて税制、税務行政、税務専門家制度、税務専門業務、租税教育等に関する情報や知識、経験を交換し、相互の理解を深め、協力し合い、更なる発展を促進させることである。

### 5. 協定等に基づく活動

現在は主に日本における税理士法、税理士業務、税理士会の組織運営に関する情報提供をモンゴル国民に行い、法制化の重要性を知らしめている。

①2008年9月、モンゴルにおいて税理士会員、企業経営者、税務行政官を対象に税理士法、税理士業務、税理士会の概況についてセミナーを開催。

②2009年7月、日本税理士会館においてモンゴル税理士会会員を対象に税理士法全般、書面添付制度、ASEAN諸国における会計制度の実態、中小企業の会計と会計参与制度について研修会を開催。

③同年同月、千葉において会計事務所の訪問を企画、更には関連団体及び友誼団体を交えて税理士会との関係、会務の合理化、事業の支援、会員への福利厚生及び適正申告の推進への活動等について情報提供。

④2010年6月、第9回定期総会に招聘し総会運営の全てを見学。

⑤2010年9月、モンゴルにおいて日本税理士会連合会・モンゴル税理士会・千葉県会の3会共催により両国の税理士制度についてシンポジウムを開催。



写真4-5 モンゴル税理士会と(2008年)



写真4-6 千葉県会定期総会懇親会(2010年)

## **<近畿会>**

---

### **【韓国】**

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月 1991 年 4 月
3. 相手団体 釜山地方税務士会（韓国）
4. 経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990 年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降の交流・友好関係を深めていくに際し、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することになった。

内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

### **5. 協定等に基づく活動**

協定等締結後、学術討論会（年 1 回）を開催している。出席者は、会長、国際部担当副会長、国際部担当専務理事、国際部、関係部長・副部長、関係委員長・副委員長である。過去の学術討論会のテーマは、下記のとおりである。

- (1) 電子申告（2005 年 11 月 18 日）
- (2) 会計参与制度（2006 年 9 月 21 日）
- (3) 韓国及び日本における資格制度について（2007 年 11 月 15 日）
- (4) 日本および韓国における国際課税制度についての概要（2008 年 10 月 14 日）
- (5) 釜山会テーマ：付加価値税の税金計算書電子化、税務士名称使用独占

近畿会テーマ：書面添付制度 韓国誠実申告検証制を受けて、会計参与制度（2009 年 10 月 13 日）

- (6) 韓国及び日本の相続税法（実務中心）（2010 年 11 月 11 日）

### **【ドイツ】**

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月 1999 年 6 月
3. 相手団体 デュッセルドルフ税理士会
4. 経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他の税理士会が外国の税理士会と友好協定を締結しているドイツの中から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶことになった。（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た。）

内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

### **5. 協定等に基づく活動内容**

懇談会の開催等ではなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。



写真 4-7 釜山税務士会との学術討論会  
(2008 年)



写真 4-8 釜山税務士会との学術討論会  
(2009 年)

## ＜名古屋会＞

1. 協定等の名称 「友好親善合意書」
2. 締結年月 2001 年 10 月
3. 相手団体 ミュンヘン税理士会

\* 1961 年設立、会員数 10,698 (個人 9,657、法人 1,041、2011 年 1 月 1 日現在)

### 4. 経緯・内容

2000 年 7 月に名古屋会の日税連公開研究討論会実行特別委員会「諸外国の租税救済制度・海外研究チーム」によるミュンヘン税理士会の訪問が端緒となった。

訪問時にミュンヘン税理士会から友好協定締結の申し出を受け友好協定について持ち帰り正副会長会等で協議し、国際交流プロジェクトチーム（国際 PT）を立ち上げ締結の準備をした。

2001 年 3 月には国際 PT のメンバーがミュンヘン税理士会を訪問し、締結に向けて詳細な日程の打合せを経て、同年 10 月 27 日に名古屋においてミュンヘン税理士会シュタイン会長一行をお迎え、正式な友好協定の調印をした。

内容は以下のとおりである。

2001 年 10 月 29 日、名古屋税理士会とミュンヘン税理士会とは、両会の友好関係を築き、敬愛と友情を深め、両会の発展のために、本書に合意し、友好協定を締結する。両会との間で昨年より準備が進められてきた友好親善の合意は、両会のよりよき理解と連帯と協力を発展させるものであり、税理士制度における国際化の観点のもとに、次の内容とすることで一致した。

1. 名古屋税理士会とミュンヘン税理士会は、相互の理解を深めていくことを目的に、両団体の間での定期的な交流を推進する。
2. 両会は、租税及び財政制度に関する研究に絶えざる進歩を図ることを目的に、税務

及び会計制度、税務行政並びに租税救済制度における研究及び情報を交換する。

3. 両会は、税理士の社会的使命の向上に資するために、また税理士制度の絶えざる発展に寄与することを目的に、日本とドイツにおける税理士制度と税理士業務についての情報交換、会報交換など、多様な形式により広汎な交流を推進する。

本書は英文を正本とし、両会はそれぞれ公式の日本語訳文と公式のドイツ語訳文を作成する。

#### 5. 協定等に基づく活動

友好協定第2条の「税務及び会計制度、税務行政並びに租税救済制度における研究及び情報交換をする」ことに重きを置き、国際交流活動に参加していただける一般会員を公募し、役員の交流にとどまることなく、友好親善活動が永く続けられるよう配慮している。



写真4-9 ミュンヘン税理士会訪問(2010年)



写真4-10 同左 (2010年)

### <北陸会>

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月 2009年5月
3. 相手団体 大連市注冊税務師協会（中華人民共和国）

\*1995年設立、会員数：403人、54税務師事務所

主な事業活動は、実務レベル向上のための専門トレーニングと試験の主催等である。

#### 4. 経緯・内容

2006年の北陸税理士会創立50周年記念事業の一環として、顧問先が将来において国際展開を行った際の業務提携・分業を見据えて、我が国周辺国の税制・税理士制度の調査・研究を行うため、専門委員会を設置し、韓国・中国の税務士・税務師団体への視察等交流事業を行った。その後、交流を持ったソウル地方税務士会及び大連市注冊税務師協会と更なる友好と交流を深め、友情を増進させ、税務専門家としての重要な役割、税制の構築に対する提言、税理士制度の更なる発展を目指すためにお互いに努力する、といった旨の三税理士会共同宣言の調印を行った。翌年以降は、国際交流事業を継続させるため、毎年、

税理士会の事業計画に挙げ、実施してきたが、大連市注冊税務師協会と更なる繋がりを築いていこうということで友好協定の締結を行うこととなった。

#### 5. 協定等に基づく活動

締結後の活動は以下のとおりである。

- |           |  |
|-----------|--|
| 2007年 5月  | 大連での貿易博覧会見学  |
| 2008年 10月 | 大連視察（経済技術開発特別地区）<br>注冊税務師協会への友好協定草案打診  |
| 2009年 5月  | 大連において友好協定調印<br>7月 北陸会へ国際税務専門家の紹介依頼（移転価格税制に詳しい税理士）<br>10月 推薦者と共に相手側の会計師事務所訪問 |
| 2010年 3月  | 大連大学に税務専門図書寄贈  |

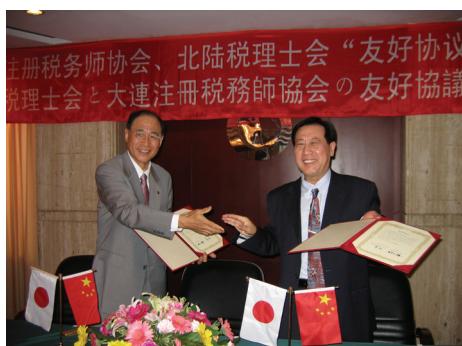


写真 4-11 大連注册税務师协会(2009 年)



写真 4-12 同左 (2009 年)

### <中国会>

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月日 1996年 11月 1日 広島市において
3. 相手団体 大邱地方税務士会（韓国） 会員数 447人
4. 経緯・内容

1995年にソウル市で開催されたAOTCA第3回役員会において、中国税理士会と大邱地方税務士会の交流が提案され、役員間での相互訪問が行われた。

世界はあらゆる分野で国際化が大きな流れとなっており、税務会計サービスについても議論されているところであり、両会の友好親善を深め、両国の税制・税務行政及び税理士・税務士制度等に関する意見交換を行い、あわせて韓国と日本の民間友好に貢献することを目的として、1996年11月に友好協定が広島市において締結された。

友好協定には、「両国の税制、税務行政に関する研究及び税理士・税務士制度の発展に寄与するため、税制、税務行政、税理士・税務士制度及び業務に関する情報、資料、経験、知識等を交換する。両会の友好親善を深めるため、相互訪問等を行いその友好増進に努め

る」とある。

またこれに関連して、友好協定附属文書があり、推進に向けて具体的な 5 項目が記載されている。

- (1) 両会は自国の法律と慣例に許される範囲内で税制、税務行政、税理士・税務士制度等の発展に資する資料と情報を必要に応じ交換する。
- (2) 両会は税理士・税務士の資質と品位を向上させ、専門職業人として社会的信用を確保し、税理士・税務士制度の発展のため相互に協力する。
- (3) 本協定の基礎は友好と親善にあることを認識して、両会は相互訪問等の交流を推進することとする。
- (4) この協定に規定されていない事項とこの協定の施行に必要な細部事項は、両会代表者が協議して決定する。
- (5) この協定の有効期間は協定締結日から 5 年間とする。ただし、期間満了 2 カ月前までに解約の通知がないときは、更に 5 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

#### 5. 協定等に基づく活動

- 友好協定締結から、2010 年で 15 年目、相互交流は 14 回目となる。
- 毎年 1 回、相互訪問を行い訪問人数は両会とも 20 人程度となっている。
- 訪問地の県、市、税務署等を公式訪問して友好関係をアピールしている。
- 中国税理士会では 5 県中 4 県で公式行事を実施している。
- 懇談会ではそれぞれがあらかじめ提出した質問事項に文書で回答したものをその場で交換し、さらに記念品の交換も行っている。その後に懇親会を開催して友好関係を深めている。また、今年は長年両国の友好に尽力された税理士及び税務士に感謝状を贈呈している。



写真 4-13 大邱地方税務士会との  
友好協定調印式(1996 年)



写真 4-14 同左 (1996 年)

## <四国会>

### 【韓国】

1. 協定等の名称 「友好協定」

2. 締結年月 1997 年 2 月  
3. 相手団体 光州地方税務士会（韓国）

\* 1975 年設立、会員数約 180 人

主な事業活動は、以下のとおりである。

- ・税務士職務の指導と統制と税務士に対する研修教育
- ・租税救助及び税政協力事業、納税義務者に対する税務相談及び広報
- ・租税及び税務士に関する法規の調査研究と建議
- ・租税理論及び関連学術の学理と実務の調査研究
- ・会報と図書刊行
- ・外国及び国際租税団体との協力・交流

#### 4. 経緯・内容

AOTCA を通じ、1995 年 11 月に光州地方税務士会が、四国税理士会に友好協定の締結を提案。これを契機に、1996 年 7 月と同年 11 月に相互訪問を行い、協定を締結するに至った。内容は、「両国の税制、税務行政、税理士制度等の発展に寄与する資料と情報をお互い交換し、税理士業務に関する経験と専門知識、研究成果等の交流を促進することにより両会の親善と信頼を確固にし、税理士の社会的地位と尊厳を高めるため相互に協力する」である。

#### 5. 協定に基づく活動

毎年 1 回、相互に親善訪問を行い、国際交流懇談会を開催している。2010 年 10 月 29 日に高松において開催された第 14 回目の国際交流懇談会の参加者は、四国税理士会 18 人、光州地方税務士会 5 人、議題は次の通りであった。

##### (1) 光州地方税務士会提出議題

- a. 地方自治体の予算・監査に対する税理士（会）の役割について

##### (2) 四国税理士会提出議題

- a. 税務士の周辺業務（一般的な税務士が本来の税務士業務以外に携わっている業務）について

- b. 税務士会総会の運営状況等について



写真 4-15 光州地方税務士会との  
国際交流懇談会(2010 年)



写真 4-16 友好協定調印式 (1997 年)

**【光州地方税務士会との国際交流懇談会における過年度議題等】**

<第1回>		開催日・場所	1997年10月14日（於：韓国）
		出席者数	韓国税務士会1人、光州地方会19人、四国会4人
議題 (光州)			1. 日本の税理士制度について ①税理士の租税訴訟代理権を制度化するため推進している方法と過程について ②税理士業務の受任種類及び方法について ③税理士会員相互間及び他資格者との受任競争行為の実態とそれに関連する倫理規定について ④公認会計士の税理士業務執行について 2. 日本の税務行政について ①税務調査の実態について ②課税に対する納税者の不服請求制度について
(四国)			1. 韓国の税務士制度について ①税務士の使命について ②税務士の資格試験（資格付与）制度について ③税務士業務の法人化・共同化について ④会員の研修教育制度について ⑤倫理規定と綱紀違反に対する処分について 2. 韓国の税務行政について ①税務行政の基本的な運営方針について ②納税者の権利保障について
<第2回>		開催日・場所	1998年8月11日（於：高松市・四国税理士会館）
		出席者数	光州地方会6人、四国会10人
議題 (光州)			1. 租税不服請求について 2. 税務当局の税務代理人に対する管理、監督権の有無と管理監督の方法について 3. 政府や税理士団体等の納税者に対する納税意識を高める方式について 4. 日本の弁護士、公認会計士、税理士等の諸資格士に対し賦課している税金の税目について
(四国)			1. 紳税者権利憲章を保障するための具体的施策について 2. 会員に対する研修制度とその実施状況について 3. 税務士の社会的貢献制度について
<第3回>		開催日・場所	1999年10月26日（於：韓国）
		出席者数	韓国税務士会1人、光州地方会17人、四国会4人
議題 (光州)			1. 土地・建物の譲渡により発生する資産利得に対する課税について
(四国)			1. 税務当局と税務士会との相互信頼、協調関係を維持発展させるために実施している施策について 2. 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向と税務士会の対応について

<第4回>	開催日・場所	2000年10月3日（於：松山市・大和屋本店）
	出席者数	光州地方会5人、四国会12人
議題（共通）	1. 業界の歴史と現状と将来 2. 四国税理士会の組織機構 3. 会の活動の活性化策 4. 税理士のビジョン	
<第5回>	開催日・場所	2001年10月31日（於：韓国）
	出席者数	韓国税務士会1人、光州地方会20人、四国会4人
議題（共通）	1. 稅務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設について 2. 意見聴取制度の拡充について 3. 税理士法人制度の創設について 4. 業務報酬規定の廃止（会則記載事項から削除）に伴う報酬のガイドライン等について	
<第6回>	開催日・場所	2002年10月22日（於：高知市・ホテル日航高知ロイヤル）
	出席者数	光州地方会5人、四国会11人
議題（共通）	1. 税理士法（税務士法）改正後の当面の諸問題について ①報酬規程の廃止 ②研修制度の拡充 ③広告の自由化 2. 税制改正等の建議活動について	
<第7回>	開催日・場所	2003年10月23日（於：韓国）
議題（光州） (四国)	1. 標準所得率・基準経費率制度について 2. 新書面添付制度について 3. 電子申告制度について	
<第8回>	開催日・場所	2004年10月4日（於：高松市・ロイヤルパークホテル高松）
	出席者数	光州地方会5人、四国会9人
議題（共通）	1. 中小会社会計基準の作成と活用について 2. 税理士（税務士）法に定めのない公益的業務への対応について ①地方公共団体外部監査制度 ②成年後見制度 ③特定調停制度（民事調停委員）	
<第9回>	開催日・場所	2005年11月3日（於：韓国）
	出席者数	光州地方会10人、四国会4人
議題（光州） (四国)	1. 簡便納税制度について 2. 青色申告制度について 3. 会計参与制度について	
<第10回>	開催日・場所	2006年11月8日（於：松山市・東京第一ホテル松山）

	出席者数	光州地方会 6 人、四国会 11 人
議題 (四国) (光州)	1. 納税者に対する税務支援対策について 2. 友好協定の継続について 3. 補佐人制度及び会計参与制度について	
<第 11 回>	開催日・場所	2007 年 11 月 12 日 (於 : 韓国)
議題 (光州) (四国)	1. 税務上義務不履行による加算税規定に対して 2. 地方税理士会の独立と日本税理士会連合会の体制の運営とその長短所について 3. 国税当局が行う納税者に対する税務相談の現況等について 4. 税理士会が行う会員相談の実施状況等について	
<第 12 回>	開催日・場所	2008 年 10 月 17 日 (於 : 鳴門市・グランドエクシブ鳴門)
	出席者数	光州地方会 7 人、四国会 11 人
議題 (共通)	1. 研修制度について	
<第 13 回>	開催日・場所	2009 年 11 月 2 日 (於 : 韓国)
	出席者数	光州地方会 13 人、四国会 4 人
議題 (四国) (光州)	1. 電子申告制度の現況と普及のための施策について 2. 税務士会 (税理士会) における情報システムの活用状況について 3. 所得税法上の人的控除と特別控除制度について	

## ＜九州北部会＞

---

### 【ドイツ】

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月日 1989 年 7 月 13 日
3. 相手団体 ニュルンベルク税理士会
4. 経緯・内容

ニュルンベルク税理士会とは、当時の九州北部会会长と TKC との関係、また、TKC と DATEV との関係で、同社の社長であるハインツ・セビガー同税理士会会长(現在名誉会長)とのコネクションができ、税制の研鑽、情報の交換等を含めた国際的交流の必要性について、意見の一致を見たことから、1989 年 7 月に 2 会の間で友好協定が締結された。

両税理士会は、この新しい友好の基礎の上に、相互の友好往来を増進する。

そして、両税理士会は、両国の税制、税務行政、税理士制度等の進歩、発展に寄与し、さらに税理士の社会的使命の向上に資するために、税に関わる調査の実施、情報交換、会報交換など、多様な形式により広汎な交流を促進する。

友好協定は、両税理士会のよりよき理解と連帯と協力を発展させるものである。

### 5. 協定等に基づく活動

友好協定は、ニュルンベルク税理士会の使節団の訪問を受けて締結された関係で、1990

年9月に九州北部会からニュルンベルク税理士会に答礼訪問を行い、その後2年に1度、相互に訪問を行っている。

出席者の範囲については、基本的には、会長、副会長、専務理事、総務部長、テーマに関係する部・委員長、総務部の国際交流委員であるが、日本でのレセプション及びドイツ訪問には、過去のドイツ訪問者で希望する者が含まれる。

### 【韓国】

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月日 1994年4月13日
3. 相手団体 中部地方税務士会（1999年9月に京仁・中部統合）
4. 経緯等

九州北部会は、1993年12月に京仁地方税務士会会长ら役員一行から表敬訪問を受け、地理的に近いことから友好親善を深めていきたいとの申入れがあった。これに対する答礼と友好協定締結に向けての協議を行うため、1994年2月に本会は京仁地方税務士会を親善訪問した。

その際の協議において、両会が相互に訪問して、交流を活発に行うことが合意され、友好協定の締結に向けて準備が進められた。

1994年4月、九州北部税理士会館で友好協定が締結された。

### 5. 協定等に基づく活動

締結後1年ごとに両会が往来して交流を深めてきたが、2009年から2年に1度の交流に改められた。出席者の範囲については、基本的には、会長、副会長、専務理事、総務部長、テーマに関係する部・委員長、総務部の国際交流委員である。

内容は次のとおりである。

- (1) 両国の税制、税務行政に関する研究及び税理士・税務士制度の発展に寄与するため、税制、税務行政、税理士・税務士制度及び業務に関する情報、資料、経験、知識を交換する。
- (2) 両会の友好親善を深めるため、相互訪問等を行いその友好増進に努める。



写真 4-17 ニュルンベルク税理士会  
との懇談会(2010年)



写真 4-18 中部地方税務士会  
との懇談(2009年)

## ＜南九州会＞

---

### 【韓国】

1. 協定等の名称 「友好協定」
2. 締結年月日 1995 年 10 月 16 日
3. 相手団体 大田地方税務士会（韓国）  
\* 1975 年設立、会員数 514 人（2011 年 3 月末現在）

### 4. 経緯等

1992 年 4 月に大田地方税務士会から、姉妹協定締結の申し入れがあり、1994 年 6 月の同会会長ほか役員一行の表敬訪問を受け、1995 年 7 月にこれに対する答礼のため大田地方税務士会を親善訪問した。

この懇談会において、双方の組織構成、会員数、税理士（税務士）業務の範囲等について意見交換を行い、今後の友好親善及び両国の税制等に関する情報交換を目的に協定締結にむけて、積極的に検討することについて合意した。

その後、正副会長会、理事会の議を経て、1995 年 10 月に南九州税理士会館において友好協定が締結された。

協定の内容は次のとおりである。

- ①税制及び税務行政に関する研究に寄与するため、諸般の情報を交換する。
- ②税理士（税務士）制度の発展に寄与するため、税理士（税務士）の制度及び業務に関する情報を交換する。
- ③両会の友好親善を深めるため、相互訪問等を行いその友好増進に努める。

### 5. 協定等に基づく活動

協定に基づく活動として、1996 年から毎年 1 回両会が相互を訪問し双方が提案する協議テーマに基づき懇談会を開催しており、2010 年で第 15 回目を迎えたところである。

本会の出席者は、原則として会長、副会長、専務理事、総務部長、広報部長及び協議テーマに伴う部長・委員長の概ね 10 人余りである。なお、2010 年に日税連・国際委員会委員が増員され、本会会員が同委員に就任したことを機に日税連国際委員として出席した。

#### [近年の実績]

開催日・場所	2010 年 9 月 30 日 （於：韓国）
出席者数	南九州会 11 人、大田地方会 12 人
懇談会テーマ	（南九州会） ①不服申立制度について ②国際会計基準について ③会員に対する福利厚生制度について （大田地方会） ①税理士懲戒権について ②税務事務所職員の待遇について
開催日・場所	2009 年 10 月 28 日 （於：宮崎市）
出席者数	南九州会 13 人、大田地方会 10 人

懇談会テーマ	<p>(南九州会) ①税理士制度について        • 業務独占について        • 強制入会制度について        • 資格付与制度について</p> <p>(大田地方会) ①新書面添付制度について        • 本制度の概要とその施行効果について        ②電子証明書について        ③人材投資促進税制について</p>
--------	--



写真 4-19 大田地方税務士会との懇談会  
(2010 年)



写真 4-20 同左 (2009 年)

## V その他の事業の状況

上記に紹介した事業のほか、特徴ある活動を行っている税理士会がある。在日外国人を対象にした相談窓口の設置や英文パンフレットの作成、諸外国の税制に関する資料の収集や周知等、外国人の利便性に資するための活動も行われている。以下にその事例を紹介する。

### 〈東京会〉

東京会国際部では、『本会紹介用英文パンフレット』の冊子を作成し、海外視察団派遣の際の訪問先や本会を訪問する海外訪日団に、税理士制度の概要並びに本会の目的、組織及び事業等を紹介するため、英文パンフレットを作成しているが、その有効活用の方策として本会ホームページにも掲載している。

また、『外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度』の冊子について、英語版、韓国語版及び中国語版の改訂版を作成している。この冊子は、各国大使館等関係機関に配付

するとともに、海外関係機関等訪問時に持参するなどしており、またその有効活用の方策の 1 つとして本会ホームページに英語版・韓国語版・中国語版及び日本語版を掲載している。他に資料収集に関して、JETRO 等の関係機関から送付される資料、定期購読している雑誌の他、海外税制・税務行政等に関する資料の収集に努め、必要に応じて、広く会員に周知している。

## **<近畿会>**

---

近畿会では、下記のような外国人向けの税務相談事業を実施している。

1. もしもし税金相談室

本会会員が外国人に対して電話で税金に関する一般的な相談に応じている。

2. 外国人のためのカウンセリング・デイ

年に 4 回、(財)京都市国際交流協会が主催する、在住外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリング・デイ」に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

3. 一日インフォメーションサービス

年 1 回、(財)大阪国際交流センターが主催する、在阪外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

## 第3部 日税連及び税理士会の国際交流事業の状況の総括と今後の方向

### I 税務専門家団体との交流事業の担い手としての活動

#### 1. AOTCAの設立・運営及びアジア諸国における税務専門家制度導入に関する支援活動

日税連・国際委員会は、AOTCA設立に向けた取組、発足後の運営・活動支援という重要な役割を果たしてきたことは既述したとおりである。

2009年11月に実施されたムンバイ会議では、総会に引き続き複数のセッションが二日間にまたがって開かれた。わが国の消費税制度に関する近畿会の三谷英彰会員による報告は、日本の制度に関する参加者の強い関心を集め、多くの質問が寄せられた。日本側からの発信は、休憩時間にまでその余韻を残す報告となった。また、2010年11月のシドニー会議では、総会にて池田隼啓日税連会長と石井幸夫日税研理事長のスピーチが行なわれ、セッションの進行にも日税連として参画し、AOTCAの発展に大きく寄与してきた。

本年度実施された15税理士会の構成による国際委員会の充実は、今後の国際交流事業に新たな対応を可能にした。例えば、AOTCAは議長就任国の事務局によって特色ある運営がなされ、毎年の会議も参加国によって積極的に誘致されるようになってきている。日税連の役割は、AOTCAの運営支援からいよいよ新しい段階に入ったと考える。すなわち、AOTCAの総会及びセッション等のあらゆる情報発信の機会をとらえ、わが国の税理士制度の動向や税制・税務行政について積極的に発表する体制の確立を急がなければならない時期に来ている。

また、日税連が取組んできたアジア諸国における税務専門家制度導入に関する支援活動は、ベトナム及びモンゴルにおける税理士制度の導入・税理士会の設立という特筆すべき成果を挙げてきた。今後は、より具体的な制度構築に向けた情報の提供に加え、税理士法等の整備や組織運営への支援要請が予測され、国際委員会としては単発的な対応からきめ細かな支援活動が求められている状況にある。この点は、当該国の事情を配慮しつつJICA（国際協力機構）等わが国の対外支援団体や制度の比較研究者との連携も検討していく必要がある。

#### 2. 二国間交流事業の展開

日税連・国際委員会は、二国間交流事業にも着目し、各国を代表する14の税務専門家団体との友好協定の締結・交流、また諸外国の税理士制度導入後の運用の支援等を積極的に行ってきている。特に韓国税務士会との間では、過去14回に亘り相互訪問による定期懇談会を実施してきている。懇談のテーマは、資料掲載のとおりわが国の補佐人制度や会計参与制

度について、また既に韓国で導入されている納税者憲章等その時々の関心事で多岐にまたがるものである。定期的懇談会によって両会の会長他関係役員間で意思疎通を深め、それぞれの抱える課題解決の参考に資するための意見交換を行ってきた。

さらに、2009年9月には池田隼啓会長他担当役員が友好協定締結20周年記念事業としてドイツ連邦税理士会、1994年に友好協定を締結したオーストリア経済受託士会議所を訪問し、意見交換を行なっている。特にわが国と並んで税理士制度の先進国であるドイツ連邦税理士会は、第8次の税理士法改正を終えており、自治権の拡大、わが国に比較して広範囲の建議権や訴訟代理業務への従事が認められる等資料編に紹介のとおり成熟度の高い税理士制度となっている。それぞれの国を代表する組織の会長及び役員が直接会談し、税理士制度等について意見交換したことの意義は極めて大きい。

一方、2010年11月には千葉県会と共同してモンゴル国のウランバートルを訪問し、税理士制度についてシンポジウムの開催を実施した。同国は、暫定的に税理士制度を発足させたものの、その依拠する税理士法の制定がされていない。同シンポジウムには政府・国会関係者や多くの実務者の参加があり、地元マスコミの取材等大きな反響を与えるものであった。千葉県会との共同方式によって、モンゴル国税理士制度発足後の制度運用や組織運営について、日本の仕組みを紹介する貴重な企画となった。今後の日税連・国際委員会の二国間交流は、各税理士会の交流事業の情報共有化を進める中でより重厚な交流の模索が求められてきている。

### 3. 諸外国税務行政・税務団体関係者の来訪対応

経済活動の国際化は国際税務と不可分であり、実務家及び税務行政当局において相互の租税制度に関する情報の共有化が求められる。

日税連・国際委員会は、これまで諸外国の税務団体関係者、税務行政関係者及び国税庁税務大学校が諸外国から受け入れている研修生の日税連訪問に対応し、わが国の税理士制度、日税連・税理士会の組織や活動内容について講義を行ってきた。諸外国関係者からのこうした要請は、近年頓に増加してきている。この間、インド税務実務家協会元会長の来訪、税務行政関係者として中国国家税務総局幹部、ウズベキスタン国家税務委員会幹部の来訪、国税庁税務大学校研修生の2回にわたる来訪を受けている。わが国の税理士制度、組織及び活動の実態に関する広報活動は、今後も日税連・国際委員会にとって重要さを増すものであり、相応しい広報資料の整備を急ぐ必要がある。

### 4. 税理士会の国際交流事業と成果の共有化

15 税理士会構成へと拡充された国際委員会は、1年という変則的任期の間、引継ぎ課題である「税理士」の英語訳、税理士制度や税制の英語版パンフレットの作成、税理士法の英語訳について、委員及び事務局の惜しみない集中した取組によって一定の成果を見出し

つつある。

また、各税理士会の国際交流事業の実態や成果について、アンケートの実施と本報告書の作成によって、横断的な情報共有化のスタートラインに立つことができた。

各税理士会の国際交流事業は、千葉県会の例を除いて韓国、ドイツ及び中国等諸外国の単位会に相当する団体と友好協定を締結し、定点交流を進めている。税理士会が国際交流で取り上げてきたテーマは、資料の「税理士会における国際交流事業の実態調査結果（概要）」に見られるように①税務専門家制度、②税制、③国際税務、④税務行政、⑤納税者権利救済制度、⑥電子申告、⑦事務所業務の項目に分類される。そして、交流事業を通じて得られた成果は、会員共有とすべくホームページや報告書の形式で開示される傾向にある。

税理士会による国際交流事業の目的は、わが国の制度との比較研究を中心に様々である。例えば、「税務専門家が特化していない諸国に対し、税理士制度を宣伝、普及させることができれば、当該国の税制、税務行政の整備、国民の財産権についての権利利益の擁護及び経済発展に大きく寄与することができる」（東京会）、国際貢献の立場から「アジア諸国における税理士制度確立の手助け」（千葉県会）、定期的に学術討論会を実施して「諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、以って会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図る」（近畿会）、「租税及び財政制度に関する研究に絶えざる進歩を図ることを目的に、税務及び会計制度、税務行政並びに租税救済制度における研究及び情報を交換する」（名古屋会）、「会員税理士の資質向上、知識の習得、情報の収集、そして東海会としてのネットワークの構築」（東海会）等各税理士会の目的を明確にした交流事業を展開している。

先進的に国際交流事業に取組んできた税理士会は、税理士制度や税制について相当に継続的で深化した成果を出している。しかしながら、日税連はこうした各税理士会の国際交流事業の実態について情報収集の手立てを整えていなかったため、各税理士会の実施する国際交流事業の支援体制の確立や交流事業の成果の共有化を図れずにきた。

## II 今後の国際委員会の活動について

### 1. 中長期的な活動指針作成に向けて

国際委員会は、15 税理士会構成となった初年度の委員会活動を総括するにあたり、本報告書を作成することとした。

税理士会をめぐる内外の状況は、委員会発足当初と比較して大きく変化している。そこで、国際委員会活動において、今後検討が必要と考えられる 6 項目の課題について設問を設定し、委員に回答を求めた。以下、委員から寄せられた回答で代表的な意見の要旨を掲載し、今後の日税連・国際委員会の中長期的活動指針策定の参考に供する。

## (1) 当委員会の位置付け

Q：日税連会務執行規則第44条では、部を恒常的かつ執行的なもの、委員会を恒常的かつ審議的なものとしているが、当委員会の位置付けを見直すべきか。

A：業界にとって国際化は避けられず「部」としての位置付けが必要。

：執行面が強くなれば、「部」の方が相応しい。

：国際化に対応していくのであれば当然「部」としての活動が必要。

：活動を推進するため「部」に組織変更する時期に来ている。

：税理士会や支部で「部」としての位置づけは難しい。

本設問については、和田榮一委員から以下のような回答が寄せられており、示唆に富む意見として以下に掲載する。

### 一 國際委員会に係る「委員会」から「部」への変更について一

国際委員会は、会務執行規則第44条（分掌機関の設置基準）により、所掌上の特性が同条第1項第2号の恒常的かつ審議的なものであることから「委員会」として設置されたと考えられる。

国際委員会では、主にAOTCAの活動支援、諸外国の税務行政当局や税務専門家団体への支援等の国際交流事業を行ってきた。

昨今、各税理士会において、諸外国税務専門家団体との友好協定の締結、これに基づく交流、海外視察、研修会等の活動が行われるようになってきたことから、日税連と税理士会との連携・協力関係の強化、情報の共有化を図るため、平成22年4月から委員編成を4税理士会から全ての税理士会による15人編成に拡大したところであり、また、平成21年7月にモンゴル税理士会と相互理解促進及び税理士制度の発展を目的として友好協定を締結し、モンゴル国において税理士制度の法制化に向けて平成22年9月にウランバートルにおいてシンポジウムを開催、本年4月には同国の国会議員をはじめ税理士会会員の日本の税理士制度の視察を目的とした来日が予定されているなど、交流事業が活発化している。

今後は、交流事業にとどまらず、前述のモンゴル国における税理士制度の法制化や、昨年友好協定を締結したベトナムにおける税理士制度の定着の支援活動等、積極的に支援事業を行う事が必要であると思料する。

さらに、本事業年度は各税理士会の国際事業の実態の把握等、情報収集に終始したが、最終目的は各税理士会における国際事業への支援であると考える。

については、当委員会の会務執行細則第44条第1項の所掌上の特性が、同条同項第1号の恒常的かつ執行的なものである「部」に該当することから、「国際委員会」から「国際部」へ変更する必要があると考える。

※AOTCAが日本で開催の場合には、国際委員会が企画・運営を行うと思われるため言うなれ

ば国際事業における総務部に該当すると考えられる。また、AOTCA 総会におけるスピーカーの育成など、すでに執行機関としての役割を要請されている。

## (2) 税理士会の国際交流事業との連携

Q : 例えば、韓国税務士会との懇談会について、日税連・税理士会が連携して懇談テーマを選定する等、日税連がコーディネーターの役割を果たす可能性等を検討すべきか。

- A : 税理士会の独自性。  
: 税理士会ごとに個々の繋がりがあるため、今後検討が必要。  
: ケースバイケースで考えればよい。  
: 税理士会からの依頼があった場合コーディネーターの役割を果たす。  
: 税理士会の国際交流事業への支援は重要、積極的に行うべき。  
: 税理士会の独自性及び独立性を尊重した上で、重複テーマの研究を避けることや外国の単位会との友好協定を結ぶ際のコーディネート及び税理士会より求められた際のサポートは必要。  
: 日税連の国際委員会担当事務局のように、英語の堪能な職員が税理士会事務局をサポートできればよい。

## (3) 制度部、調査研究部との連携

Q : 例えば、諸外国の状況に関する資料・情報提供を検討すべきか。

- A : 交流の目的に合わせて他の部との連携・協力は必要。  
: 両部とも国際比較研究には、あまり力を入れていないのではないか。常任委員レベルで定期的に意見交換の場を設けること、国際税務等に関する研究をしている大学教授や実務家を招聘した合同勉強会の開催。  
: 連携を図って AOTCA 対応も含め組織力を上げていく必要がある。  
: 当然に資料、情報の提供はお互いにあるべき。  
: 諸外国の状況に関する資料・情報提供連携はやはり必要ではないか、その際国際委員会がコーディネーター的役割を果たすべき。  
: 連携するのであれば、担当専務に調整してもらい合同会議を開催してもらうのが良い。

## (4) AOTCAへの対応

Q : 財政的支援だけでなく、どのような役割を果たすべきか。

- A : 定例年会議でのコーディネート、セミナーへの積極的な参加等を行なうことにより日本の AOTCA 内での役割がより重要視されるのではないか。  
: 現在の国際委員会が AOTCA だけに特化した活動に限定されており、国際的な、グローバルな情報ネットワークに欠けている。たとえば、日税連として世界的規模での税制等の動向、情報が必要で、視野を世界的規模で見るべき。それには、AOTCA 協会規約第 3 条 4 項「国際組織、特に IFA 及び CFE との連携を密にし、関係情報の収

集と活用を図ること。」と規定されている様に、日税連として IFA、CFE に対し積極的にアプローチする（交流を図る）。

- ：国際貢献意欲のある税理士会員を税理士制度の普及のために AOTCA のスタッフとして派遣するための支援はどうか。
- ：セッションやセミナーにスピーカーとして参加すべき。また、日税連主催のランチョンセッションなどを企画するのも良いのではないか。毎年が無理なら 2 年に 1 回の総会時に、デレゲーションを派遣し、セミナー開催等積極的にネットワーク作りを行っていくべきだと考える。お金だけでなく顔の見える日本の専門家集団というプレゼンテーションを行うことは、外国との交流では重要なことであると考える。
- ：日税連は常にリーダーとして加盟各国のニーズに応えると共に、グローバル経済の中でそれぞれの国において税の専門家としての役割をどのように果たすかという問題提起とその解決策を探る会議等を積極的に担っていくべき。

#### （5）日本の税制に関する資料の整備

Q：英語のほか、中国語版、韓国語版の整備も検討すべきか。

- A：日税連の事業としては、英語だけで十分。
- ：ターゲットはアジア諸国であるから、英語・中国語は必須。
- ：日税連としては韓国と中国だけを交流先としている訳ではないので、これ以外にも例えば「スペイン語版」にもチャレンジした方が良い。
- ：アジアにおける日税連の主導的立場を固めることからも外国語の資料整備は必要ではないか。又、外国語版の資料を提供することにより他の研究者、実務家、納税者に対する税理士会が果たす国際貢献に繋がると考えられる。上記資料がサマリーの内容であれば日税連の国際委員会の所掌としてやるべき。

#### （6）本「報告書」について

Q：本報告書の更新、改訂はどのように進めるべきか。

- A：「国際交流」として毎年一回、日税連と税理士会の今年度の交流として内容を紹介する報告書を発行したらよい。
- ：来期において各税理士会での新たな交流等があれば収集したのち改訂版を出す。今回の報告書内容のサマリーを AOTCA の参加国向けに英語版を作成してはどうか。
- ：5 年おき程度で追録を作成してはどうか。
- ：委員の任期に合わせて 2 年とか 4 年サイクルでその内容を更新する。

## 2. 内外の関係機関との連携

日税連・国際委員会の役割は、記述してきたように二つの側面を持っている。対外的には、アジアを中心とする諸外国への税務専門家制度構築の支援、そして国内的には各税理士会の国際交流の支援である。また、本年度、国際委員会が15税理士会によって構成され一定の体制が整備されたため、これまで困難だった国際交流事業によってもたらされる情報や成果をわが国の税理士制度及び租税制度の発展のためにフィードバックすることを今後の課題として新たに設定できるようになった。そのためには制度の比較研究、建議を所掌する部署との連携が必要になってくる。

また、国際委員会の活動を充実していくためには、わが国の海外支援機関及び諸外国の出先機関との情報交換も有効な方策であると考える。日税連の国際交流事業について、瀧谷和隆委員から示唆に富む意見が寄せられており、以下に掲載する。

### 一日税連の国際交流事業に関する提言一

日税連の国際委員会の将来の事業方針として、「国際交流事業」と「国際貢献又は国際協力事業」に分けて、「国際交流事業」においては、先進国も含めた諸外国の税務専門家との友好関係の構築や各国の租税制度や税理士制度等の調査・研究そして日本の諸制度の普及を主な活動とし、「国際貢献又は国際協力事業」においては、税理士のCSR(Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任)活動として位置付けて、各事業計画を立案すべきと考える。

以下では、主に「国際貢献又は国際協力事業」についての個人的な意見を記載する。近年、民間企業等においては、CSRの重要性が高まっているといわれている。そのような社会環境において、各税理士事務所、各税理士会そして日税連においても、CSRとしての諸活動をより積極的にアピールする時代になっていると考える。

そこで、日税連等の国際委員会の国際交流事業においても、広報部や公益活動対策部と連携して、税理士の国際貢献事業などを積極的にアピールすることが、将来の税理士の社会的信頼性を向上されることになると確信する。そのための具体的な施策として、下記の2点が考えられる。

1. 特定の開発途上国の特定の地域において、日税連のパイロット(試験的)事業として、簿記や経理実務等の商業教育の向上を目的に、教育設備の供与や人材育成の支援を行う(広報部と協力して、日本の国民等へも積極的に広報を行う)。
2. 開発途上国で活動する日本や現地のNPO・NGOへの会計支援として、現地の会計スタッフの研修事業を行う。また、開発途上国の有能な若者を日本に招き、日本でのスキルアップや実務経験の機会を提供する(公益活動対策部と協力して、日本のNPOやNGOと連携して実施する)。

上記の活動財源の確保や現地での活動リスクの軽減を図る仕組みとしては、JICAと提携し、JICAの「草の根技術協力事業」\*を活用することで、上記の事業財源の一部を賄うことや、現地での情報収集や協力・支援体制を得ることも可能になると考える。また、将来的には、日本弁護士連合会の「国際協力活動」\*\*のようにJICAと日税連が連携して国際協力事業に従事することも希望する。

\* <http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html> を参照。

\*\* [http://www.jica.go.jp/topics/archives/jica/2008/20080626\\_01.html](http://www.jica.go.jp/topics/archives/jica/2008/20080626_01.html) を参照。

### III まとめ

上記のように、第3部では、先ず日税連・税理士会による税務専門家団体との交流事業の担い手としての活動であるAOTCAの設立・運営及びアジア諸国における税務専門家制度導入に関する支援活動、二国間交流事業の展開、諸外国税務行政・税務団体関係者の来訪対応、税理士会の国際交流事業と成果の共有化について記述した。日税連・税理士会がこれらの活動により交流事業の担い手として必要とされる役割を果たしてきたと評価できるが、一方、日税連については、よりきめ細やかな活動や広報資料の整備などが不十分との認識をもつて至ったのも事実である。

こうした認識に基づき、今後の日税連・国際委員会の活動について、委員からの意見収集を図ったところ、①税理士会の国際交流事業のコーディネーターとしての役割の強化、②制度部・調査研究部との連携体制の構築、③AOTCAへの財政的支援以外の対応、④中国語・韓国語等による日本の税制に関する資料の必要性、⑤内外の国際機関との連携の必要性について意見が寄せられた。さらには、そうした活動を担うに相応しい組織デザインとしては、現行の恒常的かつ審議的な分掌機関である委員会ではなく、恒常的かつ執行的な分掌機関である部への組織変更が必要であるとの意見も寄せられた。

また、これまで特筆すべき成果を挙げたアジア諸国における税務専門家制度導入に関する支援については、その更なる成果の積み重ねが必要とされている点は日税連・国際委員会における共有化された認識といえる。

本報告書を総括するにあたり、これらの有用な意見や認識について、今後日税連・税理士会において真摯な検討が行われたうえで、できうる限り早期に実現のためのロードマップが示されることを希求する。そして、そのロードマップのゴールには、我が国の法律に裏付けられた税務専門家団体としての日税連・税理士会が国際社会において、重要かつ不可欠な存在になるというより高い目標が設定されることを確信するものである。

## むすびに

本報告書で述べたとおり、当委員会が全 15 税理士会を対象とする「国際交流事業の実態に関する調査」と題したアンケート調査を行ったところ、税理士会において多様な国際交流事業が行われており成果を挙げていることが明らかになった。

一方、日税連においては、組織的に国際交流事業に取組んでから 20 年を超え、経験と情報を蓄積してきている。また、AOTCA の事業活動についても設立を提唱した団体として積極的な支援を継続している。ただ、当委員会の委員構成の問題もあり、国際交流事業を通じて得られた様々な情報を税理士会と共有する仕組みは十分とは言えないのが現状である。

以上のような状況を踏まえた検討を進めた結果、日税連及び税理士会が有する国際交流事業の成果、ノウハウ等を共有できる環境を整備することは当委員会が果たすべき重要な役割のひとつであるとの認識に至った。その施策の第一段階として、国際交流事業に関する情報を得る手段となる報告書を作成することとなった。

本報告書では、日税連が行ってきた国際交流事業及び 15 税理士会が独自に取り組んできた国際交流事業について全容をとりまとめており、所掌機関の詳細、諸外国の税制等をテーマとする視察・研修、税務専門家団体との友好協定締結の経緯及び具体的な活動等を盛り込んだ。これまでの実績を整理するとともに、有益な情報を掲載することができたと自負している。

本報告書が、日税連及び税理士会の国際交流事業の推進において有用な参考資料となることを期待したい。

むすびにあたり、本報告書の作成・編集に際し、情報収集、原稿執筆等に多大なご協力をいただいた国際委員会委員、税理士会関係役員及び事務局職員の皆様に心から感謝の意を表する。

日本税理士会連合会国際委員会  
副委員長（第一小委員長）高見正彦

## 参考資料

- (資料 1a) 税理士会における国際交流事業の実態に関する調査用紙
- (資料 1b) 税理士会における国際交流事業の実態に関する調査結果
- (資料 2) AOTCA 概要
- (資料 3) AOTCA 規約
- (資料 4) AOTCA 加盟国の税務専門家制度概要
- (資料 5) AOTCA 加盟団体及び各国国税行政当局一覧
- (資料 6) 韓国税務士法（日本語仮訳）
- (資料 7) 韓国税務士会概要
- (資料 8) 日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績
- (資料 9) ドイツ連邦税理士会概要
- (資料 10) 税理士会と諸外国の専門家団体との友好協定（写し）
  - a 東京会 ケルン税理士会－共同声明（2011年2月4日、ケルン）
  - b " 第2回国際都市税理士サミットソウル宣言  
（2010年10月15日、ソウル）
  - c 千葉県会 モンゴル税理士会－友好協定書（2009年7月24日、千葉）
  - d 近畿会 デュッセルドルフ税理士会－友好親善合意書（1999年6月30日）
  - e 北陸会 大連注冊税務師協会－友好協定書（2009年5月30日、大連）
  - f 四国会 光州地方税務士会－友好協定書（1997年2月12日）

<p><b>税理士会における国際交流事業の実態調査</b></p> <p>記入日 平成22年6月 日</p> <p>氏名 _____ 所属税理士会 _____ 税理士会</p>		<p>(3) 「あり」の場合、協定に基づく交流等の内容についてご記入下さい。</p> <p><input type="checkbox"/>定期会合 会合名称：_____回 頻度：_____年に_____回 開催場所：_____出席者の範囲：_____</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的にご記入下さい。） _____</p>	
<p><b>1. 貴会において国際交流事業を所掌する機関について</b></p> <p>(1) 特定の分掌機関を定めていますか。 <input type="checkbox"/>あり 名称：_____構成員数：_____人 設置年度：_____年度 <input type="checkbox"/>なし</p>		<p>(4) 協定の締結を検討または要望している団体はありますか。 <input type="checkbox"/>あり 対象団体：_____ <input type="checkbox"/>なし</p>	
<p><b>2. 貴会が作成した外国语資料について</b></p> <p>(1) 外国語による資料を作成したことがありますか。（例・税理士会パンフレット、etc.） <input type="checkbox"/>あり 資料名： ①_____ ②_____ ③_____ ④_____ ⑤_____ 提供：<input type="checkbox"/>可能 <input type="checkbox"/>不可 <input type="checkbox"/>なし</p>		<p><b>4. 貴会が企画、実施する海外視察、研修等について</b></p> <p>(1) 海外の税制、税務専門家制度、国際税務等に関する視察、研修等を企画、実施したことありますか。 <input type="checkbox"/>あり 事業名称：_____実施年：_____年 主催：_____テーマ：_____</p> <p>「あり」の場合は、過去3年間の実績をご記入下さい。事業数が多い場合は、「7. 特記事項」欄にご記入願います。 また、視察先への依頼、調整等はどういう手続きで行っていますか。（例・大使館、政府機関等に紹介依頼、etc.） 対象国：_____参加者数：_____人 視察先への依頼、調整手続き：_____ <input type="checkbox"/>なし</p>	
<p><b>3. 貴会が外国の税務専門家団体と締結した協定（合意書等も含む。）について</b></p> <p>(1) 協定を締結したことありますか。 「あり」の場合は、締結相手団体、協定名称、締結年をご記入下さい。 1件以上あるときは、「7. 特記事項」欄にご記入願います。 <input type="checkbox"/>あり 相手団体：_____協定名称：_____締結年：_____年 <input type="checkbox"/>なし</p>		<p>(2) 「あり」の場合、収集した資料、文献等を日本語に翻訳したことありますか。 <input type="checkbox"/>あり 資料等の名称： ①_____ ②_____ ③_____ ④_____ ⑤_____ <input type="checkbox"/>なし</p>	
<p>(2) 「あり」の場合、どのような内容の協定ですか。 また、日税連国際委員会へ協定文書の写しを提供することの可否をご記入下さい。</p>		<p>(3) 今後3年内に、視察、研修等を企画、実施する計画はありますか。 「あり」の場合は、その内容をご記入下さい。 <input type="checkbox"/>あり 実施予定年：_____年 事業名称：_____ <input type="checkbox"/>なし</p>	

事業数が多い場合は、「7. 特記事項」欄にご記入願います。	主催：_____
	テーマ：_____
対象国：_____	参加者数：_____人
<input type="checkbox"/> なし	

#### 5. 貴会における国際税務に関する相談体制等について

(1) 貴会には、国際税務等に関する会員からの問合せ、相談に応じる窓口がありますか。	<input type="checkbox"/> あり 窓口の名称：_____
「あり」の場合には、窓口の名称、運営方法（電話・面談等の方法、相談に応じる者の確保等）をご記入下さい。	<input type="checkbox"/> なし
(2) 貴会には、在日外国人を対象とする税務相談窓口がありますか。	<input type="checkbox"/> あり 窓口の名称：_____ 運営方法：_____
<input type="checkbox"/> なし	

#### 6. 日税連への要望について

国際交流事業推進にあたり、日税連への要望等がありましたら、ご記入下さい。

---

<b>協定（1）</b>	
相手団体	協定名称
協定内容	年
<input type="checkbox"/> 相互理解・交流の促進 <input type="checkbox"/> 情報交換 <input type="checkbox"/> その他（_____）	
協定に基づく定期会合	会合名称
会合頻度：	年に回
開催場所：	
出席者の範囲：	<input type="checkbox"/> その他（_____）
<b>協定（2）</b>	
相手団体	協定名称
協定内容	年
<input type="checkbox"/> 相互理解・交流の促進 <input type="checkbox"/> 情報交換 <input type="checkbox"/> その他（_____）	
協定に基づく定期会合	会合名称
会合頻度：	年に回
開催場所：	
出席者の範囲：	<input type="checkbox"/> その他（_____）
<b>協定（3）</b>	
相手団体	協定名称
協定内容	年
<input type="checkbox"/> 相互理解・交流の促進 <input type="checkbox"/> 情報交換 <input type="checkbox"/> その他（_____）	
協定に基づく定期会合	

会合等	会合名称 : 頻度 : 開催場所 :	年に 回
	出席者の範囲 : <input type="checkbox"/> その他( )	

○海外視察・研修等の実施実績

視察・研修 (1)	
実施年	年
事業名称	
主催	
テーマ	
対象国	
参加者数	人

視察・研修予定 (2)	
実施年	年
事業名称	
主催	
テーマ	
対象国	
参加者数	人

視察・研修予定 (3)	
実施年	年
事業名称	
主催	
テーマ	
対象国	
参加者数	人

視察・研修 (2)	
実施年	年
事業名称	
主催	
テーマ	
対象国	
参加者数	人

視察・研修 (3)	
実施年	年
事業名称	
主催	
テーマ	
対象国	
参加者数	人

○視察・研修の実施予定

視察・研修予定 (1)	
実施年	年
事業名称	
主催	
テーマ	
対象国	
参加者数	人

## 税理士会における国際交流事業の実態調査結果(概要)

1 担当機関	東京	東京地方 国際部	千葉県 国際特別委員 会	関東信越 特定してない 国際部	近畿 特定してない 国際部	北海道 特定してない 研究所国際部門	名古屋 特定してない 研究所国際部門	東海 特定してない 総務部	北陸 特定してない 総務部	中国 特定してない 総務部	四国 特定してない 総務部	九州北部 特定してない 総務部国際交 流小委員会	南九州 特定してない 国際委員会	沖縄	
構成員	13人		5人		10人		10人		7人					6人	
設置年度	1997年		2009年		1999年		2009年		2007年					2010年	
外國語資料 名称	①外国人のため のやさしい日本 の税金と税理士 制度(英語・韓 国語・中国語) ②本会紹介英 文パンフレット					本会の紹介文 書(ドイツ語)									
提供の可 否	可														
3-1 友好協定 ①	相手団体 ケルン税理士 会	韓国中部地 方税務士会	モンゴル税理 士会	金山地方税務 士会			ミュンヘン税理 士会	ソウル地方税 務士会・大連 註冊税務師協 会	大邱地方税務 士会	光州地方税務 士会	ニューヨーク税理士会	大田地方税務 士会			
協定名称	共同声明	友好協定	友好協定	友好協定			友好親善合意 書	三国共宣言	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定		
締結年	1980年、1987 年、1990年	1991年	2009年	1991年			2001年		2006年	1997年	1989年	1995年			
協定内容	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換			相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換			
協定文提 供の可否	可	可	可	可			可	可	可	可	可	可	可		
協定に基 づく活動 概況	年1回の定期 会合			年1回の学術 討論会			2年に1回定期 会合			年1回の懇談 会	年1回の懇談 会	2年に1回の相 互訪問	年1回の相 互訪問		
友好協定 ②	相手団体 ソウル地方税 務士会	ハンブルク税 理士会		デュッセルドル フ税理士会				大連註冊稅務 師協會				京仁地方税務 士会(のちに 中部地方税務 士会に合併) 友好協定			
協定名称	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定			友好協定			友好協定					
締結年	1995年	2000年	2000年	1999年					2009年				1994年		
協定内容	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換	相互理解・交 流促進、情報 交換											
協定文提 供の可否	可	可	可	可											
協定に基 づく活動	年1回の定期 会合														
友好協定 ③	相手団体 中国注册稅務 师协会	北京市注册稅務 师协会													
協定名称	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定			友好協定								
協定内容	2004年 相互理解・交 流促進、情報 交換														
協定文提 供の可否	可														
協定に基 づく活動	概況														

## 税理士会における国際交流事業の実態調査結果(概要)

3-2 協定締結の要望		東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄	
4-1 海外研修事業 ①	事業名称	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
主催	国際部	2008年	2008年	2008年	2010年	2000年	2000年	2008年	2008年	2008年	2008年	2006年	2006年	2006年	2006年		
テーマ	税制、税務行政、税務専門家制度、ほか																
対象国	EU、ベルギー																
参加者数	32人			25人	467人			23人	73人	30人	80人						
実施依頼・ 調整手続 き	大使館、旅行 代理店等に依 頼			日税運に依頼	会員に依頼			大学教授に依 頼				関係役員等に 依頼					
海外研修事業 ②	事業名称	実施年	2006年			2010年											
主催	国際部					国際セミナー											
テーマ	税制、税務行政、税務専門家制度、ほか																
対象国	インド																
参加者数	30人							211人		7人	17人						
実施依頼・ 調整手続 き	向上							ジェトロに講師 派遣依頼		ドイツ在住邦 人に依頼							
海外研修事業 ③	事業名称	実施年	2005年						2009年		2004年		2002年				
主催	国際部					国際セミナー											
テーマ	税制、税務行政、税務専門家制度、ほか																
対象国	ペトナム																
参加者数	15人							213人		25人	18人						
実施依頼・ 調整手續 き	向上									ドイツ在住邦 人に依頼							

## 税理士会における国際交流事業の実態調査結果(概要)

	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
海外検察 研修事績 (4)	実施年 2003年				2009年										
事業名称					プロフェッショナルセミナー研修部										
主催	国際部					本会									
テーク	税制、ルーリング制度、電子申告、納税者権利救済制度、ほか				国際税務の基本										
対象国	オーストラリア														
参加者数	17人				642人					82人					
実施依頼・ 調整手続き	向上				会員紹介依頼										
4-2 収集した 資料の翻訳	あり				韓国における電子申告の実情										
4-3 海外検察 研修予定期 ①	実施予定期 2010年				2010年					2010年					
事業名称	第2回国際都市税理士サミット				国際セミナー										
主催	ソウル地方税務士会訪問				国際部										
テーク	未定				未定										
対象国	ドイツ、イギリス、中国、韓国、日本				未定					税務士法、付加価値税 韓国					
参加者数	20~30人				未定					7人					
海外検察 研修予定期 ②	実施予定期 2010年														
事業名称															
主催															
テーク															
対象国															
参加者数															
5-1 国際税務 相談窓口	名称 会員相談室	運営方法 随時、FAXまたは電話回答													

## 税理士会における国際交流事業の実態調査結果(概要)

5-2 外国人向け税務相談	東京	東京地方	千葉県	関東信越	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
なし					①税金相談室 ②カウンセリング ③一日インフォメーション サービス									
運営方法					①専用電話設置 ②年4回外部機関に会員派遣 ③年1回外部機関に会員派遣		外部機関との 共催 税務支援対策 部が担当							
6 日税連への要望事項				本会における 国際交流事業 体制作りを始めたい。適宜 アドバイスをい ただきたい。								日税連が実施 する視察・懇談会へ本会関 係役員が出席 について検討願い たい。		



AOTCAは、アジア・オセアニア諸国の税務専門家団体を結ぶ国際組織です。AOTCAは、加盟団体間の相互理解、協力、友好的な交流を促進し、各加盟団体の構成員が從事する税務業務の拡大に資することを目的とし、1992年に設立されました。以来、年々加盟団体数を増やし、加盟団体間の情報交換、交流を強化するとともに、他の税務関係の国際組織との連携、協力が図られています。

## *Member Organizations*

\* 団体名アルファベット順

### *Ordinary Members 正規加盟団体*

インド税務実務家連合会	All India Federation of Tax Practitioners
パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association
中国註冊税務師協会	Chinese Certified Tax Agents Association
CPAオーストラリア	CPA Australia
香港会計師公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants
インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association
シンガポール公認会計士協会	Institute of Certified Public Accountants of Singapore
スリランカ勅許会計士会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka
日本税理士会連合会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations
日本税務研究センター	Japan Tax Research Institute
韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants
マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia
モンゴル税理士会	Mongolian Certified Public Tax Accountants & Consultants' Association
オーストリア全国会計士協会	National Institute of Accountants
台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会	Tax-Accountancy Association Union of Chinese Taipei
フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines
オーストリア租税協会	The Tax Institute of Australia
香港税務学会	Taxation Institute of Hong Kong
ベトナム税理士会	Viet Nam Tax Consultants' Association

### *Executives*

会長 ギル・レビー (オーストラリア租税協会)
会長代理 トーマス・リー (香港税務学会)
副会長 各加盟団体が推薦する者
事務総長 ノエル・ローランド (オーストラリア租税協会)
名誉顧問 片岡輝昭、レハン・ハサン・ナクビ、デービッド・ラッセル、張樂方孝宣、具鍾泰、アーマド・ムスタファ・ガザリ、石井宏尚
顧問 H. S. デイロン、マイケル・ダーキス

### *Contact*

オーストラリア租税協会内  
<http://www.aotca.org> Email: aotca@taxinstitute.com.au

### *Associate Members 達成加盟団体*

バングラデシュ勅許会計士協会  
 Institute of Chartered Accountants of Bangladesh

< 2010 年 11 月現在 >

## アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6 設立総会(於・東京)にて  
変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名称)

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（略称AOTCA）と称する（以下本協会という）。

#### 第2条 (目的)

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

#### 第3条 (事業)

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (2) 税務及び経済に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
- (4) 国際組織、特にI.F.A.（国際税務協会）及びC.F.E.（ヨーロッパ税務連合）との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

#### 第4条 (事務局等)

1. 本協会のthe foundation officeは、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日本税理士会連合会内に置く。
2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
3. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

#### 第5条 (加盟団体)

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、または良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、総会で加入が認められた団体とする。  
1A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。

Affiliate members : アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が

構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体または良識ある全国的組織として広く認知されている団体、

Candidate members : アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体または良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体、及び

Official members : アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府との関係またはその他の政府機関との関係のため原則的には独立した民間の職業専門家団体ではない団体

2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により加入申請を行うものとする。
3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について当該団体の推薦を受けていることを証する書面
  - (2) その他会長が必要と認めたもの
4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の 10 月末日までに届出るものとする。但し、退会は翌年の 1 月 1 日から発効する。
5. 総会は、以下の場合、4 分の 3 の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止または取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止または取り消すことができる。
  - (a) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後 3 カ月を超えて修正が見られないとき
  - (b) 本条第 1 項が規定する加盟団体としての資格が無くなったとき

## 第 2 章 役員及び会務

### 第 6 条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理 会長の属する団体以外の団体に属する者

副会長 会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外の加盟団体により推薦された者  
事務総長

監事（2名） 2 名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、会長または事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

### 第 7 条 (役員の選任)

1. 副会長を除く役員は、総会において正規(ordinary)加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。但し、事務総長は、その加盟団体により雇用されている professional officer である場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。
2. 会長代理は、会長の任期が終了する総会において、当該者が辞退した場合または総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期会長に就任するものとする。
3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから協会の副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。  
但し、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。

4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
  - ・ 会長に事故があるときは、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
  - ・ 会長代理に事故があるときは、次回役員会で選任する。
  - ・ 事務総長に事故があるときは、会長が事務総長を指名し、指名された事務総長の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。また、役員会の承認を得た場合は、引き続き残りの任期を終了する。
  - ・ 副会長に事故があるときは、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。
  - ・ 監事に事故があるときは、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。
5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

## **第8条 (会長、会長代理、副会長)**

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

## **第9条 (事務総長)**

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

## **第10条 (監事)**

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

## **第11条 (役員の任期)**

1. 副会長を除く役員の任期は、新たに役員が選任された年の 12 月 31 日に終了する。役員の再任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。但し、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。
2. 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

## **第12条 (役員の退任)**

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

## **第13条 (会務の執行)**

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

## **第14条 (役員会)**

1. 役員会は、会長、会長代理、副会長及び事務総長をもって構成する。
2. 役員会は、次の事項を決定する。

- 総会に提出すべき議案
- この規約において役員会の議を要するものとされている事項
- 前各号に掲げる者のはか、会務の執行に関する重要事項

### **第 15 条 (役員会の運営)**

1. 役員会は、会長が招集し、2分の1を超える構成員が出席しなければ会議を開くことができない。
2. 役員会の議長は会長が当たり、会長は決定票を投ずることができる。
3. 役員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会の構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

### **第 16 条 (役員の出張旅費等)**

役員の報酬は、これを支給しない。また、役員の総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体または関係役員が負担するものとする。

## **第 3 章 顧問及び名誉顧問**

### **第 17 条 (顧問)**

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任せたことのある者、及び税務の研究または実務の専門家のうちから顧問を委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。
3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
4. 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任期と同一とする。
5. 第 12 条の規定は、顧問について準用する。

### **第 18 条 (名誉顧問)**

1. 会長は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者を名誉顧問（顧問を除く。）に委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
5. 第 12 条の規定は、名誉顧問について準用する。

### **第 19 条 (顧問、名誉顧問の出張旅費等)**

第 16 条の規定は、顧問及び名誉顧問について準用する。

## 第4章 総 会

### 第20条 (構成)

1. 総会は、全ての加盟団体によって構成されるものとし、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員のうちから、3人以内の者を、本協会の定時総会に当該団体の代表者として指名し出席させることができる。

### 第21条 (召集)

1. 会長は、2年に1回定時総会を召集するほか、必要に応じ臨時総会を召集することができる。
2. 会長は、3分の1を超える加盟団体の求めがあるときには、臨時総会を召集する。
3. 総会を召集するには、総会日の2ヶ月前までにその日時、場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。

### 第22条 (議決権)

1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ1票の議決権を有する。第2項の規定を除き、他のいかなる個人または団体も議決権を行使することはできない。第20条第2項により任命された者は、協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
2. 定時総会の議長は、会長が当たる。会長は決定票を投ずることができるが、会長は一般加盟団体の代表者としての議決権を有することはできない。

### 第23条 (議決の要件)

1. 総会の決議は、2分の1を超える正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数で決する。
2. 総会において、この規約の変更につき議決する場合は、前項の規定に拘わらず、2分の1を超える正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の3分の2以上の多数をもって決する。
3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。(未完)

### 第24条 (委任による議決権の行使)

総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

### 第25条 (総会で決定すべき事項)

総会は、次の事項を決定する。

- この規約において総会の議を要するものとされている事項

- 次回定時総会の日程及び開催国
- この規約の変更
- 前号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

### **第 26 条 (議事録)**

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及び、その結果を記載し議長及び出席構成員 2 人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

## **第 5 章 入会金及び会費**

### **第 27 条 (入会金)**

加盟団体は、入会金として 1,000 米ドルを加入時に納入する。  
会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して、500 米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

### **第 28 条 (会費)**

加盟団体は、会費として一事業年度につき 500 米ドルをその年の 2 月末日までに納入する。但し、年度の途中で加入した団体は、加入時に納入する。

### **第 29 条 (事業年度)**

本協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

### **第 30 条 (経費)**

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

### **第 31 条 (監査報告)**

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

## **第 6 章 雜 則**

### **第 32 条 (公式言語)**

本協会の公式言語は英語とする。但し、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

CFE専門業務委員会におけるプレゼンテーション資料

ナリ、2009年9月

資料 4

	オーストラリア会計士会	インドネシア税理士会	韓国税務士会	日本税理士会	中国註冊税務師協会	マレーシア租税協会	香港会計師公会	フィリピン税務協会
1. 貴国では税務業務は法規制される法律により規制されている。税務アドバイザーを規制する法律は全般的に改正され、2010年に改正される予定である。	税務アドバイザーを規制する法律は全般的に改正され、2010年に改正される予定である。税務アドバイザーの業務は、財務大臣令により規制されている。①弁護士、②公認会計士、③税務実務家。	インドでは、次の3種類の税務アドバイザーが存在する。①税理士法が制定された場合、「税務専門家」に対する異議申立て等に対応する税務代理の提出を含む税務代理である。	申告書の作成・提出、税務官公署による税務審査、税務登録、納税、還付申告、免税、減税申請求、記帳、標準VAT納税者認証書、標榜VAT納税者認証書、特別インボイスの発行、税務関係書類の作成、税務相談、タックスクワシング、相談、税務代理人として業務を行つてはならないとされ、税理士法では、税理士業務を次の範囲を次のとおり規定している。このうち①から③の業務は税理士にしか行いえない税理士の独占業務として規定され、①税務代理、②税務相談、③税務書類の作成、④財務書類の作成、⑤裁判所における補佐人としての業務(3)これらの方々、会計参与(会社法)、地方公共団体の外部監査人(地方自治法)、營業政治資金監査人(政治資金規正法)としての業務を行うことができる。	税務師は顧客の依頼に応じ次の業務を行つうことができるのである。(1)我が国における税務専門家に対する異議申立て等に対応する税務代理の提出を含む税務代理である。	所得税法第153条において、タックスエンサレタントまたはタックスアドバイザー(同様の業務を含む)は、同法の目的ため同法の適用を受けられる。	税務アドバイザーの業務を規制する法律はない。ただし、税務を含む法律を取扱う業務については、フィリピン最高裁判所法の適用を受けられる。また、弁護士以外の資格者(公認会計士等)が内国歳入庁の管轄範囲内の税務業務を行つ場合には、同行の認可を取得しなければならない。	現在のところ、特定の法律、並びに業務に関する規定はない。	税務アドバイサーの業務を規制する法律はない。
2. 貴会員に与えられる税務専門家の名称は付与していない。	本会員では、会員にタイトルを付与していない。	本会員は、全員、税務実務家と称される。	本会員の職業名称は「税理士」である。	本会員はCPA(公認会計士)の名称を使用することができます。CPAの職業名稱をもつて、税務相談、財務、破産手続、監査等の広範囲の業務を行うことができる。	本会員はCPA(公認会計士)の名称を使用することはできない。CPAの職業名稱を用いることは認められない。	本会員は、会員に「ATI(アソシエート会員)及びFTI(フェロー会員)」のタイトルを付与している。この他の名稱を使用することは認められない。	本会員は、会員へのタイトル付与は行っていない。	本会員は、会員へのタイトル付与は行っていない。

	オーストラリア会計士会	インドネシア税理士会	インド税務実務家協会	韓国税務士会	日本税理士会連合会	中国注冊税務師協会	マレーシア租税協会	香港会計師公会	フィリピン税務協会
3. 貢国には、貴会のほかは1つ以上の固体で組織する唯一の固体であり、本会の設立は財務大臣により認められる。	他の会計士職業団体がある。	州レベルでは複数の団体が、全国レベルでは本会が唯一の団体である。本会は全ての州組織も含んでおり、現在、114の地方団体と4,500人超の個人会員で組織されている。	本会が、法律に基づき設立された唯一の団体である。	本会は会計職業令によらず、我が国では税理士の資格を取得し税理士業務を行ふ者は、税理士会への入会が義務づけられる。	日本税理士会連合会は、税理士業務を行ふ者には、税理士会への入会が義務づけられる。	本会は会計職業令によらず、我が国では税理士業務を行ふ者は、税理士会への入会が義務づけられる。	本会は会計職業令によらず、我が国では税理士業務を行ふ者は、税理士会への入会が義務づけられる。	本会は会計職業令によらず、我が国では税理士業務を行ふ者は、税理士会への入会が義務づけられる。	本会は会計職業令によらず、我が国では税理士業務を行ふ者は、税理士会への入会が義務づけられる。
4. 職業上の非違法行為に対する法律上の制裁が規定されている。この種類は非違法行為の重大性により異なる。	上記の法律において、上位の規則による規制が規定されている。この規則は、その重大性により異なる。	本会の倫理規定第13条第1項は、①書面による勧告、②一定期間の退会命令、③退会命令を規定している。	法律に基づく制裁(業務停止、資格剥奪、罰金等)及び本会会則による制裁がある。	本会は、会員資格の停止または民事省及び國家税務総局の指導・監督に服することとされる。	(1) 税理士法による制裁は、①戒告、②1年内の税理士業務の停止及び③税理士業務の禁止の3種類である。(2) 税理士会則による制裁は、訓告または1年以内の会員権の全部もしくは一部停止である。	本会は、会員資格の停止または剥奪、並びに訓戒、警告または罰金の処分を行うことができる。	本会は、会員資格の停止または剥奪、並びに訓戒、警告または罰金の処分を行うことができる。	本会は、会員資格を剥奪することができる。	本会には会員を処分する制度はない。
5. 税理士事務所の形態	個人事務所、パートナーシップ、法人の形態がある。	本会会則第10条により、事務所の形態は個人事務所またはパートナーシップまたは法人の設立について、LLP形態の法人は、業務の質及び監督を担保するために有資格者の人数が定められている。	現在、パートナーシップ形態の法人が195(1,283人の税務士が構成)、7,028の個人事務所がある。	最も多い形態は個人事務所である。また、2002年の税理士法改正により2人以上の税理士を社員とする税理士法人の形態が認められることがになり、現在、約800の法人が設立されている。上記以外の形態は認められてない。	パートナーシップが一般的である。	パートナーシップが一般的である。	パートナーシップが一般的である。	パートナーシップが一般的である。	パートナーシップが一般的である。

	オーストラリア会計士会	インドネシア税理士会	インド税務家協会	韓国税務士会	日本税理士会連合会	中国注冊税務師協会	マレーシア租税協会	香港会計師公会	フィリピン税務協会
6. 会員の会員活動について、税務アドバイザーは所定の第三資格及び常勤の専門職員を有していないけれども、会員が常勤で貴会に支拂うことはある。詳翻は別紙を参照されたい。	会員の業務に関する支援としては、(ほどんどない。)税理士会員向けの国際業務相談窓口を設け、会員間接的な情報提供は、専門職業団体の紹介を行うことはある。	それぞの分野(直接税、間接税、投資顧問、調停、訴訟等)について、専門家の紹介をしていない。	日本税理士会連合会	韓国税務士会	日本税理士会	これまでのところ、実績はない。	本公司が会員の越境活動に開示することはない。	本公司では、越境業務、特に香港に開催する研修会やセミナーを開催し、会員を支授している。	本公司は特にしての支援は行ってない。
7. 貴会に入会する学歴要件はあるか。	会員への入会要件は、大学で法律、会計学(または経済学を修めた者)及び財務省が交付する税務アドバイザーフリー免許を取得していることである。	会員への入会要件は、弁護士、公認会計士の有資格者である。	日本税理士会連合会	韓国税務士会	日本税理士会	これまでのところ、実績はない。	本公司が会員の越境活動に開示することはない。	本公司では、(ほどんどない。)税理士会員の2種類がある。個人会員については、税務士試験に合格して、業務免許を取得すれば、会員に入学することができる。	本公司は特にしての支援は行ってない。
8. 貴国の税務行政当局は、常にHNWIを注視しており、実際の歳入の年間計画において、HNWIへの勧告が明記された。	歳入当局は、HNWIを対象とする税務署を設置した。この税務署は、管内に1,200人いると言われる富裕層の調査にあたり、ハイロットプロジェクトと位置づけられる。当局は、HNWIを把握することにより相当の税収を見込んでいた。	歳入当局は、HNWIを対象とする税務署を設置した。この税務署は、管内に1,200人いると言われる富裕層の調査にあたり、ハイロットプロジェクトと位置づけられる。当局は、HNWIを把握することにより相当の税収を見込んでいた。	歳入当局は、HNWIを注視しているが、特別の施設について承知しない。	歳入当局は、国際的租税回避行為が大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、個人富裕層にも広がっていると認識している。	歳入当局は、国際的租税回避行為が大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、個人富裕層にも広がっておりと認識している。	歳入当局はHNWIを注視しているが、特別の施設について承知しない。	歳入当局はHNWIを対象とする税務署を設置した。この税務署は、管内に1,200人いると言われる富裕層の調査にあたり、ハイロットプロジェクトと位置づけられる。当局は、HNWIを把握することにより相当の税収を見込んでいた。	歳入当局はHNWIを対象とする税務署を設置した。この税務署は、管内に1,200人いると言われる富裕層の調査にあたり、ハイロットプロジェクトと位置づけられる。当局は、HNWIを把握することにより相当の税収を見込んでいた。	歳入当局はHNWIを対象とする税務署を設置した。この税務署は、管内に1,200人いると言われる富裕層の調査にあたり、ハイロットプロジェクトと位置づけられる。当局は、HNWIを把握することにより相当の税収を見込んでいた。

## <資料5> AOTCA加盟団体及び各国税務行政当局一覧

国名	上段:AOTCA加盟団体 ／ 下段:税務行政当局		HPアドレス
インド	インド税務実務家協会	All India Federation of Tax Practitioners	<a href="http://www.aiftponline.org/">http://www.aiftponline.org/</a>
	インド財務省歳入庁所得税局	Income Tax Department, Department of Revenue, Minsitry of Finance, Government of India	<a href="http://incometaxindia.gov.in/">http://incometaxindia.gov.in/</a>
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	なし
	パキスタン連邦歳入局	Federal Board of Revenue	<a href="http://www.cbr.gov.pk/">http://www.cbr.gov.pk/</a>
中 国	中国注冊税務師協会	Chinese Certified Tax Agents Association	<a href="http://www.cctaa.cn/">http://www.cctaa.cn/</a>
	中国国家税務総局	State Administration of Taxation	<a href="http://202.108.90.130/n6669073/index.html">http://202.108.90.130/n6669073/index.html</a>
オーストラリア	CPAオーストラリア	CPA Australia	<a href="http://www.cpaustralia.com.au">http://www.cpaustralia.com.au</a>
	オーストラリア租税協会	Taxation Institute of Australia	<a href="http://www.taxinstitute.com.au/">http://www.taxinstitute.com.au/</a>
	オーストラリア全国会計士会	National Institute of Accountants of Australia	<a href="http://www.nia.org.au/">http://www.nia.org.au/</a>
香港	香港税務学会	Taxation Institute of Hong Kong	<a href="http://www.tihk.org.hk/">http://www.tihk.org.hk/</a>
	香港内国歳入庁	Hong Kong Inland Revenue Department	<a href="http://www.ird.gov.hk/eng/welcome.htm">http://www.ird.gov.hk/eng/welcome.htm</a>
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	<a href="http://www.ikpi.or.id/">http://www.ikpi.or.id/</a>
	インドネシア税務総局	Indonesian Directorate General of Taxes	<a href="http://www.pajak.go.id/eng/">http://www.pajak.go.id/eng/</a>
シンガポール	シンガポール公認会計士協会	Institute of Certified Public Accountants of Singapore	<a href="http://www.accountants.org.sg/">http://www.accountants.org.sg/</a>
	シンガポール内国歳入庁	Inland Revenue Authority of Singapore	<a href="http://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx">http://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx</a>
スリランカ	スリランカ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	<a href="http://www.icasrilanka.com/">http://www.icasrilanka.com/</a>
	スリランカ内国歳入庁	Sri Lanka Inland Revenue	<a href="http://www.inlandrevenue.gov.lk/">http://www.inlandrevenue.gov.lk/</a>
韓 国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants	<a href="http://www.kacpta.or.kr/">http://www.kacpta.or.kr/</a> (*)
	韓国国税庁	National Tax Service of Korea	<a href="http://www.nts.go.kr/eng/">http://www.nts.go.kr/eng/</a>
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Malaysian Institute of Taxation	<a href="http://www.ctim.org.my/default.asp">http://www.ctim.org.my/default.asp</a>
	マレーシア内国歳入庁	Inland Revenue Board Malaysia	<a href="http://www.hasil.gov.my/lhdnv3e/">http://www.hasil.gov.my/lhdnv3e/</a>
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Certified Public Tax Accountants & Consultants Association	<a href="http://www.cpta.mn">http://www.cpta.mn</a>
	モンゴル国税庁		
台 湾	中華台北記帳及報税代理業務人公会全国連合会	Tax-Accountancy Association Union, Chinese Taipei	<a href="http://www.taauroc.org.tw/index.php">http://www.taauroc.org.tw/index.php</a> (*)
	中華民国財政部賦税署	Taxation Agency, Ministry of Finance, ROC	<a href="http://www.dot.gov.tw/en/">http://www.dot.gov.tw/en/</a>
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	
	フィリピン内国歳入局	Bureau of Internal Revenue, Republic of the Philippines	<a href="http://www.bir.gov.ph/">http://www.bir.gov.ph/</a>
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	<a href="http://translate.google.com/translate?hl=vi&amp;sl=vi&amp;tl=en&amp;u=http://vtca.vn/&amp;prev=hp">http://translate.google.com/translate?hl=vi&amp;sl=vi&amp;tl=en&amp;u=http://vtca.vn/&amp;prev=hp</a>
	ベトナム財務省 税務総局	General Department of Taxation, Ministry of Finance of the Socialist Republic of Vietnam	<a href="http://english.gdt.gov.vn/">http://english.gdt.gov.vn/</a>

注:(\*)英語サイトなし

## 日本税理士会連合会仮訳

## 韓 国 税 務 士 法

制定 1961.9.9 法律 第 712 号  
 改正 1972.12.8 法律第 2358 号  
 改正 1978.12.5 法律第 3105 号  
 改正 1981.4.13 法律第 3441 号  
 (許認可等の整備の為の行政書士等の一部改正法律)  
 改正 1989.12.30 法律第 4166 号  
 改正 1995.12.6 法律第 4983 号  
 改正 1999.2.5 法律第 5815 号  
 改正 1999.12.31 法律第 6080 号  
 改正 2002.12.30 法律第 6837 号  
 改正 2003.12.31 法律第 7032 号  
 改正 2005.12.29  
 改正 2006.3.24  
 改正 2009.1.30

## 第一章 総 則

## 第 1 条 (目的)

この法律は、税務士制度を確立し、税務行政の円滑な遂行と納税義務の適正な履行を図ることを目的とする。

## 第 1 条の 2 (税務士の使命)

税務士は公共性をもつ税務専門家として納税者の権益を保護し、納税義務の誠実な履行に役立つことを使命とする。

## 第 2 条 (税務士の職務)

税務士は納税者等の委任により、次の各号の行為又は業務（以下“税務代理”という）を遂行することをその職務とする。

1. 租税に関する申告、申請、請求（課税前適否審査請求、異議申立、審査請求及び審判請求を含む）等の代理（「開発利益還収に関する法律」による開発負担金に対する行政審判請求の代理を含む）<2009.1.30 改正>
2. 税務調整計算書、その他の税務関連書類の作成
3. 租税に関する申告のための帳簿作成の代行
4. 租税に関する相談又は諮詢

5. 税務官署の調査又は処分等に関連した納税者の意見陳述の代理
6. 「不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律」による個別公示地価及び単独住宅価格・共同住宅価格の公示に関する異議申立の代理 <2009. 1. 30 改正>
7. 該当の税務士が作成した租税に関する申告書類の確認。但し、申告書類を納税者が直接作成した場合や、申告書類を作成した税務士が休業・閉業し、これを確認することができない場合は、その納税者の税務調整や帳簿作成の代行または諮詢業務を遂行している税務士が確認することができる。
8. その他第 1 号から第 7 号の業務に付帯する業務

### 第 3 条 (税務士の資格) <2009. 1. 30 改正>

次の各号の一に該当する者は税務士の資格を持つ。

1. 第 5 条の税務士資格試験に合格した者
2. 公認会計士の資格がある者
3. 弁護士の資格がある者

### 第 3 条 2 (税務士資格審議委員会)

- ① 税務士資格の取得と関連する次の各号の事項を審議するため、国税庁に税務士資格審議委員会を設置することができる。
  1. 税務士資格試験の科目等試験に関する事項
  2. 試験選抜人員の決定
  3. 試験の一部免除対象者の要件
  4. その他税務士資格の取得に関する重要事項
- ② 税務士資格審議委員会の構成及び運営等に関し、必要な事項は大統領令で定める。

### 第 4 条 (税務士の欠格事由) <2009. 1. 30 改正>

次の各号の一に該当する者は第 6 条による登録ができない。

1. 未成年者
2. 禁治産者及び準禁治産者（限定治産者）
3. 破産宣告を受けてから復権していない者
4. 弹劾又は懲戒処分により、その職を罷免又は解任された者で、3 年を経過しない者
5. この法律、「公認会計士法」または「弁護士法」に基づく懲戒により除名、登録取り消しにあった者として 3 年が経過しない者、及び停職処分を受けてその停職期間中にある者
6. 第 17 条第 3 項による登録拒否期間中にある者
7. 禁錮以上の実刑の宣告を受けてその執行が終わる場合や（執行が終わったとみなされる場合を含む）、執行が免除された日から 3 年が経過しない者
8. 禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けてその猶予期間が終わった日から 1 年が経過しない者

9. 禁錮以上の刑の宣告猶予を受けてその猶予期間の中にある者
10. この法律及び「租税犯処罰法」の規定により罰金刑を受けた者で、その刑の執行が終了したか、執行を受けないことが確定した後から 3 年が経過しない者、又は「租税犯処罰手続法」による通告処分を受けた者でその通告どおり履行された後から 3 年を経過しない者

## 第二章 試験

### 第 5 条 (税務士資格試験)

- ① 税務士資格試験は企画財政部長官が実施する第 1 次試験及び第 2 次試験とする。  
<2009. 1. 30 改正>
- ② 第 4 条第 2 号から第 10 号までの一に該当する者は、試験を受験することができない。
- ③ 第 1 項の規定による税務士資格試験の科目、その他試験に関する必要事項は大統領令で定める。

### 第 5 条の 2 (試験の一部免除)

- ① 次の各号の一に該当する者に対しては、第 1 次試験を免除する。
  1. 国税(関税を除く。以下同じ)に関する行政事務に従事した経歴が 10 年以上の者
  2. 地方税に関する行政事務に従事した経歴が 10 年以上ある者のうち、5 級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員として 5 年以上従事した経歴がある者  
<2005. 12. 29 改正>
  3. 地方税に関する行政事務に従事した経歴が 20 年以上の者
  4. 大尉以上の経理兵科将校として 10 年以上、軍の経理業務を担当した経歴がある者
- ② 次の各号の一に該当する者に対しては、第 1 次試験の全科目と第 2 次試験の科目数のうち 2 分の 1 を超えない範囲内で、大統領令が定める一部科目を免除する。
  1. 国税に関する行政事務に従事した経歴が 10 年以上である者のうち、5 級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員として 5 年以上従事した経歴がある者  
<2005. 12. 29 改正>
  2. 国税に関する行政事務に従事した経歴が 20 年以上ある者
- ③ 弾劾や懲戒処分によってその職を罷免・解任された者には第 1 項及び第 2 項を適用しない。
- ④ 第 1 次試験に合格した者に対しては、次回の試験に限り、第 1 次試験を免除する。  
<2006. 3. 24 改正、項番号変更前第 3 号>

## 第三章 登録

### 第 6 条 (登録)

- ① 第 5 条の税務士資格試験に合格し、税務士資格のある者が税務代理業務を開始するには、企画財政部に備える税務士登録簿に登録しなければならない。<2009. 1. 30 改正>
- ② 第 1 項の規定による登録は、大統領令の定めるところにより、これを更新することができる。この場合の更新期間は 3 年以上とする。
- ③ 企画財政部長官は、第 1 項の規定により登録を申請した者が、次の各号の一に該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
  1. 第 4 条各号の欠格事由の一に該当する場合
  2. 第 12 条の 5 第 1 項に定める実務教育を受けていない場合
  3. 第 16 条の規定に違反して公務員を兼任したり営利業務に従事する場合
- ④ 企画財政部長官は、第 3 項の規定に従い登録を拒否する場合には、登録申請を受けた日から 30 日以内に、申請人にその事由を通知しなければならない。

#### 第 7 条（登録の取消し）

企画財政部長官は、税務士が次の各号の一に該当するときには、その登録を取り消す。

1. 第 17 条第 1 項及び第 2 項第 1 号により懲戒処分を受けたとき
2. 第 4 条各号の欠格事由の一に該当するようになったとき
3. 該当の税務士が登録取消しの請求をしたとき
4. 第 13 条第 3 項の規定により廃業申告をしたとき
5. 「公認会計士法」や「弁護士法」により登録が取り消されたとき
6. 死亡したとき

#### 第 8 条（登録又は登録の取消しの通知）

企画財政部長官は、第 6 条の規定により登録するか、第 7 条又は第 17 条の規定により登録を取り消す場合には、その税務士資格を有する者が加入している税務士会、公認会計士会又は大韓弁護士協会（以下“所属協会”という）に通知しなければならない。

### 第四章 税務士の権利義務

#### 第 9 条（署名捺印）

第 6 条の規定により登録をした者が、納税者等の代理で租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して関係機関に提出するときは、当該書類に署名捺印しなければならない。

#### 第 10 条（調査通知）

税務公務員は、第 9 条の規定によって提出した申告書、申請書、請求書に関して調査する必要があると認めるときは、当該税務士に対し調査の日時、場所を通知しなければならない。

### 第 11 条 (秘密厳守) <2003. 12. 31 改正>

税務士及び税務士であった者、又はその事務職員及び事務職員であった者は、他の法令に特別な規定がない限り、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第 12 条 (誠実義務)

- ① 税務士は誠実にその職務を遂行し、その品位を保持しなければならない。
- ② 税務士は故意に真実を隠ぺいし、虚偽の陳述をしてはならない。

### 第 12 条の 2 (脱税相談等の禁止) <2003. 12. 31 改正>

税務士又はその職務職員は、納税者が詐欺その他不正な方法で租税を逋脱し、又は還付若しくは控除を受ける行為に対して、加担、帮助又は相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

### 第 12 条の 3 (名義貸与等の禁止)

税務士は、他人に自分の名称又は商号を使用させ税務代理をさせたり、その資格証又は登録証を貸与してはならない。

### 第 12 条の 4 (事務職員) <2003. 12. 31 改正>

- ① 税務士は、その職務の適正な遂行を補助するため、事務職員を雇用することができる。
- ② 税務士は、その職務を適正に遂行するため、第 1 項の規定に基づき、事務職員を指導・監督する責任を負う。
- ③ 事務職員の資格・人数・年数等、其の他必要な事項は企画財政部令で定めることができる。

### 第 12 条の 5 (税務士の教育)

- ① 税務士の資格がある者が税務代理の業務を開始するには、第 6 条の規定に基づき登録する前に、企画財政部令で定めるところにより 6 ヶ月（第 5 条の 2 に規定する試験の一部免除を受ける者が税務士資格試験に合格した場合は 1 ヶ月）以上の実務教育を受けなければならない。<2003. 12. 31 改正>
- ② <2009. 1. 30 削除>
- ③ 第 1 項による教育の科目、場所、時期及び履修方法等に必要な事項は、企画財政部令により定める。

### 第 13 条 (事務所の設置)

- ① 税務士は税務代理を行なうために、一つの事務所のみ設置することができる。
- ② 税務士が、公認会計士・弁護士・法務士・弁理士・関税士・鑑定評価士・公認労務士・公認仲介士・経営指導士・技術指導士・行政士、その他これと類似した資格者として、大統領令が定めた資格者の業務に同時に従事する場合は、税務代理業務だけのために別途の事務所を設置することはできない。

- ③ 第 6 条の規定に基づき登録した者は、開業・休業・廃業し、事務所を設置・移転若しくは廃止するときは、直ちにその所属協会を経て企画財政部長官に届け出なければならない。

#### **第 14 条 (帳簿作成)**

税務士は、業務に関連する帳簿を作成し、これを備え置かなければならぬ。

#### **第 15 条 (係争権利譲受の禁止)**

税務士は係争権利を譲受できない。

#### **第 16 条 (公務員の兼任又は営利業務従事の禁止)**

- ① 税務士は公務員を兼ねることができない。但し、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
1. 国會議員や地方議会議員になる場合
  2. 常時勤務を必要としない公務員になる場合
  3. 国家地方自治体とその他の公共機関(以下“公共機関”という)で委嘱した業務を遂行する場合
- ② 税務士は次の各号の一に該当する業務を除いては、営利を目的とする業務を経営する者の使用人になること、及び営利を目的とする法人の業務執行社員、役員又は使用人になることはできない。
1. 学校・学院等の教育分野の出講(専任の場合を除く)
  2. 営利法人の非常勤役員
- ③ 第 1 項及び第 2 項の規定は、税務士が休業したときは、これを適用しない。

#### **第 16 条の 2 (損害賠償責任の保障) <2002. 12. 30 改正>**

税務士(税務法人に所属した税務士を除く)は、職務を遂行することにあたり故意又は過失により委任人に損害を負わせた場合は、その損害に対する賠償責任を保障するため大統領令の定めに基づき保険の加入等、必要な措置を取らなければならない。

### **第四章の二 税務法人**

#### **第 16 条の 3 (設立) <2002. 12. 30 新設>**

- ① 税務士は、その職務を組織的・専門的に行うため税務法人を設立することができる。
- ② 税務法人の定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。
1. 目的
  2. 名称
  3. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
  4. 社員及び理事の姓名・住民登録番号及び住所
  5. 出資 1 口の金額

6. 各社員の出資口数
7. 資本金総額
8. 欠損金補填に関する事項
9. 社員総会に関する事項
10. 代表取締役に関する事項
11. 業務に関する事項
12. 存立時期又は解散事由を定めた場合は、その時期及び事由

#### 第 16 条の 4 (税務法人の登録)

- ① 税務法人がその職務を遂行しようとするときは、大統領令の定めるところにより企画財政部長官に登録しなければならない。
- ② 第 1 項の規定に基づき登録しようとする税務法人は次の各号の要件を備えなければならない。  
③ 企画財政部長官は、登録申請した者が第 2 項の規定に基づく要件を備えていない場合は、登録を拒否することができ、登録申請書類に不備事項がある場合は、期間を決めてその補完を要請することができる。
- ④ 第 1 項の規定に基づく税務法人の登録の手続き・具備書類等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 16 条の 5 (社員及び理事等)

- ① 税務法人の社員は税務士でなければならず、その人数は 3 人以上でなければならない。
- ② 税務法人には 3 人以上の理事を置かなければならない。但し、次の各号に該当する者は理事になることはできない。
  1. 社員でない者
  2. 第 17 条により職務停止命令を受けた後その職務停止期間中にある者
  3. 第 16 条の 15 第 1 項の規定に基づき、登録の取消し又は業務停止された税務法人の理事であった者(取消し又は業務停止の事由が発生した時に理事であった者に限る)で、その取消し後 3 年が経過していない者及び業務停止期間中である者
- ③ 税務法人は理事と職員のうち 5 人以上が税務士でなければならない。
- ④ 第 3 項の規定に基づく税務士のうち理事でない税務士(以下、“所属税務士”という)は、第 17 条によって職務停止命令を受けた後その職務停止期間中にはない者でなければならない。  
⑤ 税務法人には、大統領令の定めにより代表取締役を置かなければならない。
- ⑥ 税務法人の社員は、次の各号の一に該当するときは当然脱退される。
  1. 第 7 条の規定に基づき登録が取消になったとき

2. 定款で定めた事由が発生したとき
3. 社員総会の決議があったとき

#### 第 16 条の 6 (資本金等) <2002. 12. 30 新設>

- ① 税務法人の資本金は 2 億ウォン以上でなければならない。
- ② 税務法人は、直前事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額を差引いた金額が第 1 項の資本金に未到達の場合は、未到達金額を毎事業年度終了後 6 ヶ月以内に社員の贈与によってこれを補填するか、増資しなければならない。
- ③ 第 2 項の規定に基づき贈与した場合は、これを特別利益として計上する。
- ④ 企画財政部長官は、税務法人が第 2 項の規定に基づく補填又は増資をしない場合は、期間を決めてこれの補填又は増資を命ずることができる。

#### 第 16 条の 7 (損害賠償準備金等) <2003. 12. 30 改正>

- ① 税務法人は、その職務の遂行中に委任人に損害を与えた場合、その損害に対する賠償責任を保障するため、大統領令で定めるところにより事業年度ごとに損害賠償引当金を積立したり損害賠償責任保険に加入しなければならない。
- ② 第 1 項の規定に基づく損害賠償準備金又は損害賠償責任保険は、企画財政部長官の承認なしでは損害賠償以外の別の用途に使うこと、その保険契約を解除又は解約してはならない。

#### 第 16 条の 8 (他の法人の出資制限等)

- ① 税務法人は、自己資本に大統領令が定める比率を乗ずる金額を超過して他の法人に出資することや他人のための債務保証をしてはならない。
- ② 第 1 項の自己資本とは、前事業年度末の貸借対照表の資産総額から負債総額（損害賠償準備金を除く）を差引いた金額をいう。

#### 第 16 条の 9 (名称)

- ① 税務法人はその名称の中に税務法人という文字を使わなければならない。
- ② 第 16 条の 4 の第 1 項の規定に基づき登録した税務法人ではない者は、税務法人又はこれと類似した名称を使うことはできない。

#### 第 16 条の 10 (事務所)

- ① 税務法人は大統領令の定めるところにより主たる事務所のほかに従たる事務所を設けることができる。
- ② 税務法人の理事と所属税務士は、税務法人の他に別途事務所を設けることはできない。

#### 第 16 条の 11 (業務遂行方法)

- ① 税務法人は法人の名義でその業務を行い、業務を遂行するにあたりその業務を担当する税務士を指定しなければならない。但し、所属税務士を指定する場合には、理事と

共同で指定しなければならない。

- ② 第 1 項によって指定された理事または所属税務士は指定された業務を遂行するとき、各各その税務法人を代表する。<2009. 1. 30 新設>
- ③ 税務法人がその業務に関して作成する文書には、法人の名義を記し、その業務を担当する税務士が記名捺印しなければならない。<2009. 1. 30 項番号変更、前第②項>

#### 第 16 条の 12 (競業の禁止)

- ① 税務法人の理事又は所属税務士は、自己又は第 3 者のためにその税務法人の業務範囲に属する業務を行うことや他の税務法人の理事又は所属税務士に就任してはならない。
- ② 税務法人の理事又は所属税務士であった者は、当該税務法人に所属していた期間中その税務法人が遂行若しくは遂行を承諾した業務については税務士業務を行うことはできない。但し、当該税務法人の同意を得た場合は、この限りではない。

#### 第 16 条の 13 (解散)

- ① 税務法人は、次の各号一の事由により解散される。
  1. 定款で定めた事由の発生
  2. 社員総会の決議
  3. 合併
  4. 登録の取消
  5. 破産
  6. 裁判所の命令又は判決
- ② 税務法人は、第 1 項の各号（第 4 号の登録取消しを除く）の事由が発生した時は、その事実を企画財政部長官に通報しなければならない。
- ③ 税務法人は、第 1 項の各号（第 3 号の合併を除く）の事由により解散する場合、16 条の 7 第 1 項の規定に基づき積立てた損害賠償準備金の金額（解散直前の事業年度末貸借対照表上の金額を指す）に該当する金額を、第 18 条の規定に基づき設立された税務士会に別途預けなければならない。
- ④ 第 3 項の規定による預り金の管理及び運用について必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第 16 条の 14 (定款変更の申告)

税務法人は第 16 条の 3 第 2 項による定款の記載事項の中で次の各号に掲げる事項を変更するときは、直ちにこれを企画財政部長官に申告しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主たる事務所と従たる事務所の所在地
4. 社員及び理事の姓名と住民登録番号
5. 資本金総額（資本金が減少した場合に限る）
6. 代表取締役に関する事項

## 7. 業務に関する事項

### 第 16 条の 15 (登録取消し等)

- ① 企画財政部長官は、税務法人が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取消すかあるいは 1 年以内の期間を決めて税務代理の全部又は一部の業務の停止を命ずることができる。但し、第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する場合は、その登録を取消さなければならない。<2009. 1. 30 改正>
1. 偽りやその他不正な方法により第 16 条の 4 第 1 項による登録をした場合
  2. 第 16 条の 5 第 1 項から第 3 項まで、又は第 16 条の 6 第 1 項に定める要件を満たすことができなくなった税務法人が 6 ヶ月以内にこれを補完しなかった場合
  3. 業務停止命令に違反して業務を行った場合
  4. 第 16 条の 6 第 4 項による企画財政部長官の保全命令または増資命令を履行しない場合 <2009. 1. 30 改正>
  5. 第 16 条の 5 第 4 項・第 5 項、第 16 条の 7、第 16 条の 8、第 16 条の 9 第 1 項、第 16 条の 11 又は第 16 条の 14 に違反したり、第 16 条の 16 第 1 項により準用される第 11 条、第 12 条、第 12 条の 2 から第 12 条の 4 まで、第 14 条及び第 15 条に違反した場合 <2009. 1. 30 新設>
- ② 企画財政部長官は、第 1 項の規定に基づき税務法人の登録を取消す場合は、聴聞を実施しなければならない。

### 第 16 条の 16 (税務法人に関する準用)

- ① 税務法人に関しては、第 10 条から第 12 条まで、第 12 条の 2 から第 12 条の 4 まで、第 14 条、第 15 条及び第 17 条第 4 項（税務法人が第 16 条の 15 第 1 項第 1 号に該当する場合は除く）を準用する。この場合 “税務士” は “税務法人” で報告、第 17 条第 4 項でいう “懲戒” は “登録取消及び業務停止” と読む。<2009. 1. 30 新設>
- ② 税務法人に関してこの法律に規定されていない事項は、「商法」の有限会社に関する規定を準用する。

## 第五章 懲 戒

### 第 17 条 (懲戒)

- ① 税務士が次の各号の一に該当するときは、企画財政部長官は、税務士懲戒委員会の議決を受け、第 2 項で定めた懲戒を命ずることができる。
1. この法律に違反した場合
  2. 税務士会の会則に違反した場合
- ② 税務士に対する懲戒の種類は、次の各号とする。
1. 登録取消し
  2. 2 年以内の職務停止
  3. 1000 万ウォン以下の過料

#### 4. 謾責

- ③ 企画財政部長官は、税務士懲戒委員会に懲戒要求された税務士が第 7 条第 3 項及び第 4 号の規定により登録取消になった場合は、税務士懲戒委員会の議決により 5 年以内の期間を定めて第 6 条の規定による登録を拒否することができる。
- ④ 該当の懲戒事由が発生した日から 3 年が経過したときは、第 1 項から第 3 項までの規定による懲戒を執り行うことができない。
- ⑤ 企画財政部長官は、税務士が第 2 項第 3 号の規定による過料を期限内に納付しないときは、これを国税滞納処分の例に基づき徴収することができる。
- ⑥ 税務士懲戒委員会の構成と運営等に必要な事項については大統領令で定める。

<2009. 1. 30 新設>

### 第六章 税務士会

#### 第 18 条 (設立と監督)

- ① 税務士は、その品位向上と事務改善のため、法人である税務士会を組織し、その会員とならなければならない。
- ② 第 1 項の税務士会は、会則を定めて企画財政部長官の許可を受けなければならない。
- ③ 税務士会は企画財政部長官の監督を受ける。
- ④ 税務士会の会則に記載する事項と設立及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

<2009. 1. 30 新設>

#### 第 18 条の 2 (会員に対する研修等) <2003. 12. 31 新設>

- ① 税務士会は次の各号に該当する者に対し研修を実施し、会員の自発的な研修活動を指導・監督する。
  1. 会員
  2. 第 12 条の 4 に規定する事務職員等
- ② 第 1 項の規定による研修を実施するため、税務士会に税務研修院を設ける。
- ③ 第 1 項の規定による研修及び監督について必要な事項は、税務士会が企画財政部長官の承認を得て定める。

#### 第 19 条 (会員の除名)

税務士会は、税務士の品位を失墜する会員や税務士会の会則に違反する会員がいるときは、企画財政部長官の承認を得てこれを除名することができる。

### 第七章 補 則 <2003. 12. 31 改正>

## 第 20 条 (業務の制限等)

- ① 第 6 条の規定に基づき登録した者でなければ、税務代理の業務を行なうことはできない。但し、「弁護士法」第 3 条の規定により弁護士としての職務を行う場合、及び第 20 条の 2 第 1 項の規定により登録した場合は、この限りではない。<2003. 12. 31 但書き改正>
- ② 第 6 条の規定に基づき登録した者以外は、税務士又はこれと類似した名称を使うことはできない。<2002. 12. 30 改正>
- ③ 第 1 項の規定により税務代理ができない者は、税務代理業務を扱うという意味を標示するような広告をしてはならない。ただし、他の法律で定めた者の業務範囲に含まれる場合にはその限りではない。<2009. 1. 30 新設>

## 第 20 条の 2 (その他の法律による税務代理) <2003. 12. 31 条目改正、新設>

- ① 公認会計士法に基づき登録した公認会計士が税務代理業務を開始するときは、企画財政部に備置する税務代理業務登録簿に登録しなければならない。
- ② 第 1 項の規定により税務代理の業務をする者に対しては、第 1 条の 2、第 4 条、第 9 条から第 12 条まで、第 12 条の 2 から第 12 条の 4 まで、第 13 条から第 16 条まで、第 16 条の 2、第 17 条(同条第 1 項第 2 号は除く)及び第 8 章を準用する。
- ③ 第 1 項の登録に関しては、第 6 条から第 8 条までの規定を準用する。

## 第 20 条の 3 (権限委任・委託)

- ① この法律による企画財政部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより国税庁長に委任することができる。
- ② 第 5 条による税務士資格試験に関する企画財政部長官の業務は、大統領令で定めるところにより、資格検定等を目的に設立された法人に委託することができる。<2009. 1. 30 新設>

## 第 21 条 (施行令) <2009. 1. 30 削除>

## 第八章 罰 則

### 第 22 条 (罰 則)

- ① 次の各号の一に該当する者は 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。
  1. 税務士の資格を持たずに税務代理を行った者
  2. 第 11 条(第 16 条の 16 第 1 項で準用する場合を含む)の規定に違反し職務上知り得た秘密を漏らした者
- ② 税務士として「租税犯处罚法」に規定された犯罪及び「刑法」の中の公務員の職務に関する罪に対して教唆した者は、その適用する法条の刑期又は罰金の 3 分の 1 まで加重してこれを罰する。

## 第 22 条の 2 (罰 則) <2003. 12. 31 改正>

次の各号の一に該当する者は 1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 12 条の 3 (第 16 条の 16 第 1 項で準用する場合を含む) の規定に違反し名義等を貸した者
2. 第 16 条の 9 第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反し税務法人又は税務士やこれに類似した名称を使用した者
3. 第 17 条の規定による職務停止命令や登録拒否を受けた者で、この職務停止期間又は登録拒否期間中に税務代理の業務を行なった者
4. この法律の規定に基づいて税務代理を行うことができる者で、第 6 条又は第 20 条の 2 第 1 項による登録をせずに税務代理を行なった者

## 第 23 条 (罰 則)

次の各項の一に該当する者は 200 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 事務所設置に関する事項を違反する等第 13 条に違反した者
2. 第 15 条 (第 16 条の 16 第 1 項で準用する場合を含む) に違反して係争権利を譲受した者
3. 第 16 条に違反して公務員を兼ねる等営利業務に従事した者
4. 第 16 条の 12 に違反して競業を行なった者
5. 第 20 条第 3 項に違反して標示したり広告した者 <2009. 1. 30 新設>

## 第 24 条 (両罰規定) <2002. 12. 30 新設>

税務法人の社員又は所属税務士、その他の従業員が、その税務法人の業務に関して第 22 条、第 22 条の 2 第 1 号・第 2 号又は第 23 条第 2 号の一にあたる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その税務法人についても各該当する条文の罰金刑を科する。ただし、税務法人がその違反行為を防止するために、該当の業務に関して相当な注意及び監督を怠らない場合には、その限りではない。<2009. 1. 30 但書新設>

(2011年4月現在)



## 韓国税務士会概要

### 《組織の概要》

#### ○ 設立

税務士法（1961年9月9日制定）に基づき1962年に設立

#### ○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

#### ○ 会員数（2011年4月末現在）

個人 9,306（うち女性 603）、法人 276

#### ○ 役員

会長1人、副会長4人（うち1人は常勤副会長）、理事25人以内、監事2人

\*役員の任期は2年

#### ○ 地方税務士会

ソウル地方税務士会

中部(チュンブ)地方税務士会

大田(テジョン)地方税務士会

釜山(ボクサン)地方税務士会

大邱(テグ)地方税務士会

光州(クンス)地方税務士会

#### ○ 総会（会則第15条、第19条）

定期総会は毎年1回4月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員の選任及び解任、予算及び決算の承認等を決議する。

#### ○ 理事会（会則第30条第1項、第32条第1項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会长、理事、業務浄化調査委員長等で構成され、総会に付議する事項、会則の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。

#### ○ 常任理事会（会則第30条第3項、第32条第2項）

会長、副会長、倫理委員長、常務理事、業務浄化調査委員長で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。

## 《会員の構成》

### ◇地方税務士会別会員数

	ソウル	中 部	釜 山	大 邱	光 州	大 田	合 計
個人会員	4,202 (305)	2,285 (153)	1,212 (59)	604 (25)	487 (25)	516 (36)	9,306 (603)
法人会員	175	52	37	8	2	2	276

\*2011年4月末現在、カッコ内は女性税務士の数

### ◇資格別個人会員数

区分	試験合格者	科目免除者	国税経験者	修士・博士	公認会計士	弁護士	その他	合計
人 数	3,898	3,324	1,051	251	198	32	14	8,768
比 率(%)	44.5	37.9	12.0	2.9	2.3	0.4	0.2	100.0

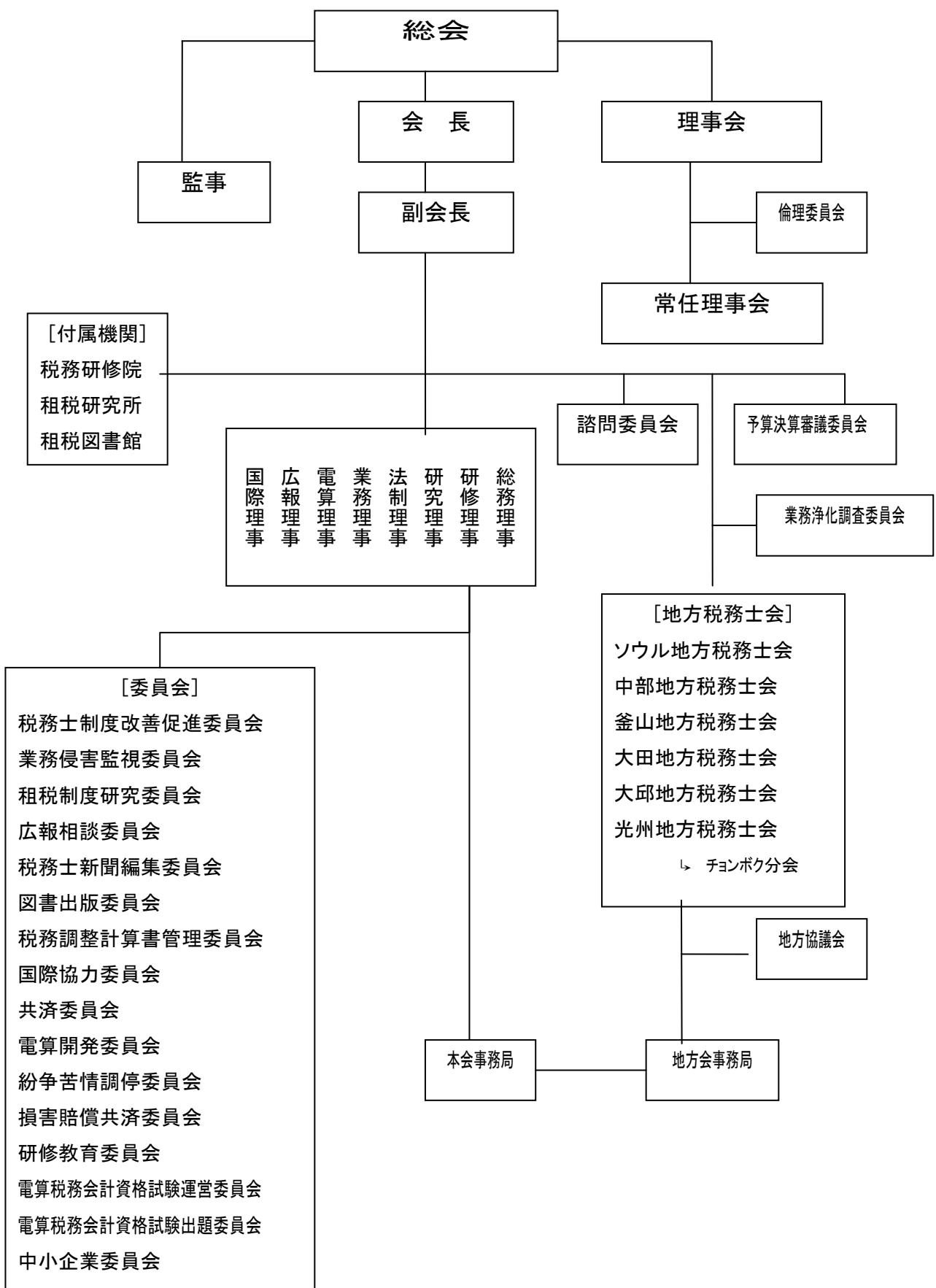
\*2010年2月末現在

## 《役員構成》

役職 (人数)	氏 名	
会 長 (1)	チョン・クジョン	
副 会 長 (4)	キム・ヒョンサン、イ・ヒヤング、キム・ジョンファ	
倫理委員長 (1)	チェ・ウォンド	
監 事 (2)	カク・スマン、イ・ドンイル	
常 務 理 事 (9)	[総務理事]ユ・ヨンジョ [研究理事]ク・ジェイ [業務理事]ペク・ジョンヒョン [広報理事]キム・ジンギュ [業務浄化調査委員長]チ・ジュンガク	[研修理事]アン・ヨニヤン [法制理事]ペ・ヒョンナム [電算理事]イム・スンチョン [国際理事]チェ・ジョンイン
理 事 (25)		

(2011年4月末現在)

《韓国税務士会組織図》



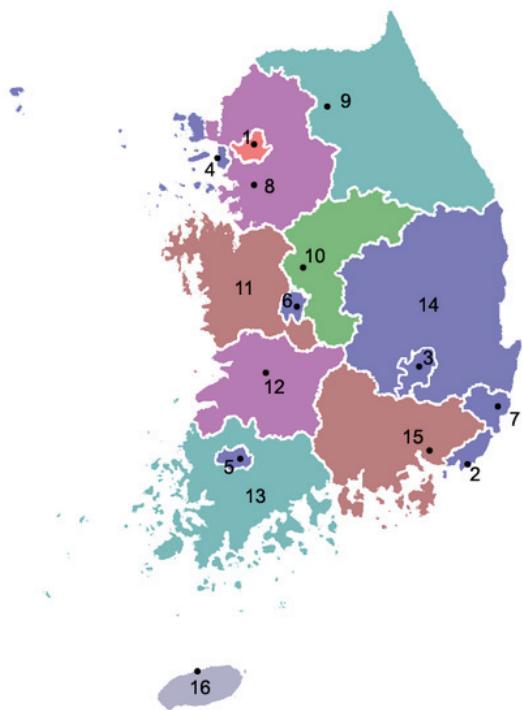
## 《地方税務士会》

地方税務士会名	管轄	会長名	会員数	税理士会との友好協定(締結年)
ソウル	ソウル特別市	イ・チャンギュ	4,202 (305)	東京会(1995)
中部	仁川(インチョン)広域市、京畿(キヨンギ)道、江原(カンウォン)道	ハン・ホンチュン	2,285 (153)	東京地方会(1991) 九州北部会(1994) *
釜山	釜山広域市、蔚山(ウルサン)広域市、慶尚(キヨンサン)南道、済州(チエジュ)特別自治道	キム・ソンギョム	1,212 (59)	近畿会(1991)
大邱	大邱(テグ)広域市、慶尚(キヨンサン)北道	チエ・サンベク	604 (25)	中国会(1996)
光州	光州(クワンジュ)広域市、全羅(チヨンラ)北道、全羅(チヨンラ)南道	ユン・ギヨンド	487 (25)	四国会(1997)
大田	大田(テジョン)広域市、忠清(チョンチョン)北道、忠清(チョンチョン)南道	イム・ソビヨン	516 (36)	南九州会(1995)

会員数：2011年4月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数

\*旧京仁地方税務士会と締結、その後1999年に京仁地方会は中部地方会に吸収された。

### 【参考】韓国行政区



- 1) ソウル特別市
- 2) 釜山広域市
- 3) 大邱(テグ)広域市
- 4) 仁川(インチョン)広域市
- 5) 光州(クワンジュ)広域市
- 6) 大田(テジョン)広域市
- 7) 蔚山(ウルサン)広域市
- 8) 京畿(キヨンギ)道
- 9) 江原(カンウォン)道
- 10) 忠清(チョンチョン)北道
- 11) 忠清(チョンチョン)南道
- 12) 慶尚(キヨンサン)北道
- 13) 慶尚(キヨンサン)南道
- 14) 全羅(チヨンラ)北道
- 15) 全羅(チヨンラ)南道
- 16) 済州(チエジュ)特別自治道

資料 8

日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会開催事績

回数	開催日	開催場所	出席者	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日	ソウル市 韓国税務士会館	《日税連》 森会長、久原副会長、山川専務、植松国際委員長、清水事務局長 《韓国税務士会》 具鍾泰会長、崔東鉉副会長、ほか関係役員5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について</li> <li>研修の内容、実施状況等について</li> <li>納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について</li> <li>日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など）</li> <li>日税連、単位税理士会が実施する研修について</li> <li>日本の申告納税制度と税理士の役割について</li> </ul>
第2回	1998年6月3日	東京 日本税理士会連合会	《日税連》 森会長、今野副会長、久原副会長、池田専務、山川専務、水越専務、植松国際委員長、清水事務局長 《韓国税務士会》 具鍾泰会長、ほか関係役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について</li> <li>税制改革と税務士に対する影響について</li> <li>職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等）</li> <li>税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について</li> <li>税理士法の改正骨子について</li> <li>日本の青色申告制度について</li> <li>税務申告の実務について</li> <li>ドイツの税理士制度に関する情報提供</li> </ul>
第3回	1999年6月7日	ソウル市 韓国税務士会館	《日税連》 森会長、池田専務、山川専務、植松国際委員長、清水事務局長 《韓国税務士会》 具鍾泰会長、宋培達副会長、ほか関係役員5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について</li> <li>税務士法、税務士法施行令等の改正案について</li> <li>資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて</li> <li>資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について</li> <li>資格者の広告規制緩和の動向について</li> <li>韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について</li> <li>標準所得率による申告の禁止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について</li> <li>税理士法改正の主要骨子と推進の現況について</li> <li>日税連の収益事業の種類と事業内容について</li> <li>電子申告制度導入の現況について</li> </ul>

第4回	2000年6月12日	東京 日本税理士会連合会	《日税連》 森会長、今野副会長、久原副会長、山川専務、徳重総務部長、小林国際委員長、清水事務局長 『韓国税務士会』 具鍾泰会長、李允魯副会長、ほか関係役員3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法規案の経緯について</li> <li>・税務士の広告規定について</li> <li>・報酬規定廃止の影響について</li> <li>・電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について</li> <li>・税務士資格の自動的付与について</li> <li>・税理士の出廷陳述権について</li> <li>・電子申告制度導入の動向について</li> <li>・日税連及び税理士会の収益事業について</li> <li>・全税共及び日税研の概要について</li> <li>・韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて</li> </ul>
第5回	2001年6月4日	ソウル市 韓国税理士会館	《日税連》 森会長、久野専務、石井国際委員長、清水事務局長 『韓国税務士会』 林香淳会長、宋璉達副会長、ほか関係役員12名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士法の改正について</li> <li>・IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について</li> </ul>
第6回	2002年4月4日	東京 日本税理士会館	《日税連》 森会長、狩野副会長、石井専務、林国際委員長、高橋同副委員長、清水事務局長 『韓国税務士会』 林香淳会長、宋璉達副会長、ほか関係役員4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告制度について</li> <li>・地方公共団体の外部監査制度について</li> <li>・税務署、税理士事務所への訪問（が・日本橋）</li> </ul>
第7回	2003年4月7日	ソウル市 韓国税理士会館	《日税連》 森会長、久原副会長、宮口専務、石井専務、清水事務局長 『韓国税務士会』 林香淳会長、黄玎大副会長、ほか関係役員8名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務士法の改正について</li> <li>・会員に対する研修について</li> <li>・公的保険料の徴収業務の現状について</li> <li>・日本税理士政治連盟について</li> <li>・公認会計士法の改正方向と日税連の対応について</li> <li>・AOTCA第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰AOTCA会長と協議</li> </ul>

第8回 2004年6月4日	《日税連》 森会長、池田副会長、宮口専務、清水事務局長 員長、眞鍋同副委員長、清水事務局長 《韓国税務士会》 鄭求政会長、李昌圭副会長、ほか関係役員5名 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務士の損害賠償責任保険制度について</li> <li>・税務法人の実態（数、規制、業務）について</li> <li>・公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について</li> <li>・韓国税務士会における電子申告の発展について</li> <li>・税務士会員の会費算定基準について</li> <li>・日本の電子申告の現況と税理士の役割について</li> <li>・税理士の業務拡大に対する努力と成果について</li> <li>・日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について</li> <li>・税理士法人の業務領域と活性化の方策について</li> <li>・ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について</li> </ul>
第9回 2005年9月22日	《日税連》 森会長、飯島副会長、宮口専務、南出国際委員長、前嶋同副委員長、柏木国際課長 《韓国税務士会》 林香淳会長ほか関係役員 ソウル市 韓国税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国税務士会が直面する課題について</li> <li>・韓国における電子申告の普及について</li> <li>・「税務士」の名称使用制限の効果について</li> <li>・日本の青色申告制度について</li> <li>・成年後見制度について</li> <li>・会計参与制度について</li> <li>・司法補佐人制度の現況、実績について</li> <li>・電子申告の発展について</li> <li>・「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について</li> <li>・会務統合管理システムの運用状況について</li> <li>・成年後見制度について</li> <li>・会計参与制度について</li> </ul>
第10回 2006年4月12日	《日税連》 森会長、池田副会長、宮口専務、南出国際委員長、前嶋修身同副委員長、金谷同委員、猪瀬事務局長、柏木国際課長 《近畿税理士会》 朴龍一会員、玄鮮姫会員、趙信子会員、高正臣会員（通訳担当） 《韓国税務士会》 林香淳会長、ほか関係役員8名 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者に対する税務支援への取組について</li> <li>・会員に対する税務相談について</li> <li>・韓国・米国自由貿易協定について</li> </ul>
第11回 2007年10月8日	《日税連》 池田会長、石井副会長、宮田専務、大前国際委員長、柏木国際課長 ソウル市 韓国税理士会館	

		《韓国税務士会》 趙鏞根会長ほか関係役員 7名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日税連と税理士会のそれぞれの役割について</li> <li>・国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について</li> <li>・日税連が行なう新規登録者に対する支援について</li> </ul>
第 12 回	2008 年 6 月 12 日	東京 日本税理士会館	<p>《日税連》</p> <p>池田会長、石井副会長、山城副会長（全税共）、小林専務、宮田専務、大前国際委員長、浅井同副委員長、上原委員、金子委員、金谷委員、森顧問（A O T C A 会長）、猪瀬局長、柏木国際課長</p> <p>《韓国税務士会》 趙鏞根会長ほか関係役員・事務局計 9 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の相続税、贈与税について</li> <li>・税理士報酬について</li> <li>・税理士事務所の職員の確保について</li> <li>・納税協力費用について</li> <li>・会計参画について</li> </ul>
第 13 回	2009 年 12 月 3 日	ソウル市 韓国税務士会館	<p>《日税連》</p> <p>池田会長、大前副会長、宮田専務、友利国際委員長、猪瀬久雄事務局長、柏木純子国際課長</p> <p>《韓国税務士会》 趙鏞根会長、金鍾華副会長、柳在仙副会長、李東一研修理事、金亨庠法制理事、黃英順國際理事、張榮国際協力委員、崔世寧国際協力委員、金世勳国際部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務士の名称独占について</li> <li>・「税務調整計算書」について</li> <li>・納税者憲章について</li> <li>・納税者番号制度について</li> <li>・税務士の研修受講義務について</li> <li>・職業賠償責任保険について</li> <li>・国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について</li> <li>・税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について</li> </ul>
第 14 回	2010 年 10 月 1 日	大阪市 近畿税理士会館	<p>《日税連》</p> <p>池田会長、大前副会長、宮田専務、高田専務、櫻井専務、友利国際委員長、鈴木同副委員長、高見同副委員長、吳幸哲近畿士会国際部副部長、朴龍一同委員、金川歩同委員</p> <p>《韓国税務士会》 趙鏞根会長、金鍾華副会長、柳在仙副会長、李東一研修理事、金亨庠法制理事、黃英順国際理事、宋周玟事務局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面添付制度について</li> <li>・司法書士による地方税の税務代理について</li> <li>・成年後見人制度について</li> <li>・税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について</li> <li>・補佐人制度について</li> <li>・「財務会計士」の導入案について</li> </ul>

## ドイツ連邦税理士会概要

### 1. ドイツの税理士制度

#### (1) 税理士となる資格

- ・ 税理士の資格を取得できる者は、試験合格者または試験免除者とされている。
- ・ 弁護士及び公認会計士は、税理士資格の有無にかかわらず、税理士の業務を行うことができる。
- ・ 税理士試験は、筆記、口述から成り、その範囲は租税手続法、所得及び収益に関する税法、評価税、相続税及び土地税、消費税及び流通税、関税法、商法並びに民法、会社法、倒産法及びヨーロッパ共同体法の概要、経営学及び会計制度、経済、職業法等広範囲に及び、受験は3回までに制限されている。学歴や実務経験等の一定の受験資格要件がある。
- ・ 税理士試験は財務省により実施されるが、2009年以降、その一部が税理士会に委託される予定。(詳細不明)

#### (2) 税理士の業務

- ・ 税務相談、税務署に対する代理、申告書の作成、記帳、決算書の作成、税務管理、経営相談ほか
- ・ 地方及び連邦財政裁判所における訴訟代理、税務刑事訴訟代理、行政不服審判手続代理

#### (3) その他

- ・ 税理士は、税理士法に基づき、税理士会に所属し、税理士会による監督を受けることが義務づけられている。
- ・ 税理士は、職業賠償責任保険への加入が義務づけられている。
- ・ 税理士は、研修の受講が義務づけられている。

### 2. ドイツ連邦税理士会概要

設立	1933年
会長	Dr.ホルスト・ヴィンケン (税理士・公認会計士、デュッセルドルフ税理士会会长)
所在地	Neue Promenade 4, 10178 Berlin, Postfach 02 88 55, 10131 Berlin, BRD
会員数	88,329 (自然人79,913人、法人8,416社) [2011.1.1現在]
単位税理士会	21会(別掲)

#### (1) 組織

- ・ 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
- ・ 総会は、全国21の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年2回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
- ・ 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会长、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。

- 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員（会長、副会長及び事務総長）は4年毎に総会で選任される。

(2) 目的・活動

- 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
- 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

(3) その他

- C F E（ヨーロッパ税務連合、1959年設立、ヨーロッパ20カ国の約30団体が構成する。）の創設メンバーである。
- オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携（D A C Hを組織）し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。

### 3. 日税連との交流の経緯

年	月	内 容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結（於・東京）
〃	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会长一行18名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会长ほか役員が税理士制度50周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪
1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか2名が来訪、懇談
1997	11	D A T E V理事長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員4名がドイツ連邦税理士会、D A T E V等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結10周年記念行事等を開催（於・ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会长、D A T E V名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結20周年記念行事等を開催（ベルリン）

### 4. 税理士会レベルの交流の経緯

年	月	内 容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ税理士会の会員特性 [2011. 1. 1 現在、ドイツ連邦税理士会HPから抜粋、仮訳]

(1) 会員の内訳

税理士 (Steuerberater)	77, 243
税理士法人(Steuerberatungsgesellschaften)	8, 416
税務代理士 (Steuerbevollmächtigte) 及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	2, 670
合 計	88, 329

(\*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理士でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

(2) 税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士 法人	税務代理士及び74 条の2の義務会員	合計
ベルリン	3, 231	549	115	3, 895
ブランデンブルク	862	153	27	1, 042
ブレーメン	731	96	15	842
デュッセルドルフ	7, 935	631	171	8, 737
ハンブルク	3, 479	391	99	3, 969
ヘッセン	6, 864	653	331	7, 848
ケルン	5, 423	505	170	6, 098
メクレンブルク・フォアポメルン	684	131	43	858
ミュンヘン	9, 352	1, 041	305	10, 698
ニーダーザクセン	6, 151	652	233	7, 036
ノルトバーデン	2, 790	292	75	3, 157
ニュルンベルク	4, 136	430	89	4, 655
ラインラント・プファルツ	3, 092	350	124	3, 566
ザールラント	848	91	36	975
ザクセン	1, 969	319	194	2, 482
ザクセン・アンハルト	783	134	56	973
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2, 196	279	107	2, 582
シュトゥットガルト	6, 742	632	158	7, 532
ズートバーデン	2, 090	220	53	2, 363
テューリンゲン	936	158	79	1, 173
ヴェストファーレン・リッペ	6, 949	709	190	7, 848
合 計	77, 243	8, 416	2, 670	88, 329

(3) 年齢構成と平均年齢

年代	会員数 (男性)	会員数 (女性)	男女会員数合計	割合 (%)
70歳超	4, 912	823	5, 735	7. 2
61 - 70歳	10, 042	2, 427	12, 469	15. 6
51 - 60歳	12, 774	5, 850	18, 624	23. 3
41 - 50歳	14, 856	8, 794	23, 650	29. 6
30 - 40歳	10, 628	7, 819	18, 447	23. 1
30歳未満	346	632	978	1. 2
開業総数	53, 567	26, 346	79, 913	100.0
平均年齢	52. 4歳	46. 8歳	50. 5歳	—

(4) 男女比

個人会員 (税理士、税務代理士、法74条の2の義務会員の合計)	男性	女性	合計
比率 (%)	53, 567	26, 346	79, 913
	67. 0	33. 0	100. 00

(5) 開業形態

形態	数	割合 (%)
個人事務所(Einzelpraxen)	36, 496	70. 1
法56条1項による職業共同協定 (Berufliche Zusamenschlüsse)	7, 181	13. 8
税理士法人	8, 416	16. 2
開業総数	52, 093	100. 00

(6) 他の専門職業資格を有する税理士

資格	人 数	割合 (%)
税理士+公認会計士+弁護士	506	0. 6
税理士+公認帳簿監査士+弁護士	144	0. 2
税理士+公認会計士	9, 349	11. 8
税理士+公認帳簿監査士	3, 101	3. 9
税理士+弁護士	3, 133	3. 9
税理士+その他の資格	3, 137	3. 9
税理士のみ	60, 081	75. 6
合 計(*)	79, 451	100. 0

(\*) 法74条の2の義務会員を除く

◇ ドイツ連邦州と税理士会

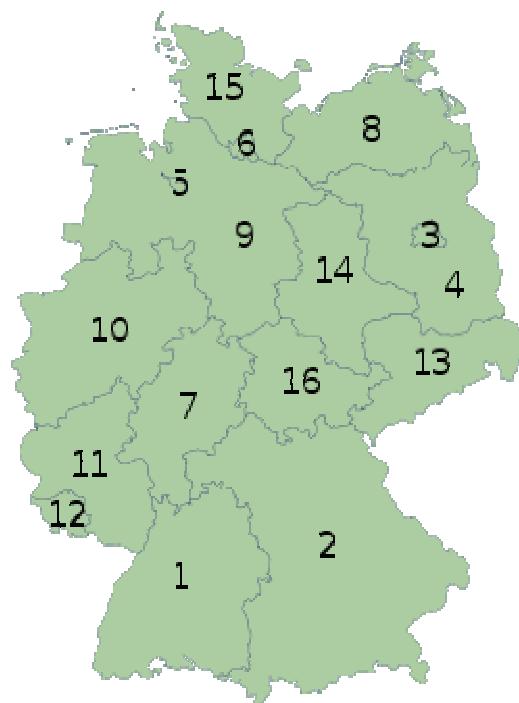
州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベーリン	メクレンブルク・フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	—	ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	—	ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	—	ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン・ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	デュッセルドルフ税理士会 ケルン税理士会 ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリンゲン自由州	エアフルト	テューリンゲン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴィスバーデン	ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	ザールラント税理士会

バーデン・ヴュルテンベルク州	シュトゥットガルト	ノルトバーデン税理士会 シュトゥットガルト税理士会 ズートバーデン税理士会
バイエルン自由州	ミュンヘン	ミュンヘン税理士会 ニュルンベルク税理士会

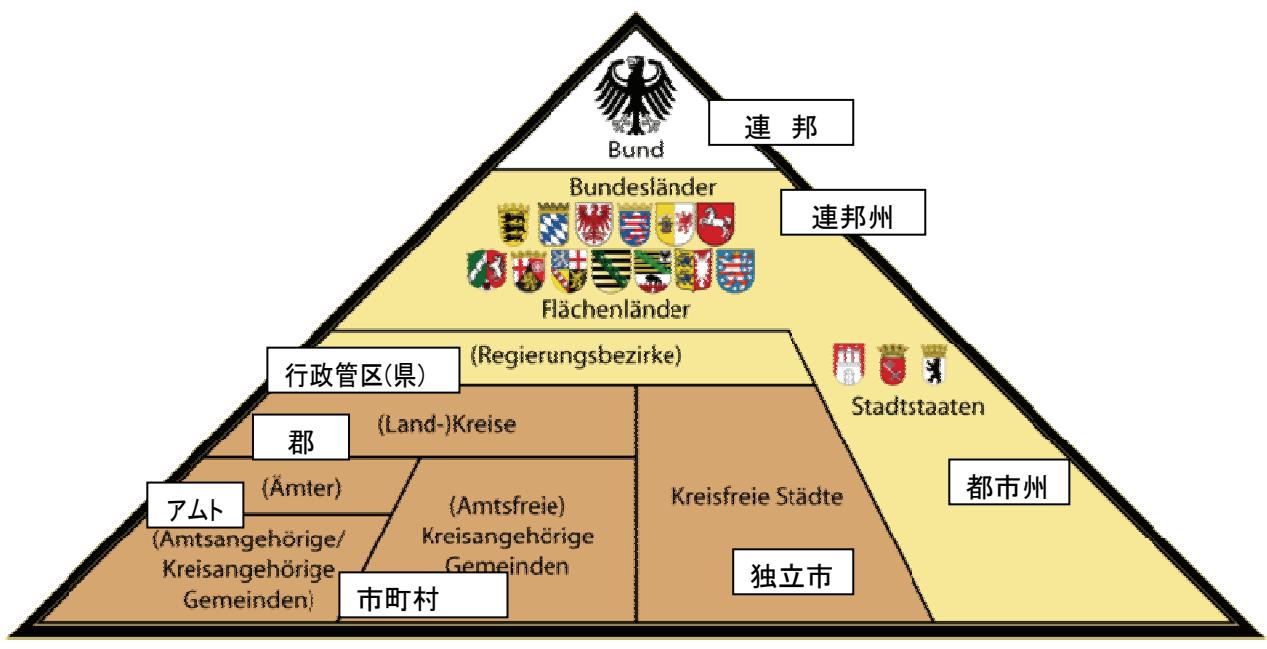
(注) ドイツは16の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

## 【参考】ドイツ連邦16州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州  
Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州 Freistaat Bayern
3. ベルリン Berlin
4. ブランデンブルク州 Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. **自由ハンザ都市ハンブルク**  
Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州 Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州  
Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州 Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州  
Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州 Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州 Saarland
13. ザクセン自由州 Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州 Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州  
Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州 Freistaat Thüringen

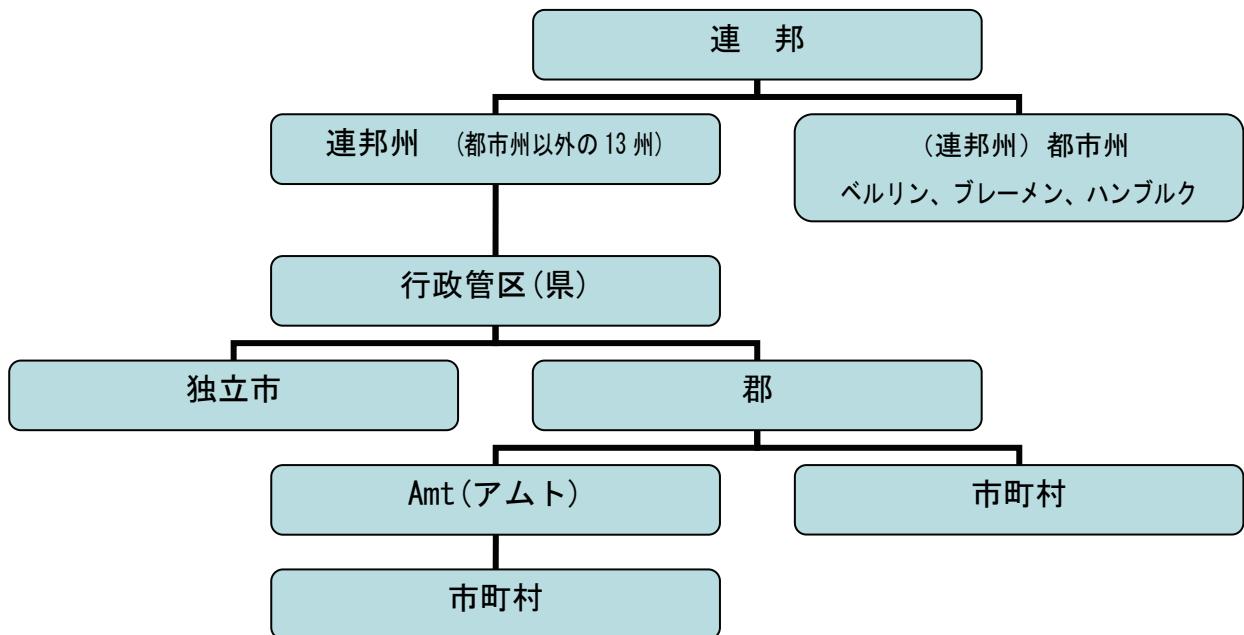


◇ ドイツ地方行政区分（ピラミッド）



(ウィキペディアより)

◇ ドイツ地方行政区分（フローチャート）



## ◇ドイツの財政裁判所

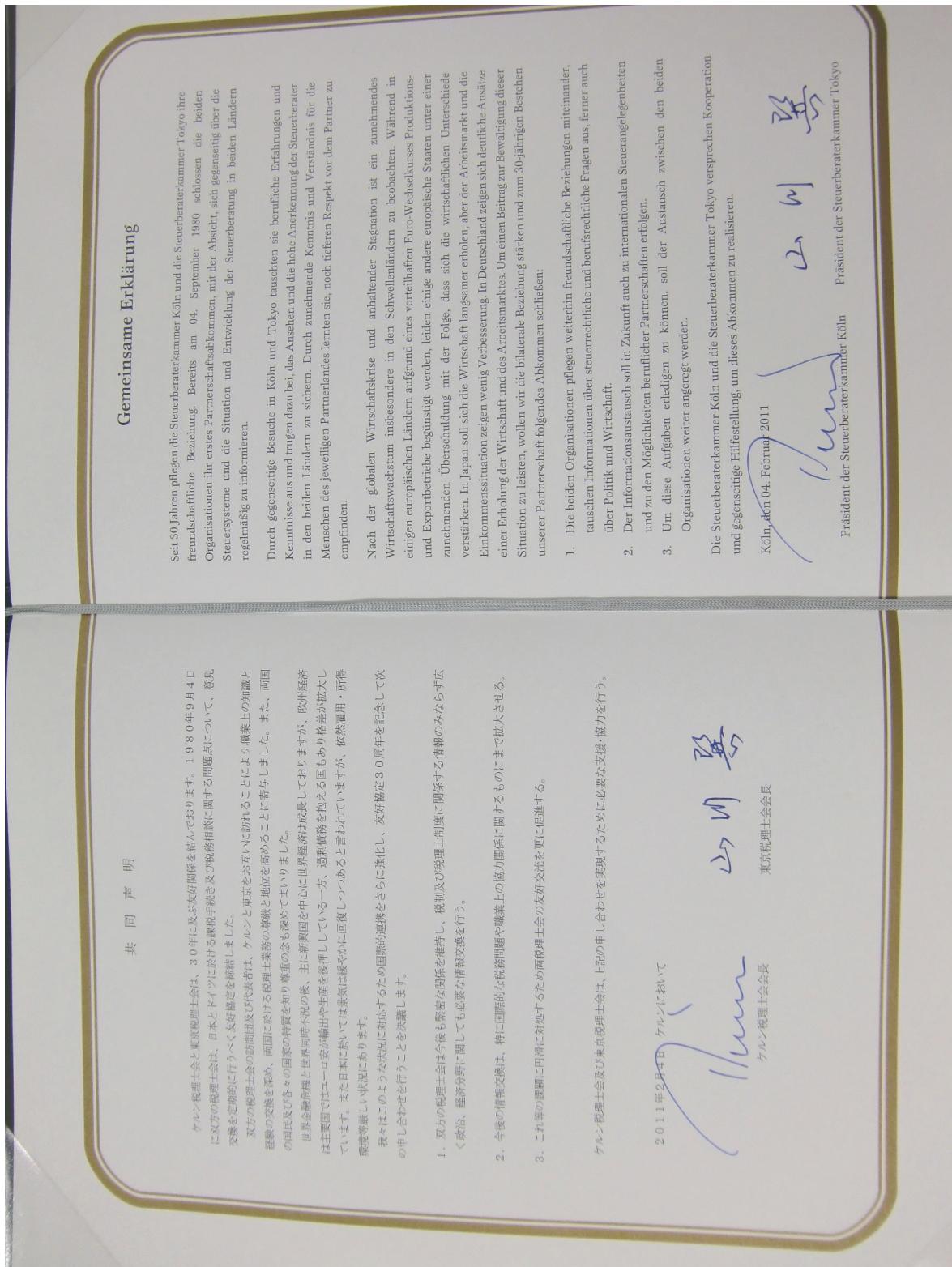
ドイツの財政裁判所は、ミュンヘンにある連邦財政裁判所のほか、ノルトライン・ヴェストファーレン州に3箇所、バイエルン州に2箇所、ベルリン都市州とブランデンブルク州で1箇所、その他12の州に各1箇所、合計18の州立の裁判所がある。

中央／地方	裁判所	所在地
中央	○ 連邦財政裁判所	ミュンヘン
バーデン・ヴュルテンブルク州	1. バーデン・ヴュルテンブルク財政裁判所	シュトゥットガルト フライブルクに支所あり
バイエルン州	2. ミュンヘン財政裁判所 ミュンヘン財政裁判所付属分室 3. ニュルンベルク財政裁判所	ミュンヘン アウグスブルク ニュルンベルク
ベルリン都市州 ブランデンブルク州	4. ベルリン・ブランデンブルク財政裁判所	コトブス
ブレーメン州	5. ブレーメン財政裁判所	ブレーメン
ハンブルク都市州	6. ハンブルク財政裁判所	ハンブルク
ヘッセン州	7. ヘッセン財政裁判所	カッセル
メクレンブルク・フォアポメルン州	8. メクレンブルク・フォアポメルン財政裁判所	グラーフスヴァルト
ニーダーザクセン州	9. ニーダーザクセン財政裁判所	ハノーバー
ノルトライン・ヴェストファーレン州	10. デュッセルドルフ財政裁判所 11. ケルン財政裁判所 12. ミュンスター財政裁判所	デュッセルドルフ ケルン ミュンスター
ラインラント・プファルツ州	13. ラインラント・プファルツ財政裁判所	ノイシュタット
ザールラント州	14. ザールラント財政裁判所	ザールブリュッケン
ザクセン州	15. ザクセン財政裁判所	ライプチヒ
ザクセン・アンハルト州	16. ザクセン・アンハルト財政裁判所	デッサウロスラウ
シュレスビッヒ・ホルシュタイン州	17. シュレスビッヒ・ホルシュタイン財政裁判所	キール
テューリンゲン	18. テューリンゲン財政裁判所	ゴータ

\* 連邦裁判所 Bundesfinanzhof

\* 州立の裁判所 Finanzgericht

## 東京会・ケルン税理士会 — 共同声明

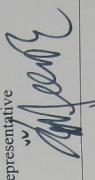


## 東京会・第2回国際都市税理士サミット — ソウル宣言

**The Seoul Declaration**

(The Second International Metropolis CPTA Summit)

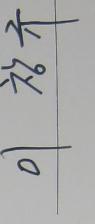
We, as a result of the discussion at the Second International CPTA Summit conducted under mutual respect and trust, hereby adopt the following declaration.

Chinese Certified Tax Agents Association  
China  
Representative  


Chamber of Tax Advisers in Cologne Germany  
Representative  


Chartered Institute of Taxation United Kingdom  
Representative  


Tokyo Certified Public Tax Accountants' Association Japan  
Representative  


Seoul Association of Certified Public Tax Accountants Korea  
Representative  


2. Rapidly changing global economy and diversified society are creating complex tax environments, challenging the boundaries of work we tax professionals operate under. Concerning the pending issues under challenge in each country, we, association of tax professionals, are in need of developing proactive measures based on international understanding and cooperation. Therefore, we will continue to protect tax professional institution by exchanging useful information, hosting international conferences on a regular basis, and cooperating by other means.

3. We recognize differences in the taxation systems and the tax payment environments among countries. Based on friendship and trust, we will strive to uplift our professional status as tax professionals. We will make efforts to foster mutually constructive relationship with a broader understanding and interest.

October 15, 2010

## 千葉県会・モンゴル税理士会 — 友好協定書

Найрсаг харилцааны гэрээ бичилт

千葉県税理士会とモンゴル税理士会は、两会間における交流を通じて税制、財務行政、税務専門家制度、税務専門業務、租税教育等に関する情報や知識、経験を交換し、相互の理解を深め、協力し合い、更なる発展を促進せること

日本語とモンゴル語で作成され、両文書は等しく正文とする。  
本協定は、两会の友好関係を確認するため、この協定書に署名する。  
合意する。

千葉にて  
All the best  
モンゴル税理士会  
会長 ヤドウマサ  
千葉県税理士会  
会長 石井 幸夫

## 友好親善合意書

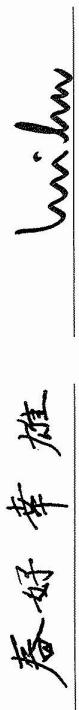
## Freundschaftsabkommen

Steuerberaterkammer Kinki und der Steuerberaterkammer Düsseldorf  
zwischen der

1999年6月30日、本日、近畿税理士会とデュッセルドルフ税理士会とは本書に合意し調印した。

1970年代の初め、日本の税理士のグループと今日のデュッセルドルフ税理士会の前身である会との間に最初の交流があった。当時の意見交換の目的は、ドイツにおける税理士制度、税制、会計制度及び租税制度に関する情報交換であった。日本とドイツの2つの税理士会の間で数年来準備が進められてきた友好親善の合意は、近畿税理士会のイニシアティブによって、特に税理士制度における国際化の観点のもとに、以下の内容とすること一致した。

1. 近畿税理士会とデュッセルドルフ税理士会は、相互の理解を深めていくことを目的に、両団体の代表の間で定期的な交流を推し進める。
2. 両会は、税制及び財政に関する研究に絶えざる進歩を図ることを目的に、税及び会計制度、税務行政並びに租税制度における情報を交換する。
3. 両会は、税理士制度の絶えざる発展に寄与することを目的に、日本とドイツにおける税理士制度と税理士業務についての情報を交換する。
4. 本書は英文を正本とし、両会はそれぞれ公式のドイツ語訳文と公式の日本語訳文を作成する。

近畿税理士会  Yukio Haruyoshi  
(会長 春好幸雄) (会長 ホルスト・ヴィンケン)

Steuerberaterkammer Kinki  Dr. Horst Vinken  
(Präsident)

Dieses Abkommen wurde am 30. 6. 1999 unterzeichnet und liegt beiden Seiten in deutscher und japanischer Fassung vor.

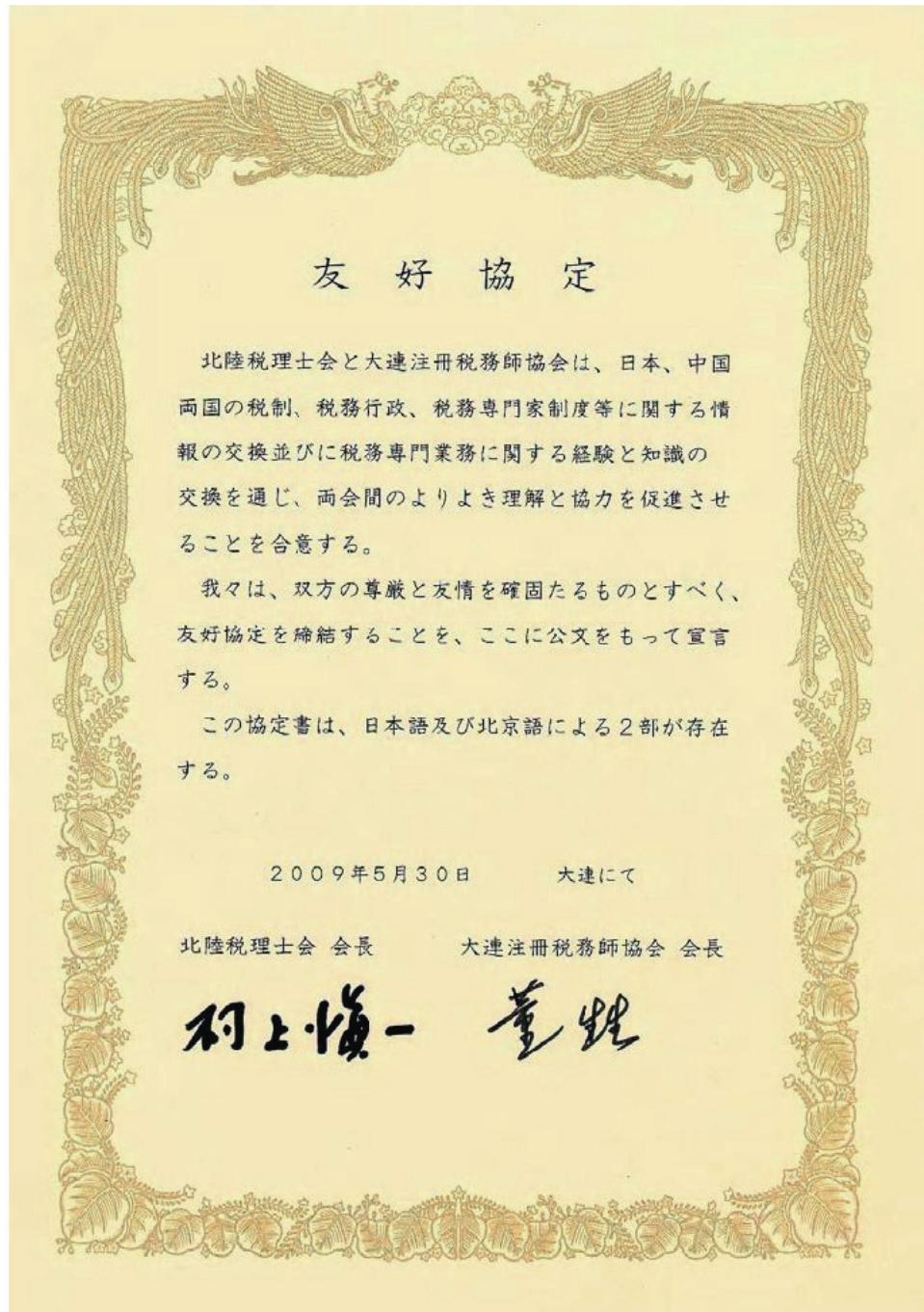
## 近畿会・デュッセルドルフ税理士会 — 友好親善合意書

Bereits Anfang der siebziger Jahre bestanden erste Kontakte einer Gruppe japanischer Steuerberater zur Kammer der Steuerberaterkammer Düsseldorf, deren Rechtsnachfolger die heutige Steuerberaterkammer Düsseldorf ist. Ziel seinerzeitigen Gespräche war der Informationsaustausch über Fragen des deutschen Steuerberatungsrechts, des Steuerrechts, des Rechnungswesens sowie der Finanzgerichtsbarkeit. Da bereits seit einigen Jahren zwischen zwei japanischen und deutschen Steuerberaterkammern Freundschaftsabkommen unterhalten werden, sind auf Initiative der Steuerberaterkammer Kinki die oben genannten Organisationen übereingekommen, insbesondere unter dem Aspekt der Internationalisierung der Steuerberatung, ebenfalls ein Abkommen mit folgendem Inhalt zu schließen:

1. Die Steuerberaterkammer Kinki und die Steuerberaterkammer Düsseldorf werden regelmäßige Kontakte zwischen Delegationen beider Organisationen mit dem Ziel fördern, das gegenseitige Verständnis fortzuentwickeln.
2. Beide Seiten werden Informationen über die Besteuerungs- und Rechnungssysteme, die Steuerverwaltung sowie Entwicklungstendenzen in der Rechtsprechung mit dem Ziel austauschen, die Fortentwicklung der Steuer und Finanzwissenschaft zu fördern.
3. Beide Seiten werden Informationen über Aufbau und Organisation des steuerberatenden Berufs in Japan und Deutschland mit dem Ziel austauschen, zur Förderung und Fortentwicklung der Steuer- und Unternehmensberatung beizutragen.

 Yukio Haruyoshi  
友好華雄  
 Dr. Horst Vinken  
(Präsident)

北陸会・大連註冊稅務師協會 — 友好協定書



## 四国会・光州地方税務士会 — 友好協定書

## 友好協定

日本国四国税理士会と大韓民国光州地方税務士会は、両国の税制、税務行政、税理士制度等の発展に寄与する資料と情報をお互いに交換し、税理士業務に関する経験と専門知識、研究成果等の交流を促進することにより両会の親善と信頼を確固にし、税理士の社会的地位と尊厳を高めるため相互に協力することを合意する。

ここに我々は、今日の合意が両会の友好と親善を固める端緒になり、発展の礎石になることを確信しながら各々両会を代表して協定に署名押印し、この協定を証するため日本語と韓国語の協定書各二部を作成して各々一部ずつ保存する。

1997年2月12日

日本国四国税理士会  
会長 安藤福夫

大韓民国光州地方税務士会  
会長 金在九

日本国 四国会  
会長 今井和也  
大韓民国 光州地方税務士會  
會長 金在九

大韓民国 光州地方税務士會와 日本国 四國税理士會은 両國의 稅制、税務行政、税理士制度 등의 發展에 寄與하는 資料와 情報를 서로 交換하고、税務士業에 관한 經驗과 專門知識、研究成果 등의 交流을 促進하기로両會의 親善과 信頼를 確固히 하며、税務士의 社會的 地位와 尊嚴性를 높이는데 相互 協力하기로 合意한다.

이에 우리는 오늘의 이 合意가 両會의 友好와 親善을 다지는 端緒가 되고、發展의 確石이 될 것을 確信하면서、各々 両會를 代表하여 協定에 署名捺印하며、이 協定을 證하기 위하여 韓國語와 日本語의 協定書各二部를 作成하여 各各 一部ずつ 保存한다.

## 国際委員会委員リスト

委員長	友利 博明	(沖縄)
副委員長	鈴木 雅博	(東京)
副委員長	高見 正彦	(近畿)
委員	三根山貞夫	(東京地方)
委員	和田 榮一	(千葉県)
委員	前嶋 修身	(関東信越)
委員	瀧谷 和隆	(北海道)
委員	長谷部光哉	(東北)
委員	西村 高史	(名古屋)
委員	太田 直樹	(東海)
委員	山田 寿治	(北陸)
委員	松田 明	(中国)
委員	松岡 宣明	(四国)
委員	石丸 新	(九州北部)
委員	瀬山 美恵	(南九州)
委員	新垣 隆顕	(沖縄)
担当副会長	大前 香	(四国)
専務理事	宮田 義見	(近畿)

(カッコ内は所属税理士会名)

## 国際交流事業に関する報告書

2010年版

2011年5月発行

— 編 集 —

日本税理士会連合会国際委員会

— 発 行 —

日本税理士会連合会

〒132-0034 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館 8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>